

秋 田 県 公 文 書 館

# 研 究 紀 要

第 二 十 号

---

講演録

開館二十周年記念講演

「古代史上の秋田 ー秋田 北辺の鄙にあらずー」 ……新 野 直 吉… 1

講座記録

第2回徳川林政史研究所公開講座in秋田

「改革の幕開けー村と山の復興と秋田藩政ー」 …………… 25

昭和二十年代秋田県の職務分課の変遷について (二)

ー本庁事務部局附属機関・地方機関ー ……………柴 田 知 彰… 42

戸村家文書について

ー秋田藩藩政文書史研究の一視角ー ……………鈴木 満… 63

資料紹介

「郡方見回役加勢勤中日記」(文政八年) …………… 81

彙報

---

平 成 26 年 3 月

秋田県公文書館開館二十周年記念講演（十一月一日）

# 古代史上の秋田 — 秋田 北辺の鄙ひなにあらず —

講師 秋田県立博物館名誉館長

秋田大学名誉教授

新野直吉

館長さんからご紹介がありましたように、私は大正生まれの人間でありますので、見渡させていただいたところ、多分私より先輩の方はおられないんじゃないかなと思っております。もしおられましてら改めて敬意を表したいと思いますが、私の認識では、この席は秋田県の各自治体のしかるべき部門の担当をしておられる方々が中心となつた会であると理解をしています。もちろん一般市民の方も参加しておられるということも承っておりますので、承知はいたしております。所々で音声不明確になつたりするかもしれませんが、それは予めどうぞ御諒解いただきたいと思ひます。

題名を「秋田は北辺の鄙ではない」と掲げましたのは、なにも銜いをもつてではありません。私は、乏しい



研究業績ではありませんけれども、秋田の古代から現代に至るまでの文化を考察するに関わる仕事もやつて参りました。実はこの席にもその時冷雨に濡れた高橋学先生がおられますが、一昨日はあの雷雨の中で秋田城跡の文化財関係の委員会がありまして、雨にも濡れた人がいましたし、東京や関西から来るような人は「やっぱり秋田は寒いな」と思つたのではないかと思います。その中で皆さんも高清水にお出でになつて体験した方もおられると思いますけれども、あそこに復元されている古代の構造物、道路であっても、土塀であっても、建物であつても、一つも虚偽のものは無いわけです。皆学問的な考察を加えて、「これがあるべき姿である」として復元されています。一昨日は雨降りでしたけれども、今日は好天ですので、もし車などでおいでの方はちよつとまわつて見られたらすぐ分かりませんが、奈良時代の手法によつた外郭の東門などというのは、車中から見てもはつきりお分かり頂けますし、今申し上げた道路の幅、その構築物などは、なぜ一体、北辺の国にすぎない秋田に、これ程のものを造つたのかと目を疑うような立派さです。

往々にして秋田の人は、「秋田だは駄目だ」、「んだ、あんな奴が何とかになるからどうだ」とか、「まずいいがら、俺達いつばい呑むべ」という様な話を、多分皆さんも御自身はお言いにならなくても、耳にしたことはあられると思います。では秋田の人は本当にそういう自信を持っていないのかと言えば、そんなことはありません。おそらく東北六県の中でも、秋田の人の自己の心の中における自信は、最高のものだと思います。だから改めて外に求める必要が無い。だから我々の先輩の中で町田忠治さんという人は、あの早い時期から政党の総裁になった、もちろん戦争が絡まっけていて、時期に問題があつたとはいいながら、総理大臣にはならなかつた。

しかもこの秋田は明治維新の段階の戊辰の役では、東北で唯一の勤王藩であつたのですよ。殿様の爵位は、上から二番目の侯爵です。他の大名、東北で一番大きい伊達家は伯爵で、他は子爵位のところがいいところです。ですから形式では、確かに厚遇されたところか、評価もされたのでありましょうけれども、現実の問題としては「白河以北一山百文」という蔑視の言葉の中に含まれていたところから、格別飛び出していて秋田が尊敬されたとも考えられませんが。

賊軍として秋田に攻め入つて戦さには勝つていた南部藩の若い家老榎山佐渡は、切腹することで藩が国家に対するとするか、責任を取ることになりました。秋田藩にはそういうことは本当に無かつたのですけれども、それでも色々な事が維新後に起こつたことは、皆さん御承知の通りであります。そういうなかで秋田も、東北ひとか

らげの中での存在でした。もつと顕著なことを言つたら、賊軍となつた南部藩からは、皆さん御承知のように、五人の総理大臣が出ています。しかし、我が秋田県からは町田さんのように政党の総裁になつた人も含めて、一人の首相も出ていません。だから色々なことが言えるわけですが、私は秋田に半世紀以上住まさせていたたいて、皆さん秋田の人と同じ気持ちを持ち得る立場にあると確信していますが、その立場から言うと、皆さんは豊かなのです。心も。したがつて他に何も求める必要が無い、だから「一杯呑むべ」ということになるわけです。それに対し、恵まれていないとか、逆境にあるとか、他からは我々の価値が評価されていないとか、そういう風に思う人達の中には、自らが努力をしてその立場を勝ち取る以外の方法がないわけです。果たして小沢一郎氏が首相になるかどうかは疑問でありますけれども、例えば岩手県の方々はああいう風に頑張るわけなのでしょうね。ところが、そういう自己価値、妙な表現をしましたがけれども、自分のする自己価値についても、ややもすると秋田の人は「秋田は田舎だから」という話にもなりかねません。確かに人口も減つています。高齢化もトータルしたデータでは進んでいます。若者もだんだん出ていく傾向にあります。

しかし、私は歴史学の研究を仕事にしてきたわけでありますから、この秋田が歴史学的に見て、本当は決して田舎でないと考えられます。田舎というものの概念とか規定によつて違つてきますけれども、奈良時代に日本律令国家がこの秋田にああいう施設を造つたのですよ。ああいうものは他にどこにあるかといつたら、もちろん宮城県

の多賀城にありました。「岩手県にだって水沢に鎮守府があったべ」という話にもなるでしょうし、「紫波城もあるんじゃないか」という話になりますが、それなら我々も大仙市にある払田柵という、もうこれは日本で類なきかたちの国家的機関でありますからね、そういうのをちゃんと持っています。そういうような歴史的なところを見ると、繰り返しになりますけれども、一番簡単ですからどうぞ高清水でも払田柵でも行つて本物を見てください。こういうものを国家が造るところが「鄙である」、「田舎である」とか、「辺鄙なところで価値の無い土地だ」などということはあり得ないことです。それで「秋田は北辺の鄙ではない」というフレーズを、私は多分、平成八、九年の頃と思いますが、魁新報の当時の林社長から頼まれて書いた『論点 あきた史』という本の中で、初めて使ったのです。

鄙でなかったら何ということになりますと、実は皆さんもどなたも知つておられる江戸時代の北前船のような、鉄道が無いわけですから、海上交通というものが、経済的にも政治的にもあるいは文化的にもメインルートであります。そのルートはずっと続いてきた、そのことは、実ほどの歴史学者も、あるいは普通の人も常識で、昔そこで生きていた人は生活体験として知っていたわけですが、私は古代のことをやっていますので、その立場から見えてゆきますと、あそこにあのような秋田城が造られたことは極めて有意義なことです。何の役割をしていたかと言うと、以前の考え方は「蝦夷を制圧するための威厳を整えたのだらう」ぐらいであったのですけれども、そんなことはありません。それなら、すぐ南の庄内に出羽の国

府、今で言ったら県庁ですね、があるのですから、そこから高清水の丘まですすめたとところに第二県庁に当たるような秋田城を造る必要は切実にはありません。そして、あんな立派なものを造る必要もありません。

実は秋田城が持っていた役割の中には、外交があつたのです。これは私が若い時からそのことに関心を持っていた、日本海の対岸に渤海と言う国が八世紀から一〇世紀まで存在しました。わかりやすく言うと、今の中国東北部、粟末靺鞨（ぞくまつまつ）という部族が中心国民であります。ですが、他の部族も含めた、中国東北部の吉林省から朝鮮半島の北部、今の北朝鮮の大部分と考えてもよろしいと思いますが、その北部、それから沿海州、だから樺太・サハリンまでそれは及んでいたと思うような、広大な領域を持つている国であります。ただ日本のように稲作を中心とした栽培技術というようなものは、地理的条件がありますから、それほど進化もしておらず確立もしていなかったと思えますけれども、それだけに、その地域に合った色々な物産がありました。くどくなりましたけれども、秋田城はそういう渤海と言う国と国交を結んでいる上での玄関口でした。皆さんは小学生の時から、日本の外交の古い時代の玄関口は大宰府だという風にお習いになつておられた筈です。間違いありません、大宰府です。ですけれども、その大宰府に準ずる、準ずると言つても並ぶと言つてもよろしい、同じ役割を果たす秋田城というものが、実はこの秋田の高清水の丘に造られていたのです。そういうことを文献資料の上からは、早くから私は言っています

たけれども、その交流路を私は「北の海みち」と称しました。日本の古代文化は西の方から、例えば中国なら山東半島とか、舟山列島とかいうようなところから、西から入ってくる。ほとんどの大部分は朝鮮半島経由で入ってくる。常識論上では考えられていたわけです。常識論と言いましたけれども、学問的にもそう考えられていたわけです。しかし私は幸いにしてこの秋田に任地を得たことに動機があつたと思いますが、北に大きな文明を、外交も含めたあるいは交易も含めた、そういう「船みち」があるな、ということに気が付きました。だから、それを「古代日本における北の海みち」という位置づけをしまして、その「北の海みち」論を研究の中で展開したわけでありませうけれども、象徴的にそれをわかるのは、今申し上げた渤海との国交であります。

当然、ここに来ましても、都は奈良とか京都とかという近畿地方にあるわけですから、そちらの方に外交の使節は送ってやらなければなりません。船はその間、きつと秋田に停泊していたでありましょうから、その乗員、あるいは事務関係の人等は秋田城にとどまる、あるいは秋田に近いところに、船にいたかもしれないけれども、駐屯していた。もう御覧になつた方も少なくないと思ひますけれども、古代にも水洗トイレがあつたと言つて、考古学の専門家が本を一冊書いていますが、そういう動機になるような水洗トイレがあつたの清水にはあつたのです。ちゃんと復元されていますから、どうぞ御覧ください。そしてその水洗トイレが発見された段階で、私は、これは多分、渤海の国使、国の使が来た時に使わたのだらう、そう考

えた。何故かという、発見された当時は平成の初め頃でありましたので、若いお役人の方は知つておられないかもしれませんが、年配の方はよく御承知の、「官官接待」という、中央の官庁の役人がやつてくると、それを地方の官が接待することを、「官」が「官」を接待するから「官官接待」という言葉でいわれていたんですね、そういうトイレなどは官官接待をするか、外交官を接待する以外には必要のないものだ。ところが、官官接待であつたならば、先ほど申し上げた陸奥側の、しかも東北全体を中心の役割を果たしていた多賀城にも水洗トイレがあつて然るべきだ、ありません。

だからこれは間違いなく、渤海という国との正式交渉、もちろん、向こうから来るのは何とか將軍とか大臣クラスの間人が正使になつて来るのですから、相当の、百人を超すような人数が来るわけですよ。千百人以上の人がやつて来たことも、天平年間にはあるということが、ちゃんとした記録にあります。そういうような状況の中で、国家の正式な使者を受け入れるものとして、日本国家は北の海みちで来る渤海の人達に「大宰府に來い」などとは言えなかつた。結局は何十年か経つて、能登半島の付け根の羽咋というところに外交の使たちが来た時に泊める賓館（ひんかん）を造ります。そちらに來るように言つて、やがて秋田には來なくなりすけれども、全部で渤海が日本に正式な使者を送つてきたのは二百年間で三四回です。その三四回のうちの二、一三回位まではじめの段階、七〇年間に当たりすけれども、それは特別な事情があつた時以外はみんな秋田に來ます。

そして一番象徴的に、さきほど言いましたように考古学の専門家が古代にも水洗トイレがあつたという本を書くような動機になつた、秋田城の水洗トイレは、我々のような歴史学者ではない、ある意味で動物学など自然科学的な立場の研究をしている奈良の天理大学の研究者が、高清水の場合も排泄物、それがあそこに池がありましてそこに溜まつていた、千三百年近くも経つていますけれどもちやんと溜まつていた。研究者がこれを調べたら、よろしいですか、豚を常食にしている人々の排泄物でないとあり得ない寄生虫の卵が出てきた。しかも、この辺であるから、当然排泄物にたくさんなければならぬはずの、鮭、海のサーモンですね、を食べたような排泄物はほとんど無い。ということは、結局あの水洗トイレを使つていた人々は豚を主とする肉食の人達で、日本人のような海の魚を主として食べている生活はしていなかったことがはっきりしたわけですね。そして、その寄生虫の卵が、あと日本中で出てくるところは大宰府のトイレしかありません。だから、外交的な立場の使用施設である水洗トイレであつたことが実証されたわけです。

何でトイレの話をするような処に出張し、役所の仕事をしないで来たんだとお役人の方は今いらいらしておられるかもしれませんが、こういうことの仕事で秋田に出てこられた何時間かの仕事の遅れを挽回すること位、皆さんの若さと力をもつてしたら、屁でもない、どうぞ今度お帰りになつてからは非取り返して下さい。

外交的なこともだいたいわかりました。ここで時間を取ろうとは話に入る前には実は思わなかつたのですけれども、ちょうど一昨日、

秋田城跡関係の文化財の委員会があつて、それに出て、雷雨に打たれ、しかもさつき申したように高橋さんの顔を見たものですから、話がこの問題から入つてしまいました。ではここから資料に従つた話をいたします。

まず最初に「1. 地理的な位置」ということを書いてありますが、地理的な位置は実は日本列島の、今だつて「東北」と言われているように北の部分にあります。しからば、この地理的な位置ということによつて、どういう秋田文化の特質があるかと言えば、もう今言つたのでだいたいおわかりでありましょうけれども、これは今の私どもの日本人の直接の先祖、それは一万五千年位まで遡れるだろうと考えられる、縄文文化を持った人々、ですから一般に縄文人と申します。その縄文人であつた日本人の祖先が、やがて一万年も経つた後で稲作、稲作とここで断つたのは、その縄文時代といわれるような一万年以上の時代の中にも、当然我々と同じ頭をもつているんですから、知識は今のような自然科学的なものはやらないわけですから、そこは違ふでしょうが、基本的な知恵とか能力というものの基本型は一万年前の人でも我々の祖先です。だからその人達は今から見れば昔の人間は野蛮で未開で馬鹿だなどという風に考える人がいないとは限りませんが、そんなことはありません。素質は同じで、ただ体験するものや学習するものが違いますから、ことに自然科学的なことについての知識などは、比べようがないほどであつたとは思ひます。ですが当然山へ行つて栗や胡桃や果物を採集して行くよりも住んでいる集落の近くに林を作つた方がよいなどというこ

との判断も当然したでしょうし、さつき鮭の話が出てきましたけれども、当時のきれいな川には秋になれば黙っていても鮭がのぼってくるでしょうし、秋田の海には鮭も、また当時は鮭も押し寄せてくるでしょうし、そういうところが生活の上で不便であったり貧しかったりとは考えられません。

しかも、ここで古代のことですけれども、それ以上に分かりやすいのは、本日は中世のところまでしかお話をする予定をしてありませんから、資料は用意していませんが、江戸時代の近世に、秋田にも天明の飢饉とか天保の飢饉という飢饉がありました。何人かの人間はもちろん亡くなったりもしました。だけれどもそれは凶作の年、あるいはその翌年位までで、直ぐ挽回してしまふ。ところが奥羽山脈の東側の陸奥国では、場合によっては今原発問題が騒がれている福島県のいわきの丘陵地帯まで、多くの場合冷害が及びます。ですから岩手県の場合も、あるいは青森県の南部方面の場合はそのような被害をずっと受けていたと思いますけれども、千島海流の流れによる寒流の影響ももちろんありますし、寒い風の影響も当然あるわけでありますが、飢饉は何年も続く、だからなんとかして秋田側に山を越えて来て食物にありつこうと思つて山をよじ登つてきながら、結局は小安の方などまで来ることができないで事切れたような人々の死骸が累々と奥羽山脈東側の山道添に残つていたらしいことは、当時日本を旅行していた西南日本の文人達の記録にも顕著に出ています。

秋田では一年や二年、飢饉の影響を受けるけれども直ぐ挽回して

しまふ、だから天保八年（一八三七）春に陸奥側の熊谷新右衛門と言う、気仙郡の棟梁などは秋田側に米の買い付けに来ました。皆さんは直ぐ、秋田平野とか本荘平野とか能代平野とか平野部に来たんだらうなどお思いになるのですが、来た先は矢島、矢島は盆地ですよ。だけれども、その山に囲まれた盆地の中であつてさえも、出羽側の方はちゃんと陸奥から米を買いに来た者に売つてやれるだけの収穫量があつたわけです。新右衛門は当然、本荘の町で縁日おくなりなどを見て羨ましがつたり、それからこの秋田の方にもやつてきています。土崎の料亭では料理を食べて美味しいと言つていますし、それからなんと秋田のどこかで食べた物の中には「かすていら」、カステラですね、「かすていら」がある。それもちゃんと書いてあります。そして、秋田にはたくさんさんの芸人たちが江戸や上方からでしょうね、巡業に来ていて、そういう遊びを受け入れることができるだけの豊かさを持つている、それよりも陸奥側から峠を越えただけの小安温泉では、そこにいる湯治客の秋田の人は呑めや唄えやで踊りをおどつている、むこうは餓死しているのですよ。そういう豊かな秋田であつたわけです。

江戸時代の話ですよ、それでもそうなのですから、今私がそれより千年前の話をしていく段階だつて、自然的気候条件がいかに我々の生活を左右していたかと言うことは明確であります。しかもそこに中国大陸からの国家的交易までは、まだ渤海の段階にならないとありませんけれど、以前も私貿易は当然行われた訳です。色々なものが入つてきますけど、その中で一つだけみなさんも「へえつ、ほ

おつ」と思うものがあると思うんですが、蜂蜜、シベリアとか沿海州とか満洲とかなんかで採れたんでしょね、蜂蜜がほとんど毎回、例外なく入ってきています。「ああそうか、当時は砂糖が無いから蜂蜜で甘みを取ったんだな」とお思いになるのでしょうか。私もはじめはそう思ったのですが、調べてみたらそうではなくてこれは蜜蝋（みつろう）という、蠟燭（ろうそく）をつくるための原料だった。当然日本からは、米や絹織物や、そういうものを相手側に送つたというか、売つたというか、交換したというか、ということになります。

もう一つ、東北地方には、平安時代になつても金売り吉次の説話があるように、金を売買している行商人さえ都に行っていました。金はどこから来たのか。中には「東北地方は金が産出していたから、平泉文化が起こつたんだ」などという単純な理論を展開している人もいますが、この金のほとんどは、北海道島や、海の向こうのアジア大陸から来たものであります。その土地で採れた金は平安時代といえども簡単に売買するなどということの対象には認められませんでしたが、はじめから商品として入ってきているから金売り吉次が都に行つて金を売つても犯罪にならなかつたわけですね。というようになことがわかるから、いかに北の方と密接に交易したかを推知できます。また別の出来事でも考えられます。たとえば後三年の役の時には、負けた清原氏の大将家衡は北の方に逃げようとしたわけですよ。なぜか。北へ行つたら取引もして知人も多く、安全に匿つてもらえると思つたからですね。これは後三年の役といわれてい

るその戦いの時だけではありません。平泉の藤原氏は四代目泰衡の段階で、頼朝の軍隊のためにつぶされてしましますが、その時に泰衡が逃げようとしたのも北の方です。経路は米代川の流域をたどつて多分能代の港から逃げようとしたんでしょね。だけど、二井田で土地にいた河田次郎に裏切られ、殺されてしまいます。だから、陸奥側の人達さえも山を越えて秋田港なり能代港なりというようなところで海みちに着いて北に逃れれば、そこは北海道島の半島部であるか、さつきから言っている樺太であるのか、それどころか黒竜江・アムール河の河岸であるのか、とにかくそういうところに逃避をして余生を送ろうとか、挽回を試みようとか、ということを考えられるような関係にあつたわけです。

そういう港は十三湊などがありますけれども、秋田港とかもそうでしょう。それから男鹿半島がまた海上交通の上できわめて有力な自然的好条件、ですからここまでは自然の海流も完全に流れてきますので、向こう側のそれほど長けていない航海術にも合うものだったのでしょ。それからだいたい計算してみると一隻に二〇人しか乗れないような小さい船ですけれども、そういう船団でも、十分に男鹿半島までは安全に航海してこれる。それから南の方に行くと、大きな対馬海流の関係で思うようにいかない、下手をすると佐渡島の方に流される。だから、秋田までは向こうの連中は安心して来たわけですね。日本国家もそういう外交を認めて秋田に、さつきから言っているような外交をも司るあの施設を奈良時代に造つたわけですよ。中の殿舎などは予算関係もあつて復元することは出来ませんで

したが、模型で復元してありますから、どうぞ御覧下さって昔を偲んでください。国家形態というものを非常に重んじた律令国家時代の奈良時代に秋田にああいうものが造られているということを考えたら、「秋田 北辺の鄙にあらざ」という言葉を使ったことも、決して法螺などでは全くない、極めて地道な認識を文字にしたものであることを御理解頂けると存じます。

次は、お話をするといいても歴史の話ですから、年表をつくっておきました。皆さんの中にもこういう話を聞きに来られる方ですから、歴史の問題などに造詣が深い方がたくさんおられると思います。ひよっとしてこの年表を見てこれは間違いだと思いいなる方もおられるかもしれません。本日の催しは県の仕事ですけれども、この年表をつくったのは私であるという責任をあらわすために、そこに私の名前を書いてあります。もし皆さんの持つておられる知識でこれが違うというものがありましたら、批判の対象は私にして下さい。公文書館には責任ありませんので、どうぞ。

で今度は「2. 蝦狄（かてき）」と記されているが」の段です。「蝦狄（かてき）」と記して「エミシ」、いいですか、「エミシ」と読むのです。「エゾ」とは読みません。子供の時から知っている「エゾ」とも読むといわれているのは、「蝦狄（かてき）」ではなく「蝦夷（かい）」、下が「夷（えびす）」という字ですね。一般的には「狄（てき）」という字を書かないで、「蝦夷（かい）」で「エミシ」との読みが普通のことなんです。だが『続日本紀』という六国史の中の二番目の本、奈良時代の事を書いたのですが、平安時代の初

めまでカバーしています。それをみると陸奥側を書くときには「蝦夷（かい）」、出羽側を書く時には「蝦狄（かてき）」とある。

これはなぜかというところ、皆さん御承知のように、皆思想の中国では古代から「東夷」、東のエビス、「西戎」、西のエビス、この「狄」を書いてある北のエビスは「北狄」、南のエビスは「南蛮」。そして自分のところは「中華」だ。少し声を小さくして言えば、うぬぼれもいい加減にしてくれと言いたい気もするけれど、五千年も前からの世界的文化を誇っていたわけですから、古い時代からやっぱり主体的に自分たちの立場で言ったらそうなるでしょうね。

では、なぜ一体、奥羽地方とか東北地方とかという風に一括され、しかも古代においても多賀城にあった鎮守府に鎮守將軍、平安時代には鎮守府將軍と呼びますが、奈良時代には鎮守將軍と言っています、その將軍が東北の軍事を全部一括していた筈なのに、書き分けるんだらうということですね。でも、実は本来我々の出羽国は北陸道の延長だったんです。なぜ、そんなことになるのというのは、この年表を見て下さい。齊明天皇の四年、六五八年、阿倍比羅夫、これから三年間北に航海、北航する。「靺田（あきた）」、こんな字



が最初に使われていた、その「罫田」の「恩荷（おんが）」、「オガ」ですね、と会う。「オガ」は、この場合は人名です。以北で港津を掌握し、さつき言つた淳代、津軽十三湊と、三郡を建て渡島へ、渡島（わたりしま）とは北海道の半島部のことです。そこで「肅慎（しゅくしん）」と接触。肅慎というのは、中国大陸北の方の部族です。漢民族とは違う部族。さつき言つた靺鞨族などと並ぶような、主として狩猟民族と言つた方が良いでしょうね。そういう人たちなんです。この阿倍比羅夫というのは、実は水軍、今で言つたら海軍ですね、水軍を持っている提督なんです。ところがもう少し後になつて律令体制が確立すると、日本にも国家軍、国家の軍隊が出来ますが、この段階は国家の軍隊はまだ無い。軍隊もそれぞれの氏族の長が持っている私軍、私（わたくし）の軍です。天皇も身辺を守る軍隊、近代国家で言えば近衛兵に当たるものですね、は持っていますけれども、そんなに沢山持っていない。「天皇」というのは律令制が出てくる頃になつてからであつて、その前は「大王（だいおう）」と書いて、「オオキミ」と言っていたわけですけども、大王（おおきみ）を守るのにその手兵だけでは足りない、そこで大王に昔から近い臣下として仕えていた大伴氏、物部氏という豪族が持っている軍隊で、天皇の身近な軍を構成していました。

で「港津を掌握し三郡を建てた」と書いてありますが、「郡（ぐん）」「コホリ」というのは、この上に「国」というものがある状況の地方制度の段階です。分かりやすく言えば、「郡」が今の郡だとするならば、「国」は県に当たると考えて下さつたら、まつたく

同じではありませんが、ほぼ類似の形はイメージ出来ると思います。では、その三つの郡とは何か、秋田郡、淳代郡（ぬしろぐん）、津軽郡で、津軽半島までです。阿倍比羅夫は軍隊を持っている水軍の提督だと申しましたが、彼の国家的な役割は何かというと、越国守（こしのくにのかみ）です。越国の国司ですね。非常に広域の地方長官であるけれども、今の県知事のようなものだったと考えるください。広さは道州制ほどになるわけです。だから越国というのは今の北陸道ですから、当然そこからこのような国家権力が一番先に接触した段階で地方組織が作られた時に、越国の秋田郡・淳代郡・津軽郡が建てられたんですから、ここは日本古代国家にとっては北陸の延長上の区域で北であつて東ではない。だから奥羽山脈の東側については東山道の先の東夷だから、皆さんがよく御承知の「蝦夷（かい）」という文字を使って「エミシ」に当てましたけれども、出羽側は、もともと「出羽」というのが、年表の「和銅元年（七〇八）、越後国出羽（いでは）郡建置。」のごとく、出発が本来越後国の一部だったんですよ。だから、当然、北陸道なわけです。それで翌年、出羽柵が史書に初見するのです。

そして今度は和銅五年（七一二）に出羽国として分立される。北過ぎるので、岩船郡より北の方にある郡は越後国で治めにくいと考えたんでしょうね、それからまだ半世紀くらいしか経っていませんけれども、以前に阿倍比羅夫が来た段階では越後国も無い。越国という北陸一つで、それから越後国・能登国・越中国・越前国・加賀国（加賀国ができるのは平安時代）、そういう風に分かれていった

んです。越国といわれていた段階の、越国の役所は後の越前、敦賀がある辺りと考えて下されればよろしいんですが、三国の方が中心だったようですけど、そういう方に越の国府、今で言えば県庁はありました。この阿倍比羅夫というのは、そういう北陸道の県知事に当たる職だったんです。ですから、その越国から越後国が分かれ、越後国の一番北の郡として出羽郡が置かれたのですから、我々の秋田人の祖先にあたる人達を、東を表す「夷」ではなく、北を表す「狄」という文字で呼んで来たということを御理解していただけたと思います。だからこれは文字上のことであって、さつきから言っているように我々の祖先は同じ縄文人でありますので、我々が南の方の連中と異人種であるわけでもなんでもありません。ただ北の方にいる人間、東の方にいる人間を中国にあつた中華思想に基づいて書いた。だから、西の方にいた九州の人などは皆さん御承知のように「熊襲」などといわれたりしたわけです。

さて今度は二番目のところはだいたい理解していただけたと思うので、「3. 『秋田』と文字表記されるのは」です。さつきも見ましたように、最初の年に阿倍比羅夫の軍隊にいた書記官は、この土地を何というか、「アギダだす」、そういう風に言ったかどうかは分かりませんが、「アギダ」、そうするとどんな字があたるかなと思ってみますと、「アギ」ですね、あ、ごをあらわしますから一番近い発音したら「アギダ」となると思います。ところが、これは斉明天皇の四年に来た時の書記官の書き方で、それから三年間北の方に来たとそこに書いてありますが、二年目の斉明天皇の五年に来た時の軍

隊の書記官は「アクタ」と聞いたとみえて、この「鰐(あぎ)」ではなくて、飽食暖衣の「飽きる」の「飽田」と書いてます。それを今度正式に、天平五年、七三年のところに、「出羽柵(いではのき)」、「いではのさく」を秋田村高清水丘に北進した際の記述で「秋田」と表記します。国府は庄内にありました。そこで北進すると内陸も守らなければいけませんので、横手盆地の南の方に雄勝郡を設置します。このところに初めて、今私どもが使っている「秋田(しゅうでん)」という文字表記で秋田が表記されています。その前に表記されたかも知れないけれども、今残っている資料の正式なものが、これが最も古いものであります。

ところで、我々は何の気もなしに「秋田」だと書いているけれども、「秋田(しゅうでん)」という文字を使って、先に「鰐田」とか「飽田」と言っていたところを表すのはどういう意味があるかということですが。秋の田圃と言ったら、今時分はもう刈り取られてしまいましたけれども、皆さん御承知のように秋田の秋の田圃はこの古代の時から本当に見事に黄色く実っている田圃であつたと考えられます。だからこの美しい秋田の田圃を見た役人は、「鰐田」とか「飽田」といった文字表記では全く当たらない、秋田というところは秋の美田が示すように豊かな米産地の、耕作文化の行き渡つた土地だという認識によつて、この文字表記をしたんです。皆さんの中には自治体のお役人もおられますので、市町村合併などを体験したと思いますが、その時には考えられたでしょう、こういう文字にしたらいいかな、この文字がいい、どうもどの文字でもうまいかな

いから仮名文字にするか、などと多分いろいろ評定があつたと思ひます。古代も同じであつた筈で、古代の役人が正式の表記として「秋田（しゅうでん）」という文字を使つたのは秋田は稲の実る誇るべき土地だという自信の命名にあつたに違ひないのです。それが「秋田」と文字表記された理由です。古代において稲作が行き渡つて、「秋田（しゅうでん）」という美田を地名にするようなところが鄙である筈がありません。

四番目、この話も最初にしましたが、「4. 秋田城や払田柵は何を語る」か。これだけの施設を奈良と同じような形で、払田の場合は、この辺が木材を産出する、秋田杉は後世にだけあつたわけではないのですから、そういう関係もあつたのでしよう、行つてみればわかるように、復元されたもののように、払田柵の場合は木材を堀に使つています。ですが秋田城の場合は外交的なこともありますので、今申しましたように大和や向こうの方の、今なら法隆寺にでも行つたら土塀を見ることが出来ませけれども、そういう手法で造つてあります。その通りに復元してありますので、御覧になるとあちこち剥けている。大和の方では冬寒いと言つても雪も余り降りませせん。凍りもしませんので、それほど問題も無かつたでしようが、こつちは北国ですから、どうしてもああいう風になります。あれをどのように修理するかということも、一昨日も当局者との間で話題になりました。

で今度は「5. 秋田城には何故水洗トイレが有つたのか」。これは、はじめに話しましたから、お分かりいただきましたね。

今度は「6. 大物忌神が遣唐使船を護り崇められた所以は」、と書いてあります。年表を見て下さい。せつかく年表を作つてありますから、今まで言及しなかつたところも一応あつていきます。大化元年（六四五）、大化の改新、間もなく陸奥国が設置された。「みちのおくのくに」と当時は言つていました。だが出羽国（いではのくに）はさつき言つたように、まだ和銅五年、七一二年でありますので、半世紀以上の差があることがおわかりになるでしよう。それはこつちが遅れていたと昔の学者は考えていた。陸奥の方は進んでいたの先に国ができたが、出羽の方は遅れていたからだ。だがそうではない、もうちゃんと郡までつくられていたわけですから、遅れていたわけではなくて、「取えてそこに」ということであつたわけでしょう。ではなんで一体、正確にもつと正式にしなかつたかを言わないと、皆さんの中には疑問が出るでしようね。

これはですね、阿倍比羅夫は水軍を持っていますから、毎年でもこつちに来て良かったわけですが、三年間しか来なかつたのは比羅夫が転任したんです。越の国守であつた、越の方の県知事であつた比羅夫が、大宰府の長官、大宰帥（だざいのかみ）、御承知のように、「元帥」の「帥」という字を書きます。大宰帥（だざいのそつ）というものに転任したんです。何故いつたい北陸から九州に転任させられたかというところ、これから三年後位のところで、朝鮮半島で戦争が起こります。白村江（はくすきのえ）の戦い、白村江（はくそんこう）の戦いといひますので、なかに学校時代に習われた教科書の文字を思い起こされた方もあります。この当時の朝

鮮半島には、北に高句麗、南の東側に新羅、南の西側に百済がありました。この三つの国と日本との関係を申しますと、百済は同盟国、だから百済の王子が、日本に、今の言葉で言ったら、外国留学みたいなものですね、していました。もちろん、日本からも勉強しに行った者がたくさんいるわけですね。同盟国ですから。それから、高句麗の方は、高句麗の仏教が日本に一番先に飛鳥に、飛鳥寺といわれているお寺、皆さん御覧になったことあるでしょう、あのお寺を建てたのは、高句麗仏教なんです。だからあのお寺の形式は、高句麗仏教の形式になっています。そして、もつと象徴的なことは聖徳太子、近頃は聖徳太子がいなかったなんていつて喜んでる人もいます。聖徳太子がいなかったわけではない、伝えられているような、仏教のうえで伝えられているような聖徳太子の姿であつたかどうかということについてはもちろん色々考えるべきところがありますよ。だが聖徳太子がいなかったというのは、それは注目を引くためのスローガンみたいなものでしょうね。その聖徳太子の先生は高句麗人だったのです。だから、それをみてわかるように、高句麗は日本と友好国。では新羅は、今の言葉でいえば、仮想敵国となるでしょう。

現実に倭の軍が海を渡つて新羅と百済を攻めたということが高句麗の好太王陵碑に記されています。吉林省の鴨緑江の河岸に近いところに通溝という平野がありますが、そこに碑は建っています。私は幸運にも昭和五九年（一九八四）に、戦後においてまだ正式に毛沢東政権が日本の学者が好太王陵碑を見ることを許さない段階だつ

たのですけれども、吉林省と友好県であつた宮城県、我が県は甘肅省と友好県ですね、友好関係であつた吉林省が宮城県から色々農業等の指導を受けた恩恵に報いるために、日本人が見たいと言っている好太王陵碑を見せたい、北京政府も結局一〇人位ならいいだろうとなつたらしくて、昭和五九年（一九八四）に一〇人の学者が見ることを許された。だけどこの日本側の学者も宮城県だけで行くのは勿体ないので、日本中広く求めようとなりました。しかし、中国の側で認めたリミットは二〇パーセントだった、一〇人ですから二人までは宮城県以外からでも良いということになります。私は運良く東日本から選ばれ、西日本からは京都大学の上田正昭教授が選ばれました。当時は吉林省の中でも通化辺りまでは日本の電気業者なども入つていたようですけれども、そこから奥は初めてだったので軍人がずつと護衛してくれたのか警戒されたのかはわかりませんが、ついでにいました。しかも単に銃を持つていただけじゃなくて、銃にはちゃんと銃剣が装置されていましたよ。それで好太王碑をこの目で見る事が出来る幸運に恵まれたわけですけど、その好太王碑には、倭が四世紀頃になりますけれども、海を渡つて百済と新羅を破つたとちゃんと書いてある。ですからそういうような時代から、やつぱり日本の国の西側の方から向こうとの間に武力衝突も含めた関わりがあつたわけでありまして、この七世紀半ばに起こつた白村江の戦いでは、百済を援けに日本軍は阿倍比羅夫の軍隊も行きました、安曇比羅夫という海軍の提督の軍隊も行きました。行つたけれども、新羅の後ろには唐という大国がいたのです。一種の同盟関係ですね、

あるいは属国関係と言つてもいいかもしれません。

それで、白村江の戦いは残念ながら敗戦をしました。だから、海戦史、海の戦いの歴史をやっている学者の中には、この白村江の戦いとミッドウエー海戦、これが日本の海軍の二大敗戦だという説を立てている人もいます。そのために六六三年に百済は滅びました。やがて高句麗も数年後に唐の力で滅びました。朝鮮半島にあつた同盟国も友好国も失つて、朝鮮半島は新羅という仮想敵国の一国になつたわけです。そういえば年配の方は多分子供の頃に、私の習つたような国定教科書にはあつたわけです。昔は、神功皇后の新羅征伐という物語が歴史の本に書いてありました。にかほ市の方も会場におられるかと思えますけれども、秋田県では、象潟には新羅征伐を終えて、日本に引き揚げてきた神功皇后が最初に帰り着いたのは象潟だという伝承がちゃんと今も残っています。

そういうようなことがあつたので、阿倍比羅夫は三年間しかこつちに来ることができなかつたのです。越国の守が代わつたわけですが、今度は軍隊など持たない文官が国守になつたとすれば、津軽半島までやってきてそこを巡察したり状況を見たり、郡司になつた豪族達を、郡司は原則土地の豪族達ですからね、豪族達を指導したりすることは出来なかつたわけです。だから、ずっとそのままになつていたが、今度は、令制の一国になつたのです。出羽（いでは）という言葉は、越後国の郡になつた時に、越後国の岩船郡から北方に出つ張っているの「出端（いでは）」となつたのだと考えられますから、それ以前は「出羽（いでは）」といつていたかどうかは

わかりません。だけど要するに北陸の北に連なる東北地方の今の出羽側、そういうものはこの段階からすでに郡を建ててもいいという、文明地帯であつたのです。その段階、陸奥側はどうであるか、皆さんおわかりのように、宮城県北部から北の方はほとんど手付かずの状態であつた、中央政府からはね。そういう差があつたということです。それから、今度は和銅五年（七一二）に出羽国を分置した、そして陸奥国から最上郡と置賜郡、山形県の内陸地方ですね、そこを出羽国に移管します。二郡を陸奥国としていたのは、今の山形県域を出羽山地で沿岸部と内陸部を区分していったんですね。確かに今でも方言も分かれてきます。それをどうも沿岸部だけではあまりにも細長すぎると考えたらしくて、陸奥国であつた最上郡と置賜郡の二郡を出羽国に合併したのでしょう。そして出羽国の行政の中核は、本来の出羽であつた庄内に置きます。

養老四年（七二〇）という年に、渡島津軽津司諸君鞍男（もろのきみくらお）という役人達六人が靺鞨国の視察に大陸に派遣されます。国家の対象が、先にあつた肅慎から七世紀末に震という国を建てた靺鞨に移つたことを示しています。津軽津司というんですから十三湊から今で言つたら松前でしょうね、函館港までは行かない木古内・上磯とか七飯の辺りかな。そういうところにあつた港を総括する中央から派遣されていた役人が諸君鞍男という人であつたわけです。その官人が六人で歩けるということは、同行者が地方の豪族であるにしろ、その役所の役人であるにしろ、それがしつかりした組織になつていたということがお分かりになるでしょう。

ところが、奥羽という言葉で一括されるような行政処置が、養老五年、七二一年に出来ました。それは、この養老五年に、按察使（あぜち）、按察使（あんさつし）、これは中国にある制度を受け入れたものですが、中身の役割は、中国と日本では若干違います。日本では「あぜち」と呼んでいます、その按察使というものが各地方に置かれまして、今問題になっている、道州制の問題をお役人の方々も考えておられるでしょうが、その道州にあたるものなんだと理解して下さい。あるいは州でもいい。その広域の範囲、いくつかの国をまとめて、それを支配するというか、統括するものが按察使です。陸奥の按察使府は、多賀城に置かれました。その按察使に出羽国も属するということが、この養老五年（七二一）に決まった。これからです、奥羽というものが一体化した行政単位として中央からは把握されるのは、多賀城に多賀城碑というものがあって、それなどを読むと色々分かります。

ところでよろしいですか、私がさつきから渤海の話をしました、我が国の方からも北の海みちがあつたので交流があつたらうとは申しましたが、海流の関係などがあつて向こうは寒いですから、私が言った米とか絹糸、そういうようなものは向こうでは非常に魅力なわけですから、向こうの方から日本と国交を開きたいと、渤海は考えたわけです。その鞅鞞という言葉を使っているのは、鞅鞞族という部族、さつき言いましたが粟末鞅鞞という部族、その隣の黒竜江の方には黒水鞅鞞といわれる部族がいます。これらが中心になつてつづつた渤海国から第一回の渤海使が出羽に來航しています。何回

も申しますが、よろしいですか、もしも秋田が田舎で行つてもしょうがないようなところだと渤海側が考えたなら、どんな苦労をしたつて大宰府に來るなり何かをした筈です。ところが彼らは、国交が無い、私貿易、肅慎時代からちゃんと來航して、阿倍比羅夫と接触しているわけですから、そういう時代から、もう海外交易とか交流とかの意味からも、この辺りが十分に開けているということを知っていたわけです。そうでなければ、ここに正式な国使を送つてきたりしません。それで、日本政府もこの国を友好国高句麗の後と位置づけて、外交を司ることになつたら庄内では、さつきから言つてる海流の関係で無理なので、秋田の方には是非役所を造らうということ、秋田村高清水丘に出羽国国庁の半分の機能をといつたらいいか、外交機能を持たせたものを設置したわけです。

東北には古代から名馬がいます。ところが、考古学の先生方なども当然そういうことは知っているわけですが、骨が出てこない、馬の骨、出て來てもそれは西日本と言つたらいいですか、中央日本といつたらいいですが、そういう方の馬の骨と同じだ。「どの馬の骨だか知らない」という諺がありますけれども、同じだ。だから、東北地方に特に変わった名馬がいたわけではないという、こういう考古学上の考え方がとられ、要はそれがオーソドックスな考え方であつた。だけども私は、正倉院文書の中に、天平五年（七三三）に、高清水に出羽柵（いではのさく）が造られたその年に、出羽国から馬五匹が北陸道經由朝廷に献上されたことが、正倉院の文書、正倉院には古い資料が残っていますからね、わかります。そうして

翌六年には、陸奥国からも馬四匹が今度は東海道經由で都に献上されたことが資料で分かります。でも、匹数は出羽では五匹、陸奥では四匹ですよ。数匹しかない。ところがこれから後、いちいち年表などには出てこないかと思えますけれども、平安時代になっても平泉の藤原氏なども献上しますし、多くの東北に関係を持った役人達は京都の方に東北から名馬を二〇頭とか一〇頭とか、平泉が贈ったのは三頭だったかな。そんな風に贈ります。ですが、この今残っている一番最初の資料として天平年間のもはわずかに数匹なんです。

そこで私は考えたんです。何を考えたのかと言いますと、この馬は南の方から伝わってきた日本に古くからいる馬とは違う馬だ。では、どこから伝わってきたのか。さつきから言っているように、間宮海峡は、七キロしかありません。そこを上手くゆけば馬を泳がせて樺太等に連れて行くことが出来るし、筏に載せてくることもできます。渤海は小さい船しか造っていないと先に言いましたけれども、筏ならなんぼでも広くつくれるわけで。それから、宗谷海峡もみなさん御承知のように、向こうがちゃんと見えますから、馬も連れてくることは不可能ではありません。津軽海峡も同様です。そしてこの馬は満洲の隣は蒙古で、蒙古は世界に知られる騎馬民族の国です。当然、ヨーロッパの馬ともかけあわせが行われていた可能性も現実性もあります。そういう要素を持った馬を北の海みちで、それは津軽であったか、能代であったか、秋田であったか分かりませんが、出羽側に上陸させたんだ。そこで飼っていたら、数年経てば子ども

も産まれて、その若駒を都に献上することは当然可能になります。年数は、第一回の渤海使が来てから然るべき時間が経った状態において、この馬の献上は行われているのです。

私は、盛んに「北の海みち論」と言っていますが、昭和三〇年代に私が初めて用いた語は、「北の馬みち」だったんです。これもまた随分反発を食いましたね。今言ったように、出てくる馬の骨はみんな同じなんだ。「東北地方からそういう優れた馬の骨が出てくるなんてことは無い」というのは、考古学からも述べられることなんです。だから今度、今現在生きている馬で証明しようと思つて、ずつと西の方に行つて木曾馬とか、四国に残っている古い馬とか、九州の対州馬とかを尋ねました。それから一番面白かったのは鹿児島県の吐噶喇（とから）島などの方に残っている小さい馬がいることでした。本当に小さくて驢馬と同じくらいの大きさです。これは昔から飼われていた馬なんです。それから沖縄の方にもみなさん御承知のように与那国馬など昔の馬はいますが小さい。宮崎県都井岬にも放し飼いされている馬がありますが、これはやはり下北半島の寒立馬（かんだちめ）と同じように放し飼いにはされていますけれども、後世の馬の種が混じつてますので、中ぐらいいなっている。しかし、鹿児島県に残っている、吐噶喇馬は、本当に昔からの大きさです。どうぞ機会がありましたら、開聞岳の近くのところに公園的に、とうか動物園とまではいかないけれども、飼っているところも、私は若い時に見ましたので、今もあるかもしれないから、お寄りになつたらまことに小さいことがわかります。

私は、これを朝鮮半島と中国大陸でも証明したいと思って、探しました。朝鮮半島では、江原道で一匹、それから、そうですね、南の方で公州でも一匹見ましたが、北部の江原道の江陵でも一匹見ました。清州の町では一匹出会い、それはオスで、ちょうどカメラに収めることが出来ましたので、『論点 あきた史』にもその写真を載せた記憶がありますけれども、中国に行つては、北京で一匹見つけましたし、長春で一匹見ました。そのぐらいもう、小さい昔のものはいません。「あつ、あそこにいる」と思つて中国大陸の中を喜んで走つていったら、驢馬でした。そういう小さな馬が漢族の間にはいたんです。ところが、私の書いたものを見た名古屋の人が、「あなたの書いたものを見た。私は、支那事変、といつていた日中戦争ですね、の際に中国大陸で、中国軍の将校が、将校がですよ、小さな馬に乗つてよちよちと走つているのを見ました。ですから、あなたの言つているように、確かで、漢族は小さい馬しか昔は持つていなかったんですよ」といつた趣旨を手紙で言つて来てくれました。だから、私は蒙古族などが使つていた馬の種を受けた、そういう渤海の方から入つてきた馬は、当時、南の方の官牧場などで養成していたというか、育成していた馬より優れた能力を持つていて、馬体もいくら大きかったんだと思います。賀茂競馬（かものくらべうま）という競馬をよく公卿達がやつていて、天皇ももちろん見たんでしょうが、京都では愉しんでました。だから平安時代になつても、東北の名馬の流れを贈りたかつたんでしょうね。南部馬などというものが後世まで名馬だとして残つていて、あの馬は当然

西洋系の馬の血が入つてしまつていてと思いますけれども、そういうものの育つてくる、あるいは育成される牧場が一戸から九戸までつくられるような、そういう下地というものが、古い時代に出羽の方に伝わつたものが冬でも雪の降らない陸奥側に牧場をつくつて育成された可能性が極めて高いですから、それで、今のようになつたのだらうと私は考えています。あるいは別な考えの方もあるかもしれません。

さて、天平九年（七三七）には、大野東人が多賀柵から雄勝經由で出羽柵へ直路を開設しようとして大進軍をした。六千人位の軍隊で、だが出羽側では、出羽守、出羽の国守田辺難破（たなべのなにわ）はじめ、出羽の横手盆地の族長達も「そんな仰々しい軍隊を入れないで欲しい、我々は大丈夫、ちゃんとやるから」と言つたんでしょうね。それで、今で言うところと金山町に当たりますが、その辺りまで軍隊を進めてきましたけれども、大野東人というのはちゃんとした良識ある將軍ですから、あと軍隊は撤収しました。陸奥まではそういう大軍をもつて征夷というようなことを行おうとしたのですけれども、少なくとも横手盆地以北にはそういう大軍をもつた、征夷などということを行われませんでした。行ふ必要がなかったのです、鄙ではないから。話せば分かつたんです。

それから、天平十一年（七三九）に第二回の渤海使が来ました。それから天平十八年（七四六）にはさつきちよつと言つたかもしれませんが、渤海人と同じような部族ですが、ツングース系統の鉄利人の人々です。両者合わせて千百余人が出羽に募化来航します。募

化というのは、帰化したいと言うことです。千百人以上ですよ。当然、帰化を許したら相手国に失礼になりますから、認めませんでした。ですが、季節の関係もあって、この人々は長期に秋田に滞在します。そして船も造ってもらって帰って行きます。では、秋田で造った船はどんな船だろうか。船そのものは分かりませんが、人数などを計数してみますと、向こうから来た鞆鞆人が乗っていたような船は二〇人位しか乗っていない。ところが、出羽側で造った船は四〇人から六〇人位は乗る船。そういう造船技術の差が、海の国日本と大陸の国渤海との間にはあったわけですね。

さて、それから今度は、天平勝宝四年（七五二）、第三回渤海使も来たんですが、さっき言った日本海流との流れとの関係でしょう、佐渡島に漂着します。佐渡はこの頃は、越後国佐渡郡になっていたんですが、郡司（ぐんのつかさ）では、皆さんも地方自治の事項で、県には権限があるんだけど、市町村には権限がないという行政上の区分があると思いますが、ここでも佐渡郡では外国から来た使節と応対できる権限が無い、だから越後国は、というよりも、日本政府は急遽かつて建てたことのある佐渡国をまた復活した、臨時に。それで、佐渡国の国守がこの漂流してきた渤海使と対応することになりました。これも、リマン海流がいつもの調子で男鹿半島に流れ着いていたら、佐渡に漂流などしないで済んだわけです。

さて、今度は恵美押勝という人物が登場します。年表で、天平宝字二年（七五八）に「藤原惠美朝胤が雄勝城を造る、翌年に雄勝・平鹿二郡を分ける」とあるところですが。これはもう、雄勝郡を建て

てあったけれどもだんだんに充実してきたので、行政的に雄勝郡の北の方を平鹿郡にしたわけです。恵美朝臣朝胤という子供の方の名前を書いていますが、これは東北地方に高官として派遣されていたからです。この親父さんが恵美朝臣押勝、藤原押勝、「押して勝つ」という名前を天皇からもらった凄腕の政治家です。この恵美押勝は、さっき申し上げたように、白村江の戦いで日本軍も負けて百済という同盟国も失ったことについて、百済から帰化し高官になっている王族もいましたからそういう人々との関係もきつとあったんでしようね、資料の上では明確には出て来ませんが、新羅を討ちたいと考えていた。それで、新羅遠征軍をつくるためにこの渤海と手を結ぼうとした。新羅の背後の地には渤海がいるわけです。そのために私が申し上げたように、渤海の船は必ずしも大きなものではない。東北地方でも四〇人や六〇人は乗れる船は造れるのですから、恵美押勝が今で言ったら総理大臣のような役割に就いていて、畿内の方で、あるいは北陸の方で船を造ったら六〇人乗り位のものでいくらでも造れるので、その船で渤海使を送り迎えすることにしました。なぜなら同盟を結んで新羅を討ちたいからです。そのために、その間、渤海の船は自力で航海する必要がありませんので、秋田には来ていません。さっき言ったように越前辺りの方に来ます。ですが、恵美押勝は道鏡というお坊さんの台頭してきたことによつて失脚して殺されてしまいます。御承知ですね。するとまた今度は渤海の船は自分で来なければいけませんので、自分で来ました。いいですか、宝龜八年、七十七年、その前に、宝龜二年に、七七一

年、第七回の渤海使、だから六回あたりまでは惠美押勝が送り迎えたようなことがはさまったわけです、渤海使は三三五人で一七隻、こういうところから、向こうの船の大きさが割り出されますけれども、野代湊に来航しました。「野代湊」、間違ったではありません、こう書いてあります、江戸時代までこう書かれていました。だけど江戸時代に地震がありましたね、そして「野代」の町が野にかわつては困るということで、「能く代わる」という今の文字に改められたんです。だから古代には、このように書いていた、それより古い時代は「淳代」と書いてあったということを先ほど申し上げました。

今度は七十七年、「日本国の舞姫一人を渤海国から同国物産と一緒に、宗主国である唐に献上した」という記録が、唐の資料にあります。この舞姫、渤海がその数を見てもわかるように、こんな大勢で出羽の秋田に来ているわけですから、私は戯れ言半分にこの舞姫一人というのは、秋田美人の先輩だ。県でも「あきたびじん」、あんなに「じょん」の「よ」を小さく書いて、「あきたびじん」を宣伝しようとしています、故無きことではない。舞姫を受けた渤海でもこんな美人の舞を我々で独占しているのは勿体ないから、唐の皇帝に献上して見て貰おうというわけで、唐に献上したんでしょね。この話、こういう風に受け止められるかは、皆さん方の個人差もあると思いますから、あまり関わらないことにして、宝亀一〇年（七七九）にいけます。

第一一回の渤海使が鉄利人と、さつき出たように鉄利は隣の部族です、三三九人で、出羽にまた慕化来航した。請いによって、船

九隻を賜る」。よろしいですか、三三九人ということになると先の例からいうと、二〇隻位来なければいけない。きつと二〇隻位来たんでしょね。だけど日本では「船を造つて下さい、我々の船がぼろになりました」と言われたから、日本人は、秋田人は、「いい、造つてやるぞ」と言つて船九隻を造つた。九隻で三三九人が乗れたんですから、さきほど言つていたような一艘に乗れる人数のことはお分かりになりますね。勝手なことを言っているわけじゃないんです。「歴史学なんてものは、ただ頭の中で考えた判断を言ってるんだろ」と自然科学のファンの人は思ふかもしれませんが、そんなことはありません。やっぱりちゃんと資料を見て言っているんです。翌年、伊治皆麻呂（いじのあさまろ）の乱が陸奥側で起こります。正確には「これはるのあさまろ」と読むんですが、今で言うとうと宮城県の北の地区の戦乱です。向こうの方には、当然、「征夷将軍」が派遣されました。ところが、出羽側に来たのは「鎮狄将軍（ちんてきしようぐん）」です。いいですか、「反乱を起こさないように、君たち静かにしていてね、向こうは向こうで別な事情があるんだから」と言うのと、「分かりました、オーケーです」と言う状況であるので、鎮狄将軍を送ればよい、征伐する必要は無い、そういうことだったんです。鄙ではないでしょう。

第一二回、第一三回も渤海国使はこっちに来ました。それから、近頃有名な阿弼流為のこともお示しようと思つたので触れていきます。延暦二〇年（八〇二）のところに扨田柵が造られた、その翌年に胆沢城も造られた、そしてその段階で阿弼流為が斬られた、翌々

年には陸奥側では志波城が盛岡の辺りに造られたということを参考に載せておきました。そして問題は、延暦二三年（八〇四）、日本政府は能登に、先に言いましたね、客院を設けます。もう秋田には、渤海使は来ないようになりました。そうしたら、秋田城を廃して河辺府を保たんという政策が打ち出された。このところを長く言っている時間がもう無くなりました、だからこの先は書いたものもあるでしょうし、それから公文書館の古文書班の先生方がみんな知っておられますから、もし興味があつたらお聞きください。もう向こうの方に船が来るので、秋田には来ません。

そうしているうちに、今度は天長七年（八三〇）に秋田城の大地震というのがあり、二〇年後には出羽国の地震というのがありました。こういう地震には当然津波も伴っていたでしょうが、津波に関するような記録はありません。ただ、「秋田川」すなわち雄物川です、その満水したという記録はありますので、あるいは海が膨れてきたのかも知れません。従来、我々は津波と言うことを考えないで、多分、川に崖崩れがあつて堰き止めたんだらうと考えてきました。でも、津波のこともこれからは考えなければならぬと思います。

時間は迫ってきました。だがこのことだけは是非申し上げたい。「6. 大物忌神が遣唐使船を護り崇められた所以は」です。この年表で、承和七年（八四〇）、いいですか、八四〇年のところ。「大物忌神前年南海にて遣唐使船を戦鬪神助、謝恩のために位を陞せて、加封」というところです。神社に何戸かの民戸を納めますと、

神封といいますが、その封戸は、ああそうですね、その神封の封戸から神戸（かんべ）の地名が生じます。兵庫の神戸（こうべ）の場合「こうべ」と読みますが、伊賀あたりには伊賀神戸（かんべ）と言って、「かんべ」と読む、こういう地名が残るような村落が神社につけられるんです。それは国家に納められる税をそこにつけられた民戸は神社に奉納する、そういう制度です。そういうことを中央政府がやっただけです。原稿のメモにはこの部分を少し大きな字で書いたんですが、何故かという、この事実を古来、東北史の上では余り重視しなかつたからなんですが、大物忌神は、由利本荘市やにかほ市の係官の方は、ここ数年鳥海山の文化財指定のこともう常識化しておられるところです。鳥海山の神様が東シナ海から南シナ海で起こった遣唐使船を向こうの海賊が攻撃した場合に大物忌神の神助があつて、それを撃退して無事に勝つことができたということとを帰ってきた遣唐使の人達が報告した。それで、国家の神祇官は、律令制は神祇官と太政官に分かれていますから、その神祇官は、「それでは、大物忌神様を高い位にあげなければいけません」ということで昇位をした。そして、財政も温かくなるようにと民戸も加えた、ということなんです。これは、従来の東北史の年表なんかでは余り注目されなかつた、だけど私は、これは精神上から言つて出羽が鄙ではなかつたということをお話するからには良い資料だ、こう思つたので、ちよつとこのところを大きく書いたんだ。だけどきつと、これを作つて下さる時には「はあ、目が悪いもんだから字が不揃いになつたんだ」と、当然思われたらうな、とあ

とで私も思いました。しかしそれだけ画期的なことです。今度は由利本荘市やにかほ市では、是非、もうやっておられるはずですけども、大物忌神の、国家的などうか、あるいは行政的な検証をはつきりしておいてください。「しておいてください」と言うのもおかしいですね。

時間になってしまいました。これから後のことはちよつとだけ言いましよう。「7. 秋田城が攻め落とされた反乱は元慶乱しか無かつたのは」。元慶の乱という反乱が平安時代に起こりました。こういうような乱、秋田城が攻め落とされた乱ですね。陸奥の方では、伊治皆麻呂の乱で多賀城が攻め落とされてますし、征夷軍が派遣されるような介入や反乱征圧が何回もあります。ところが、出羽側はさつきから言つたように鄙ではなくて、「話せばわかる、まず一杯呑め」という雰囲気ですから、こういう乱は無かつたんです。ところが、こんな開けた平安時代になって起こつた、何故、その時の国司が苛斂誅求したからです。だから、ちよつと失礼ですけど、極めて白紙の状態で言っているのですから怒らないで聞いて下さい。地方自治体の長もこの時に苛斂誅求したようなドギツイ、あるいは愚かなお役人を選んでは、我々人民の不幸になります。園遊会で天皇に手紙を渡したという話を聞いたら、ここまで非常識になつた人間が、若いからでしょうけど、代議士ではないですね、参議院だから、議員になれるのかなあと思つて、ニュースを聞きながら首をひねりましたけど。まず、ここでもそういうことで、元慶の乱が起つたのであつて、出羽の人達が野蠻だから起こつたのではありませ

ん。

今度は「8. 清原氏の姓が真人なる事に如何なる意味ありや」。後三年の役の段階の清原氏は、真人という姓（かばね）を持つている。真人という姓は天武天皇の子孫の皇子、孫から始まつたと記憶しますが、それを帯びている一族です。だがこの清原真人ですね。今の横手中心の清原氏はどう考えてみても都から下つてきたような貴族ではない。この土地に前からいた豪族で、元慶の乱で多分手柄を立てたのでしよう。それから元慶の乱の後に秋田城が回復された時に、清原真人という都から下つてきた武人が秋田城の城主の役割を果たします。当然、出羽の豪族であつた清原氏の祖先は、それに色々な協力をします。物心両面の協力をしたでしょう。ここまで言うとお説の種にもなりかねませんけれども、あるいは落とし胤も産まれたかもしれません。そういうような関係の清原豪族に、この清原令望（れいぼう）、「よしもち」という人は深い信頼を寄せたのでしよう。秋田城から大宰府に転任になり、大宰府の次官、大宰少弐という次官に赴任しますが、その段階でこの清原氏の姓をもらつたと思われます。

陸奥側でも安倍氏という前九年の役の時の豪族がいます。「安倍」という名字は中央の「安倍臣」というものの氏で、やはり元慶年間胆沢城に赴任した安倍比高（ちかたか）とか安倍三寅（みとら）とかいう鎮守府將軍が赴任しているので、そこに由来した豪族の受けたものでしょうけれども、「臣」という姓をもらつたようでは無くて、「安倍頼時」とか「安倍貞任」とかは書いてるけれども、姓

の「臣」などは使われていません。ところがこの清原氏については、明確に「清原真人」という姓が使われて正式な記述も残っています。と言うことはやはり、秋田の地元から出ている豪族は鄙人ではなかった、ということを証明しているのではないのでしょうか。

だから、横手市の、あの近年発掘して明確にして下さった清原氏の本城がいかに広大で、西日本の山城のことを研究している人々も慌てて、「自分達が知っている何世紀も前に、東北にこんな山城が在ったんだ」とやって来ていたのを新聞の記事で見ましたけれども、秋田は鄙ではなかった。

今度は「9. 秋田の勢力大河兼任の乱の意味は」。大河兼任の乱というものがあつて、皆さん御承知でしょうね、平泉藤原氏がつぶされた後に、まだ東北には兼任の勢力、これは出羽側秋田にあつたわけですよ、陸奥側にあつたわけではないですよ。平泉は陸奥側にあつたのに。鎌倉幕府に敵対するような古代的な行動をしていたのは出羽側だったんですね、秋田だったんですよ。そして、この大河兼任が、最終的には衆寡敵せず負けてしまいますから、ここで日本の古代は終わります。鎌倉幕府が開かれた時、日本の古代が終わったと言つてよいのですが、秋田では大河兼任の乱が終わらなければ古代の体制がまだ残つていたことになります。

そして「10. 中世にも秋田城が重視されたことは何を示すか」。年表を読んで下さるといいんですが、おしまいの方を見て下さい。文明三年（一四七二）という一五世紀の後半、朝鮮国の、もう李氏朝鮮です。成宗の二年（一四七二）に申叔舟という学者が「海東諸

国記・日本国図」という地図を描いています。その地図に、朝鮮で作られた地図ですよ、東北地方で顕著なもので記載されているのは秋田城で、秋田城は極めて目に付くように書いてあります。外国の地図を作る人間も、秋田城というものを一五世紀の後半になってもしっかり意識していると言うことは、やはり伝統的に秋田は国際的認識を受けていたのです。その上のところに、正平九年（一三五四）に、今で言つたならば愛知県の方から、三浦とか内海とかいう連中が古四天王寺、古四王神社のことですね、そこに領地侵入などやつて来たということも書いてありますし、中世になつても、やはり秋田は顕著な存在だったんだという状況を示すことであります。

朝鮮の学者の説だけを書いて、「こんなまぐれだべ」ということになつても困ると思つたので、今度はその次の世紀の永禄八年（一五六五）の、これはパードレのルイス・フロイスという宣教師である神父の、本部に対する、ローマ法王庁に至る報告のものの中に出ている日本通信ですよ。「出羽の国の大いなる町秋田」、ここがいに北の方からも来て、貿易港であつたことがわかるのですから、私が古代からの海みちであつたと言つていることも、自然の状況から言つておかしくなく生きていたということがお分かりでしょう。

それから一五世紀のイタリア人の東洋航海者サンセウントラトの「東洋地図」、この広範囲の地図にも、スペルは「AGUDA（アダダ）」で少しおかしいけれども、「秋田」がちゃんと記されています。

江戸時代の享保年間になつても、こういうことがあつて、能代の

水夫が能代の間屋の、北前船に乗っていて流されて朝鮮半島に行つたんですが、ちゃんと向こうの方では然るべき処置をして帰してよこします。実際に江原道の方に行つてその場所を調べましたけれども、時間も無くなりましたし、今日は古代史家としての私が、古代の秋田が鄙ではなかったということを言えば、ここでの役割は済むことだと考えますので、年表付記で止めます。

実はですね、元慶の乱が起こるようなこと背景には、さつきから言つた豊かであつた秋田の地域が、きつと収穫が良くなかつたことがあつたんでしょね、だから年貢が停滞したので国司の苛斂誅求も起こつたんでしょね。何故そういうことになつたかということとを、近頃考古学者が、朝鮮半島の白頭山、長白山ですね、あの山の噴火があつて、その火山灰の影響で、そういえば考古学の先生方は十和田湖の噴火による火山灰はちゃんと掌握していますが、そのことのために作柄が悪かつたのではないかという研究をしておられる人がいます。私が知っている範囲では、元慶の文化財保護室の室長をしておられた土崎にお住まいの船木義勝さんという考古学者の先生が、その火山灰の研究でこの間論文を書いておられました。だから、そういうようなことも、これからどんどん自然科学的に、考古学は自然科学と歴史的なものとのダブらせたような非常に広い深い学問ですからね、これから色々成果が分かつてくると思います。

まず、御清聴下さつた皆さんに心から感謝を表明し、任務を与えて下さつた公文書館当局に心から敬意を捧げまして、時間を超越してしまつた私の話を終わらせていただきます。ありがとうございます

した。

# 古代史上の秋田

— 秋田 北辺の鄙にあらず —

公文書館開館20周年記念

平成25年11月1日

- 1、地理的な位置
- 2、蝦狄と記されているが
- 3、秋田と文字表記されるのは
- 4、秋田城や弘田柵は何を語る
- 5、秋田城には何故水洗トイレがあったのか
- 6、大物忌神が遣唐使船を護り崇められた所以は
- 7、秋田城が攻め落とされた反乱は元慶乱しか無かったのは
- 8、清原氏の姓が真人なる事に如何なる意味ありや
- 9、秋田の勢力大河兼任の乱の意味は
- 10、中世にも秋田城が重視されたことは何を示すか

## 関 係 年 表

和暦(年)		西暦	主 な 事 項
大化	元	645	大化改新。間もなく陸奥国設置。
斉明天皇	4	658	阿倍比羅夫これから3年間北航。罫田(秋田)恩荷と会う。以北で港津を掌握し3郡を建て、渡嶋で肅慎と接触。
和銅	元	708	越後国出羽郡建置。翌年「出羽柵」史書に初見。
	5	712	出羽国分置、陸奥国最上・置賜2郡合併。行政中核は庄内。
養老	4	720	渡嶋津軽津司諸君鞍男等6人を靺鞨国視察に派遣。国家の対象が肅慎から7世紀末震を建てた靺鞨に移ったことを示す。
	5	721	出羽国を陸奥按察使に属せしめる。多賀城碑の存在。
神亀	4	727	第1回渤海(日本の和銅頃震を渤海に改む)使出羽に来航。
天平	5	733	出羽柵秋田村高清水岡に北進。雄勝郡設置。
	6	734	前年出羽進上馬5匹北陸通過今年陸奥進上馬4匹東海通過。
	9	737	大野東人多賀柵から雄勝經由出羽柵へ直路を開設の大進軍。
	11	739	第2回渤海使出羽に来航。
	18	746	渤海・鉄利1100余人出羽に慕化来航。
天平勝宝	4	752	第3回渤海使佐渡に来航。
天平宝字	2	758	藤原恵美朝胤雄勝城を造る。翌年雄勝平鹿2郡を分ける。
宝亀	2	771	第7回渤海使325人船17隻で出羽野代湊に来航。
	8	777	日本国舞女11人渤海国から同国物産と唐朝廷に献上。
	10	779	第11回渤海使・鉄利人359人出羽に慕化来航。請により船9隻を賜り帰す。翌年伊治咎麻呂の乱。鎮狄將軍安倍家麻呂秋田城保守に赴任。
延暦	5	786	第12回渤海使出羽に来航。
	14	795	第13回渤海使出羽に来航。
	20	801	弘田柵・翌年胆沢城築く。阿弓流為斬らる。翌々年志波城。
	23	804	能登に渤海使客院設置。秋田城を廃し河辺府を保たんとす。
天長	7	830	秋田城大地震、20年後出羽地震、
承和	7	840	大物忌神前年南海にて遣唐使船を戦闘神助謝恩陞位加封。
貞観	11	869	多賀城大地震、翌々年鳥海噴火。
元慶	2	878	秋田城下俘囚の乱。
天慶	2	939	秋田城下俘囚の乱。坂東は平将門の乱。
永承	6	1051	鬼切(功)部合戦。前九年の役発端。康平5(1062)年終。
永保	3	1083	清原氏内紛、後三年の役起こる。寛治元(1087)年終。
文治	5	1189	平泉藤原泰衡。義顕(経)を殺し、自滅。大河兼任の乱。
建保	6	1218	幕府重臣安達景盛が秋田城介に任ぜられ、以後安達氏就任。
元弘	3	1333	公家新政権葉室光顕を秋田城務に、後子光久を城介に任命。北条余党秋田城などに拠る。
正平	9	1354	尾張羽豆城から三浦弥六・内海三郎が古四天王寺領を侵す。
文明	3	1471	朝鮮国成宗2年申叔舟「海島諸国記・日本本国図」に秋田城の記載あり。アジア社会の国際的秋田城認識の顕著な史実。
永禄	8	1565	パードレ・ルイス・フロイス『日本通信』に北極直下の蕃人が(ゲハ)出羽の国の大なる町(アキタ)秋田にきて交易をなすもの多しとある。なお15世紀イタリア人東洋航海者サンセウトラトの「東洋地図」にAGUDAの地名あり。
享保	10	1725	大坂と能代の間屋の持合船が箱館から北海の物産運漕の航海で難破、三陟辺に漂着。船員14人は翌年対馬經由帰国。

(新野直吉)

## 第2回徳川林政史研究所公開講座in秋田 「改革の幕開け―村と山の復興と秋田藩政―」

はじめに

平成二五年一〇月一二日、「村と山の復興と秋田藩政」をテーマに、徳川林政史研究所（東京都豊島区）主催による公開講座が開催された。



同研究所は「江戸時代における森林の歴史の再発見」をテーマに調査・研究・普及活動に取り組んでおり、全国各地の史料調査を行っている。平成二三年には、秋田県での調査・研究成果にもとづく公開講座を公文書館多目的ホールで行った。他機関との共催事業は当館にとって初めての試みであったが、定員五十名を大きく上回る七五名の参加があった。充実した内容に講座の継続を期待する声があった。

多く、今年第2回を開催することとなった。

今回は新たに秋田県生涯学習センターが共催機関に加わったことで、同センター講堂を会場に開催した。講座当日は県外からの参加者を含め、前回は上回る八四名が来場した。前半は金森正也氏（前秋田県生涯学習センター所長）・栗原健一氏（徳川林政史研究所研究員）・芳賀和樹氏（同）による報告、後半は白根孝胤氏（同）の司会により、三名の報告者とともに質疑・討論が進められた。以下本稿では、公開講座当日の三報告と質疑・討論の様子について、その概要を紹介する。

### 一 講演・報告

報告1 中期藩政改革をどうとらえるか

前秋田県生涯学習センター所長 金森 正也

この報告は、本シンポジウムの趣旨にそって、秋田藩の中期藩政



改革の特質の要点をおさえ、議論の素材を提示するのが目的である。紙数の都合上、要点のみ述べるにとどめることをあらかじめお断りしておく。

改革を必然化した秋田藩政の矛盾について、私は次のように考えている。まず、基礎構造の問題である。これについては、宝暦―天

明期（一七五一―一七八八）以降顕著となる手余地（無符人高）の増加と農村の荒廃化、それによって進行する在方商人の質地地主化と零細農民の直小作化が基本的矛盾のあり方であると理解している。もう一点、上部構造の問題としては、いわゆる「宝暦の銀札騒動」以降顕著となる藩権力の正統性の動揺としてとらえている。銀札事件による政治権力内部の混乱、短命な藩主による政権交代の連続は、地域的な公儀としての藩権力のあり方を根本から見直す契機となった。こうした藩政のあり方を変えようとする方向性は、八代藩主佐竹義敦の代にもみられないわけではないが、体系的な政治改革としての構造をもたなかった。そこに、佐竹義和の政治改革Ⅱ秋田藩の中期藩政改革が実施される必然性がある。

九代藩主佐竹義和による藩政改革の特徴のひとつは、藩主の意思を核とした上からの改革として開始されるということである。後見

役であった義敦の庶弟義方よしかたの存在や、家老疋田斎ひきただいの役割などを考えれば、いわゆる「明君賢宰」型の改革といえよう。義方は、義和の入部に先立って役方の刷新を行い、全体を総括する部所として評定奉行を設置し、政治・財政両面での核として位置づけた。そのうえで、改革の第一として藩校の設置が行われる。この場合、領内に基盤を持つ一門・譜代層は、改革を意図する藩主にとって、悪しき意味での保守本流となる。藩校設置が義和の入部の年に「被仰渡」が出され、改革の最初となっているのは、これが義和政権の所信表明としての役割をもったからである。これによって、諸士とよばれる下級家臣が、その能力主義により表方の役職に進出していく体制が準備される。いま一つの改革は、寛政七年の郡奉行の設置である。これは、従来地方知行制を形骸化することを目的としたとされてきたがそうではない。第一にこれは代官制度の改革として始まり、内容的には、前述した第一の矛盾点克服をめざした「仁政」執行を目的とした改革であった。その意味では、側面から給人の知行地支配を補強する意義すらもったのである。

私はこれを改革の第一段階として理解する。第二段階は、藩校を母体として有能な下級官僚（私はこれを「改革派官僚」とよんでいる）が、多数進出してくる段階である。野上国佐のがくにすけ・介川東馬すけがわらうま・金易こんやす右衛門えもんなどの奉行クラスがその中心であるが、森林資源を踏査し『木山方以来寛』をまとめた賀藤景林かとうけいりんなどの吟味役クラスも含まれる。重要なことは、彼らが決して、藩主に対して盲目的に忠実な役

人なのではなく、彼ら独自の判断で政策を立案し実行しうる主体として活躍する点である。私は、この側面は義和自身想定していなかった改革の副産物だと考えている。幕藩領主の改革は、自己の体制の動揺を抑えるためになされるという点で本質的に反動的性格をもつことを免れない。しかし、それでも社会の現実の変化に対応していく過程で権力内部に独自の運動構造が生じる。「改革派官僚」の登場は、そうした側面を物語るものである。農政を中心とした「仁政」的施策も、彼らの政策立案と現実的対応に拠るところが大きかった。このことは、郡方吟味役を経て郡奉行を務めた湊曾兵衛の御用留を一読すれば、随所から読み取れる。こうして、「改革派官僚」の動きの上に家老の合議制がそれを受け入れる形で政策を運営するシステムが確立する。以上を、私は秋田藩中期藩政改革を巨視的にみた場合の全体像だと考えている。

以上をふまえたうえで、大きな問題が残る。それは藩内の地域的相違の問題である。結論からいうと、私は、従来の秋田藩政史研究は、現代的な言葉でいえば「県南史」であつたと考えている。私の仕事もそうだが、多くは「上筋」とよばれた県南の穀倉地帯に視野を限定して論じられる傾向があつた。「下筋」（現県北）が取り上げられることがあつても、せいぜい林業史という名前の産業史の側面としてであり、農村の特質にふみこんだ視点ではなかつた。それは藩政改革研究においても同様である。しかし、たとえば公文書館が所蔵する「長岐文書」の七日市村の一部の資料をみても、この地域

の村が、「上筋」とは全く異なる特質をもつていたことがわかる。今私が念頭においているのは、安永二年（一七七三）の「乍恐以口上書奉願上申候御事」と、天明九年（寛政元年、一七八九）の「郷定」という史料である。この二つの史料を読めば、七日市村の再生産にとつて、炭焼きが重要な意義をもつていたこと、したがって山林資源の利用権の拡大が不可欠であつたこと、しかし、反面そうした「山商売」の盛行が山を枯渇させ、結果的には村を疲弊させていく原因になることなどが読み取れる。とするならば、林政の問題もまた、産業史的な視点—いわゆる殖産政策論としてではなく、農村成立を志向する「仁政」的政策としてとらえ直すことが必要になるのではないか。そのためには、「下筋」の山林資源に拠つた村の生活実態をできるだけ具体的に明らかにする必要がある。舌足らずの内容になつたが、秋田藩政史研究を考え直す問題提起になれば幸いである。

## 報告2 秋田藩における村の飢饉と備え

徳川林政史研究所研究員 栗原 健一

江戸時代は天候異変や災害などにより凶作となることが多く、さらには飢饉となることがあつた。特に、一八世紀は全国的に災害の時代といわれ、享保の飢饉や天明の飢饉などの大きな飢饉もあつた。秋田では、近世三大飢饉として宝暦五年（一七五五）・天明三年

(二七八三)・天保四年(一八三三)の飢饉が上げられている。そのような飢饉という状況のなかで、幕府・藩役人―町人・村人はさまざまな模索をしていたことに着目したい。

報告では、このような江戸時代の歴史を考える上で欠くことのできない、飢饉とその備えという問題に対して、村からみた視角でアプローチした。特に秋田郡七日市村(現、北秋田市)を事例に取り上げた。七日市村の近世文書は、秋田県公文書館に「長岐文書」として保存されており、それらをもとに、天明期を中心とした村の飢饉の様相と、その後に展開した村での備え(備荒貯蓄)について、村の側から検討した。

まず七日市村の肝煎長崎七左衛門(一七三一―一八〇四)を紹介した。七左衛門は、出羽国秋田郡坊沢村(現、北秋田市)の肝煎長崎清左衛門の四男として誕生し、後に七日市村の肝煎である長岐家へ養子に入った。宝暦五年には、養父伝助の跡を継いで親郷肝煎役となり、小猿部川からの取水工事などに尽力した。また「羽州秋田蝗除録」「老農置土産・置土産添日記」「老農置土産附録」「農業記」「農業心得記」など多くの農書を遺している。

次に報告では、農書をもとに飢饉の様子についてみていった。長崎七左衛門の書いた「老農置土産・置土産添日記」をもとに、「青代(せいたい)」といわれた元禄八年(二六九五)の飢饉、「宝五飢饉」と呼ばれる宝暦五年の飢饉、天明三年の飢饉を取り上げた。七左衛門は、飢饉の要因、御救いの状況、七日市村での食い延ばしの

様子や言い伝えなどを具体的に書いていることを紹介した。

続いて、天明期の飢饉に対する御救いを検討した。村人の飢饉状況に対して藩がとった対処である。七日市村では、天明三〜五年に藩から御救米が認められた。親郷肝煎の七左衛門が親郷・枝郷を合わせた上納米、村落間の融通、御救米などの米穀の状況を統一的に把握して、村落間の米の保有量を藩に届けながら調整していたようである。親郷―寄郷間で藩への上納米の一部が米の不足する村へ回され、なかには上納米を不納とする村もあった。御救いは、村から藩へ飢人を報告して米を要求することで獲得できた。七日市村では、天明四年一二月に飢人三三二人を藩に報告して御救いを願い出て、一日一人二合ずつの米を三〇日間分獲得した。米は、寄郷の品類・脇神村の上納米から廻米してもらっており、親郷が寄郷から米を融通してもらったこともあったことが確認できる。



さらに報告では、備荒貯蓄の形成を検討した。度々飢饉に見舞われた秋田藩の七日市村をみてきたが、当時の藩や村人達は備荒貯蓄という対策をとっていたのである。まず藩の備荒貯蓄としては、「代官役所備米」があった。これは、天明四年の代官役所の設置にともなうものである。その後の「郡方御備米」は、寛政七年(一七九五)の

郡奉行の設置により、郡役所にて行われたものである。「郡方御備米」については、金森正也氏『藩政改革と地域社会―秋田藩の「寛政」と「天保」―』（清文堂、二〇一二年）に詳しい。その担い手は郡方蔵元（在方商人）で、「仁政」の執行者としての側面が見出されている。また村の備荒貯蓄としては、「郷備米」を少なくとも安永期から在村の貯蓄として行っている村があった。さらに「五升備米」が天保七年から七年間（以後も継続）に一人五升の割合で集められ、村々の郷蔵に貯蔵するという制度も行われていた。

七日市村の備荒貯蓄としては、まず「郷備米」が上げられる。文政期からまとまった文書が「長岐文書」に遺されており、詳細を知ることができる。七日市村では、文政六年（一八二三）に高一石につき米一升ずつを取り立てて米五石余とした。その取立に対して褒美が出され、「郡方備米」から米一石を得て「郷備米」としている。翌七年には、高一石につき米二升ずつを取り立てて米一一石余とし、文政三年に御備蔵へ出穀した分を「郷備米」に戻された分が一六石余とし、余勢ないため備山より杉元木五〇〇本を拝領し、それを売却して米を購入して「郷備米」に三五石を加えた。翌八年には、七日市村は枝郷が多いという特徴から枝郷の備米を足し合わせて、一五十石を「郷備米」に加えた。集められた「郷備米」は、年二割の利子をもつて貨殖され、合計米二八一石余となった。このように、文政六年から同八年にかけて多様なかたちで「郷備米」を取り集め、七日市村の備荒貯蓄を形成した。

しかし、七日市村の「郷備米」は、その後順調に継続していったわけではなかった。「郷備米」をめぐる、文政一二年に小百姓騒動が起る。小百姓には、道・堰普請などの人足負担に加えて、備荒貯蓄などに利用する郷蔵の建築人足の負担が重荷であった。さらに「郷備米」の残り勘定に疑惑が持ち上がった。二〇年前からの「郷備米」が帳簿と相違していたが、当時の肝煎・長百姓はすべて入れ替わっており、小百姓に肝煎は説明できなかったようである。騒動の結論は史料上明確とならないが、その後も幕末期から明治初年にかけて「郷備米」は継続していく。その点は今後の検討課題とした。

最後に、報告のまとめを行った。七日市村では、天明の飢饉を経験して文政六、八年にかけて「郷備米」を形成した。それは、村内での寄穀や杉木の売却など多様な方法で米を購入して行ったもので、山村の特徴であるとした。さらに貨殖も行っていた。しかし、米穀の管理が問題となり、小百姓騒動が発生した。村の備蓄の形成には困難を伴ったが、試行錯誤しながらも備蓄をめざす村人の姿を確認した。それでも、天保四年（一八三三）には飢饉に見舞われ、その後再び備荒貯蓄をめざしていく。このように、秋田藩における備荒貯蓄は、当初から行われていた各家の自分備えと藩の御救いに加えて、天明・寛政期からの役所備蓄、文政期以降の在村貯蓄（郷備米・五升備米）が行われ、村や百姓の負担は増加したが、その保障は充実していった。備荒貯蓄は多様化し、定着していったのである。

る。最後に、長崎七左衛門が自分の肖像画に遺言として記した、飢饉への備えの重要性や記憶の風化への懸念を紹介して報告を締め括った。

### 報告3 復興を目指して ―山と川と村をつなぐ秋田藩政―

徳川林政史研究所研究員 芳賀和樹

はじめに 本報告では、宝暦〜天明期（一七五一〜一八九）における凶作と森林資源の減少を背景に遂行された、寛政期（一七八九〜一八〇一）以降の林政について、当時の藩政や村方の動向とも関連させつつ検討した。なお、当該時期における凶作と藩政・村方の動向については、金森氏と栗原氏の報告を参照されたい。

「山林取立」と「産物取立」の奨励 宝暦〜天明期には、①運上の納入を条件に許可された領民による抽出しや、②火事に見舞われた久保田城の再建材確保、③百姓による「徒」などによって、領内の森林資源が減少していた。「徒」とは、非合法的に藩営林などから林産物を取得することを指す。当該時期に「徒」が頻発するようになった要因の一つには、凶作に瀕した百姓が、食料を購入するための金銭を得ようとしたことがあったと考えられる。

このため、寛政期になると、藩は植林や伐採跡地の保護などによって杉や雑木を繁茂させること、すなわち「山林取立」を推進するようになった。まず、同元年には代官手代役を新規に任命し、「山

林取立」の実務を従来の財用奉行木山方から代官手代役に移管した。この際、親郷（周辺の村々を寄郷として束ねる村）に代官手代役を配置して、「空地」などへの植林を進展させるという方法が採用されていることから、より村方に密着する形で「山林取立」の推進が図られた点が窺われる。また、寛政期には漆をはじめとする諸産物の育成、すなわち「産物取立」も奨励された。

このように、寛政期に「山林取立」と「産物取立」が推進された背景には、凶作などを契機とする百姓の離農によって、田地の荒廃が進行していたことがあった。当該時期における「山林取立」と「産物取立」の奨励は、その「余勢」をもって百姓に荒廃した田地を復興させるという目的から実施されたのである。

### 郡奉行の設置と林政の掌握

右のような寛政期林政の方向性は、同七年における郡奉行の新任によって、より明確に示された。この郡奉行は、一郡に一人ずつ、合計六人任命され、田畑のほか、山林や川沢も支配するよう定められた。彼らには、百姓を教諭して田畑の「荒廃」を防ぐことが求められ、あわせて「田畑守護」と「国益」（藩益）のために、山林を含む諸産物の「取立」を推進するよう命じられた。なお、これに伴い、特に「山林取立」を遂行するための役人と



して、郡奉行の下に林取立役が設置された。この林取立役は、全員が代官手代役から選任されており、村方に密着した「山林取立」の継続が意図されていたと考えられる。

さらに重要なのは、同七年から一年にかけて、領内のほとんどの山林が、郡奉行の支配下に集約された点である。このように、寛政期の林政は、「田畑守護」という論理に基づいて遂行されていたのである。

**文化期林政改革への継承** ところが、享和と文化期（一八〇一～一八）になると、郡奉行は次第に山林支配の任から解かれていき、文化期以降には、財用奉行木山方へ領内の山林のほとんどが移管され、林政改革が開始・遂行された。その理由は、郡奉行によって藩営林が積極的に百姓へ開放されたことに加え、眼前の利益を求めて短期的な森林経営を実施したことにより、森林資源が減少したためである。ただし、このように林政遂行の主体は変更されたものの、寛政期における林政の論理は、文化期以降にも継承された点を強調したい。以下、具体的にみていこう。

改革にあたって、木山方は森林資源の「伐尽」を、田畑の荒廃や村の衰え、洪水や旱魃、材木・薪炭価格の高騰などをもたらす「御国」（秋田藩）の重大問題であるとし、「山林取立」の推進を図った。特に植林政策については、村方の利益となるよう、採草地であつても可能な限りは植林させるという方針が提示され、村方に有益な樹種を植栽させたり、川沿いの村では柳を植栽させて水害に備えさせ

たりすることが定められた。

さらに、文化八年には、藩主の「御直書」によって杉の歩分林制度変更が通達された。歩分林制度とは、藩が領民に強制的に植林させるのではなく、藩が植林した領民と立木を分収することで、植林を奨励する制度である。秋田藩における杉の分収割合は、正徳期（二七二～一六）以来、五公五民であつたが、同八年には、山林の「伐尽」は「民力」の困窮する原因であるとされ、「山林取立」を奨励するために三公七民へと改定された。なお、当該時期における「山林取立」政策は、画一的な杉林の造成を進めるものではなく、雑木や萱など、村方が必要とする多様な林産物の充実を認めた、柔軟な施策であつたことも重視したい。

また、文政期には、木山方と郡方の協同による備荒貯蓄もみられた。これは、木山方が藩営林の保護が行き届いていることに対して村々へ下付した褒賞金などの金銭を活用し、郡方が村々に対して米の備蓄をさせたものである。

加えて、同じく文政期には、江戸前期以来設定されてきた「水野目林」と呼ばれる水源涵養林や、「川除柳」と呼ばれる水害防備林などの所在が絵図にまとめられ、その再掌握も図られた。

おわりに 以上のように、寛政期以降の林政は、村方や田畑と森林資源の密接な結び付きを明確に認識し、村方の需要に応える形で進められた。こうした山野の恵みは、豊富な水田を擁する上筋（南部三郡）でももちろんであるが（水源涵養機能を發揮）、水田に加

え、山稼ぎが村方の相続を支えていた下筋（北部三郡）で特に重要であったと考えられる。このように、山と川と村をつなぐ形で、江戸後期の林政は遂行されていたと思われる。

## 二 質疑・討論

**司会** 白根と申します。ここからはパネルディスカッションという形をとらせていただき、先ほどの三本の報告をふまえて、天明期から寛政期における秋田藩の中期藩政改革と、当時の村々の対応、山林の様相について、さらに議論を深めていきたいと思えます。

まず最初に金森正也先生から、宝暦期から寛政期における秋田藩政の展開とその全体像をお示しいただくため、「中期藩政改革をどうとらえるか」と題してご報告いただきました。九代藩主佐竹義和の主導により改革が始まった時の重要な政策として、藩校の創設、郡奉行の設置をあげられました。特に藩校の創設で人材の育成が図られると、やがて改革派官僚といわれる人たちが形成され、彼らが主体勢力となつて、義和の藩政改革が推進されていった点などについてお話ししていただきました。

それを踏まえて、栗原健一さんからは、「秋田藩における村の飢饉と備え」と題して、藩政改革への村々の対応、特に飢饉という危機的な状況にどのように対処していったのかについて、七日市村の「長岐文書」の分析をふまえてご報告いただきました。特に「老農

置土産」など、当時の飢饉の状況を詳細に記録した史料をご紹介いただくとともに、七日市村を事例に、飢饉への具体的な対応策として、村々の存続のために実施された備荒貯蓄が、藩からの指示を受けながら、どのように遂行されたのか、それが、後々まで機能していったのかという見直しも含めて御報告いただきました。

芳賀和樹さんからは、「復興を目指して―山と川と村をつなぐ秋田藩政―」と題してご報告いただきました。栗原さんの報告の柱である備荒貯蓄策とも関わるのですが、宝暦～天明期における凶作と森林資源の減少を背景に遂行された、寛政期以降の林政について、当時の藩政や村方の動向とも関連させながらのご報告でした。この時期に行われた林政改革が当時の農村と森林の状況との関連を視野に入れて政策転換が図られていたという側面を明らかにされたことは重要な論点になるかと思われまます。

それでは、本日の講演・報告をふまえて討論していきたいと思いますが、その前に栗原さんと芳賀さんの方から、本日の報告で特に強調しておきたかった点と、補足等含めてお話ししていただきたいと思えます。

**栗原** 報告の中で文政一二年（一八二九）の小百姓の騒動について、少し簡略にお話をすぎましたので、わからなかった点もあるかと思えますので、改めてご説明したいと思います。

七日市村では文政初期に郷備米が形成され、一二年の段階になつて小百姓たちが肝煎に質問をするという形で騒動になっていくわけ

ですけれども、まず人足の負担の重複について説明を致しました。通常村では道や用水堰、川の堰の普請といったものをみんな分担しながら行っているわけですが、文政一二年にはそれに加えて、備蓄したものを貯蔵する蔵をつくるための材木を山から伐り出すのにあたって人足を出したり、その材木を川下げをするために人足を出したり、蔵を建築するために人足を出したりと、非常に人足の負担が重複していた訳です。そういう中で小前百姓たちは困って、負担が大きいのではないかと親郷の肝煎へ訴え出たということですよ。

さらに蓄えた郷備米についても、ここは少々推測になることもありますが、融通をして貨殖をするようにということで、利子を取って増やしていくよう藩の指示があります。ずっと同じ量が蓄えられ続けて積み重ねられていくのではなく、どこかに貸出をして、利子をとってさらに増やそうとしていくと、なかなか帳面に残りにくかったり、把握しにくかったりする状況があったようですね。そのあたりがやはり問題になって、昔郷備米をしていたものはどうなっているのかということになります。記録史料の保存や作成の問題とも関わってくると思いますけれども、当時の肝煎や長百姓はすべて変わってしまった、実際にはどうもわからなかったような形で、話は終わってしまったようです。その後もこの郷備米に関する史料というのは残されています、幕末にはかなりの量が蓄えられていつているという状況がわかるというところでしょうか。私の補足は以上

になります。

**司会** ありがとうございます。芳賀さんからもお願いします。

**芳賀** 「おわりに」がたいへん慌ただしくなっていましたので、今一度まとめさせていただきます。私が報告の中でお伝えしたかったのは、宝暦・天明期の凶作を経た寛政期以降の林政は、村方と森林資源の密接な結びつきを明確に認識し、代官手代役の任命や郡奉行への林政集中、あるいは植林の奨励といった具体的な政策を打ち出した点で、非常に重要であったということです。そしてこの時期は、秋田藩林政史上の大きな画期であったと思っています。

寛政期の段階ですと、森林資源を増やそうとする、繁茂させようとする「山林取立」は、「産物取立」、いわゆる殖産興業と関わりつつも、その恵みを使って、荒廃した田畑や疲弊した村を立て直そうという意図から推進されていきました。また、寛政・文化期の間で林政は断絶しているように言われてきたわけですが、大きな藩政の流れから見ると、寛政期と文化期とは分断されるべき時期ではありません。つぶさに中身を見てみると、実は文化・文政期以降の林政というのも、山林の「伐尽」が村方の衰退や水源涵養機能の低下などをもたらすものとして認識されて、村方の恵みになるようにとの趣旨で森林資源の充実がはかられていたわけです。最後の方で絵図をご覧に入れました。あれは、江戸時代の前期に水源涵養林がどの場所に設定されたのか、どんな山なのかを再掌握するため、文政期に編纂されたものです。そういった意味で、寛政期以

降には領内の民衆の需要にこたえていくような林政が営まれたのではないかと思っております。

**司会** ありがとうございます。芳賀さんの方から指摘がありましたように、この時期の秋田藩政は、村々、および山林の現況と密接な結びつきをもって、展開されていたという特徴があるかと思えます。大名の領地は「御国」だという認識が強く持たれる時期でもあることから、その「御国」を形成する村と山、それぞれの地域の特徴を生かした藩政を展開することが、藩主佐竹義和が行った改革の大きな基軸になっていないかと思えます。今日最初のご報告で金森先生から、秋田藩領における地域性の問題として、上筋と下筋の違いを視野に入れた藩政の在り方、地域の在り方という視点でとらえ直す必要があるという、貴重な問題提起をいただきました。

**金森** 今日お二方のご報告を伺って、まず私が課題で提示した問題については、ある程度の回答というか方向をご提示いただけたのではないかなと思っております。お二方の報告はどちらも村のなりたちについて、備荒貯蓄と林政という問題からアプローチしたお話だったと思います。私が最初のお話で、実は具体的な話で時間を取りすぎてしまつて、義和の改革で目指したものが何だったかということについてまとめができませんでした。義和の郡奉行の設置で推進したかったのは、いわゆる仁政、これは私達が抽象的な概念で用いているものではなくて、領主たるものは仁政を執行すべき存在だと言うことは同時代の認識としてあるんです。ところがそれが出来なく

なつてきた現実として、飢饉だとか一揆だとかがおきる。そういう問題を克服していくために義和は、徹底的に、年貢負担者としての百姓をもり立てるなどという収奪者としての観点だけではなく、領民ただひとりの死者も出さないという覚悟で、たとえば妊婦の人数を事前に調べたり、懐妊して死んだ場合はすぐ届ける、出生児が死んだ場合はすぐ検使が行つて、しかるべき手続をとつて出産したにもかかわらず死んでしまった、そういうことまで報告させる、絶対に間違つた形での死者を出さない、病死者を出さないというところまで、徹底した仁政を執行しようとしています。それが郡奉行が担った役割のひとつだったわけですね。そういう観点から見ると、今日の備荒貯蓄にしろ、村の成り立ちを考えた上での林政のありかたにしろ、非常に納得のいく、私としては話の整合性がとりやすい中身であつたというふうに思っています。

**司会** 地域性の問題について、藩領における上筋と下筋の違いについて史料をご提示いただきましたが、栗原さんは、七日市村を事例に分析を試みたわけですが、今回の御報告を通じて、秋田藩領における地域性の在り方について、特徴的な点などについて、お話ししていただきたいと思えます。

**栗原** 私は七日市村を見てきたわけですが、現地に行つても非常に山深いというか、山に近づいてきていると感じたところでした。南北の比較というところで、確かに秋田の性格としてはそういう部分もあると思いますが、もう一步踏み込むと、生業の違いです。



七日市村は山村で炭焼きをしたり材木を伐つたり薪を売つたり、そういった形で生計を立てている。いっぽう南の方は農村地帯が非常にある。米穀地帯です。もうひとつ忘れがちなんですけれども、海側です。日本海側は海の幸で、漁村としての位置も当然あつたのだらうと思います。そういった、人々が暮らしていく上での生業の違い、山

村・農村・漁村ということで便宜上区分けしているわけですけども、村によって飢饉に対するときの意識というのも非常に変わってくる。ふだん農村の資料などを見ておきますと、米を普通に作つてある程度収穫があれば、それで食べていけるといふことがあります。もしくは古米です。前の年に収穫したものを村とか家の中である程度備蓄していく中で、飢饉への対応ということもかなり可能だつたと思います。その一方で、やはり山村は米を作っている量が少ないです。お金でほかの地域から穀物を買つて食料にしているという部分がとても多いと思います。そういう意味で、飢饉に対する意識ということも生業によって違いがあるかと思ひますし、その結果、飢饉に対する備えというものも、生業によって変わってくる部分があるかという気がいたしております。秋田の場合はそれが結果的に南北の違い、生業の違いが傾向としてそういう形になっているかと

思います。一方で北の方にもやはり農村地帯がありますので、そういったところはまた七日市村とは違うありかたがあつたのではないかと考えております。

**司会** 上筋と下筋といった、南北の地域性の違いとともに、北方地域のなかにおいても、村々の生業の実態に相違が見られるというご指摘をいただきました。さて、山林に目を向けますと、上筋と下筋との地域性を踏まえた林政の在り方について、芳賀さんの報告でご指摘がありました。

**芳賀** まず最初に申し上げたいのは、江戸時代において、広い意味で山野との結びつきが全くなかつた村はないだらうということですね。農耕用の肥料として草が不可欠でしたし、日々暮らしていく中で煮炊き用の薪ももちろん必要でした。その一方で、七日市村のような比較的耕地が少ない地域においては、炭焼きや材木生産が暮らしを成り立たせるための非常に重要な生業になっていました。あるいは、洪水を防ぐ緑のダムの機能を發揮し、水田に不可欠な水を安定して供給したりもしました。このように、山野との関わりがなかつた村はないだらうと思います。

ただし、申し上げたいのは、山野の持つ役割や比重が地域によって異なる、村によって異なるということです。大雑把に分けてみるならば、秋田藩の南側は水田が豊富な地域で、上流の水源涵養林の維持が重要であつたと思ひます。もちろん、南側でも山の方では林産物による稼ぎが暮らしに欠かせないわけですけども、水源涵養

林の維持が重要であったという特徴は導き出せるであろうと考えます。一方で北側、つまり下筋を見てみますと、同様に水田がありませんから、水源涵養林の機能も重要ですけれども、より即効性のあることをいえば、日々の暮らしを維持していくため、山稼ぎの原料を供給する機能が大事でした。この南北差だけではなくて、もう一つ私が興味深い事例だと思っているのは、能代の防風林です。松の傾き具合を見ると、いかに風が強いかというのがよくわかる場所ですけれども、あれも江戸後期になって藩の役人たちが積極的に植林を進めていったものです。

また、金森さんがおっしゃっていましたが、今までの藩政史が県南史であるといっても過言でないのは、おそらく林政史や鉱山史というものが藩政史の主流から外れたものであるという認識が背景にあるからではないかと思えます。これらが、大きな藩政の流れの中であまり論じられることがなかったがゆえに、南側を主とした論述になったのではないかと考えると、林政や鉱山を藩政史に組み込んでいくと、何か違ったものが見えてくるのではないかと思っております。

**司会** さて、これまでは秋田藩領における地域性について討論してきましたが、他の東北諸藩の状況をふまえて、もう少し視野を広げて考えていきたいと思えます。寛政期は、老中松平定信を中心とした幕府の改革政治の影響を諸藩も受けていた側面があったと思えます。こうした幕府と藩の関係性ととも、当時の東北諸藩と秋田藩

との藩政改革をめぐる共通性や地域への対応について相違があるのか、注目すべき論点になるかと思えます。この点について、芳賀さんに、当時の東北諸藩の林政改革の特徴について、秋田藩の場合と比較しながらお話しただければと思います。

**芳賀** 東北諸藩と関連させながらお話するようにということかと思えますので、ここでは秋田藩と弘前藩、盛岡藩の北東北三藩を念頭において少しお話をさせていただきます。

宝暦・天明期において大きな飢饉が度重なったというのは、やはり三藩ともにほぼ共通しているだろうと思います。むしろ宝暦・天明期の飢饉などは、今回とりあげた秋田藩よりも弘前藩や盛岡藩の方で過酷な状況であったと言われています。栗原さんの方がお詳しいかと思いますが、弘前藩から飢えた人が秋田藩になだれ込んできて、藩が面倒を見たりしています。やはり、気候などの点で、弘前藩と盛岡藩は、秋田藩に比べて耕作条件が悪かったであろうと思えます。

その凶作の後、弘前藩や盛岡藩では「御救山」という制度がとられています。民衆に藩の山を解放して、そこで薪を伐らせるなどして、穀物を買わせて飢えをしのがせるということをしています。その感覚や発想、つまり藩が村と山との関係性をどう見ていたかという点は、秋田藩も弘前藩も盛岡藩も、程度の差はあれど非常に似通っているだろうと思います。ただし、宝暦・天明期の凶作にあたって「御救山」を実施すると、藩の山は荒れてしまいます。そのため、

盛岡藩でも文化期ぐらいから林政の再編を実施していきます。そういった事を考えると、以前から山野と村は非常に密接な関係にあるという認識は確かにあったのでしようけれども、それを強く認識しはじめるのは凶作を経た宝暦・天明期以降であって、それは三藩とも似ているかと思えます。

**司会** 栗原さんには、秋田藩における備荒貯蓄政策と村々の具体的な対応を中心に報告いただきました。寛政改革期における松平定信による幕府の備荒貯蓄政策が大きく影響していると思われるのですが、定信の政策基調と秋田藩における備荒貯蓄政策との共通性、また、栗原さんは関東農村をフィールドとした研究も行っているので、幕府の関東農村に対する備荒貯蓄と秋田藩との違いなどについてお話ししていただきたいと思えます。

**栗原** 松平定信が行った幕府の寛政の改革政治の中で、備荒貯蓄というのは目玉の一つとしてあげられていて、寛政元年（一七八九）に、備荒貯蓄を村できるようにということと改革の趣旨の一つとしてあげてくるわけです。遡っていくと定信は老中になる前に、これも東北と聞いていいと思えますが、白河藩で藩主をしていて、ここで備荒貯蓄をやっています。もう少し時代を遡ると、山形県の米沢藩では上杉鷹山が備荒貯蓄を行っていて、そういうことであると東北の藩の中には、地域性もあるのかもしれませんが、ある程度の備荒貯蓄というものがわりと早期に行われていて、そのあたりが松平定信につながって、幕府の寛政の改革になるという流れが考えられ

ます。その中で秋田藩を考えると、私が今日お話しした七日市村の郷備米というのは、文政期の史料が中心として残っていました。最初に補足説明させていただいた騒動の話で「二〇年前」という話が出てきました。細かい史料は残念ながら残されていないようなのですが、他の村には安永期ぐらいの文書があつて、そうすると寛政の改革に先んじて行われていたものだと言えるかと思えます。東北諸藩の中にはそういった考え方が、早い段階から必要だつたと思えます。

関東の幕府領との違いで言うと、いろいろ史料を見ていたりして思うのは、報告でもお話しした貨殖の問題です。利子を付けて貸出をして、実際に蓄えたものを増やしていくという、非常に現代的な、今の考え方に近いところがあると思うのですが、それを藩側から指示を出しているところと比べると、関東の幕府領では、単純に米を積み立てて量を増やしていくだけで、実際に村の中にずっとあり続けるといのがひとつのモデルですので、山村という特徴もあるかもしれませんが、貨殖ということがひとつの大きなポイントとどうか、違いになってくるかと思えます。

**司会** 定信の白河藩主時代の備荒貯蓄政策が、老中就任後の幕府の政策にもうまく移行して、それが全国的な政策として展開されたと言えます。東北での経験が全国的な政策にも影響を及ぼしていたと位置づけられます。

それでは、今日の報告につきまして、会場の皆様から率直なご意

見をいただきたいと思えます。

**会場1** 芳賀先生にお聞きしたいんですけども、能代木山の、能代奉行のありかた論が、今回村と山の復興ということで入らなかったというのがひとつ。秋田は鉱山の国で、阿仁銅山などは藩の精錬所に炭を使っていたはずで、直営の、たぶん直釜と言っただけでしょうけれども、こういう直釜で使う炭を作るための木材があります。そういう観点が今回なかった感じがするんですね。七日市の炭というのは自家用でしょうか、藩におろしたものでしょうか。その二点。三点目はですね、秋田に東北森林管理局、昔の秋田営林局が今でもあります。そうすると幕藩以降の資料類が、秋田山林事務所を通じて秋田営林局の方に行ったん行って、それが官有林と民有林に分かれたはず。現在東北森林管理局が持っている中に、そういう資料類というのはどの程度あるのかないのか、それが国立公文書館に全部移管されたのかどうか、お聞きしたいと思うんですが。

**芳賀** 最初の点ですけども、米代川周辺の藩営林を能代木山と呼びます。これは杉の豊富な山で、江戸後期の林政改革以前は、長期にわたって能代に置かれた能代奉行と、その下に編成された能代下代が林政を統括していました。そのため、文化期の時点では、藩の中樞が米代川流域の林政や林業を詳しく把握できていなかったようです。それを文化七年（一八一〇）以降、木山方が掌握していきま。能代奉行が管轄していたのは林政・林業だけではなく、実質的にその生産に従事した村々の統括にさえ及んでいただろうと思いま

す。その統括を木山方がするようになったということは、江戸後期の藩北部を対象とした藩政改革を考える上で非常に重要な点だと思えます。

二点目については、栗原さんのご報告に阿仁銅山向けの炭生産をすることによって、農業をおろそかにして潰れた家があるという長崎七左衛門の認識がとりあげられていましたように、七日市村では阿仁銅山向けの炭を生産していたようです。そういった意味でも、阿仁銅山は村の存立に関わっており、藩政史を論じる上でとりあげなければいけない対象だと思えます。

三点目はおっしゃるとおり、秋田藩の林政に関する史料の大部分は、明治になりますとそれを管轄した役所に引き継がれました。秋田藩の藩営林は、紆余曲折は経ますが、かなりの割合で官林（のちの国有林）になっていきます。それゆえに、藩営林に関する史料は、現在の国有林を管轄している秋田市の東北森林管理局に引き継がれて残存していました。我々の所属しております徳川林政史研究所と筑波大学の共同調査で、こうした史料が多数あることがわかりまして、主に江戸時代の分が茨城県つくば市の国立公文書館つくば分館に移管されております。

**会場2** 七日市の奥には明又という鉱山がありました。今回樹種の話の中に炭とか実の成る木とかいうお話が出ましたけれども、明又鉱山、阿仁鉱山の関連からいうと、坑木という話が出なかったので、触れていただければ。

芳賀 阿仁銅山では、三種類の林産物が必要でした。まず、掘る過程では、おっしゃるとおり坑木が重要でした。坑道を支えるように組む木のことです。これは針葉樹、主に杉から生産されていたようです。二つ目は、掘った鉱石を燃やす時に必要な薪ですが、これは雑木と呼ばれる落葉広葉樹から生産されました。三つ目の製錬で必要であった炭も、やはり落葉広葉樹から生産されました。阿仁銅山のまわりの大阿仁・小阿仁地域には、銅山掛山という藩営林が設定されていて、銅山向けの坑木や薪炭を生産していました。その生産に携わることが、村の恵みになっていたという点は大いにあるかと思えます。

会場3 芳賀さんにお伺いしたいのですが、パワーポイントの中で林政関係の職制が五つくらい並んでいて、郡奉行から最後に木山方へ移る、あの理解なのですが、金森先生のご報告の中で考えると、例えば寛政の藩政改革によって、人材が登用されていく、藩校の設置と関わって、かなりの優秀な藩校出身の下級官僚が出てくる。その中で例えば賀藤景林のようなスペシャリストが出てきて、その人たちが軸になって制度改編をもたらす、というイメージで考えて良いのかというのが一つ。あとは最後の絵図、なぜ元禄なのか、というところですね。多様な森林づくりという話で減少が問題になってくると思っていますが、そこそ一七世紀後半から一八世紀の一番初めくらいの段階がピックアップされてくるということの意味はどういう風にお考えなのか教えていただきたいと思えます。

芳賀 一点目は、賀藤景林がどういう来歴で木山方の役人に就いたかというのよくわかってはいないのですけれども、賀藤景林の上司にあたる介川東馬は、まさに藩校から生み出されたスペシャリストで、そういった人材が文化期から林政に積極的に携わっていった、改革をもたらしていくという理解でおります。

二点目の絵図についてですけれども、私があげさせていただいたのは水源涵養林と水害防備林、つまり洪水や渇水を防ぐ山林の絵図でして、元禄七年（一六九四）と元禄十一年（一六九八）に設定されたものです。この時期に水源涵養林や水害防備林が設定された要因は、やはり森林資源の状況と関連させなければわからないだろうと思えます。江戸時代初期から、久保田城をはじめとする土木建築が相次ぎ、そういった中で建築材を上流から伐り出しつづけた結果、一七世紀の終わりから一八世紀の初めにかけて、山々が非常に枯渇しました。そのため緑のダム機能が落ち込み、それに対して水源涵養林を設定しなければいけないと考えられたのがこの時期なのだろうと思っております。

司会 まだご質問があるかと思いますが、お時間が少なくなってきました。

最後に、今回の報告・討論をふまえて、その後の大きな転換期となる天保期以降の秋田藩政の展開と位置づけについて、金森先生からお話していただきたいと思えます。

金森 私が改革派官僚という風に呼んだ、藩校を通して輩出してく

る下級官僚ですね、さきほどご質問にありましたけれども、加藤景林等のレベルで政策が策定されたのかという趣旨のご質問ありましたが、私は大きく言えばイエスだと思っています。それはなぜかと言いますと、加藤景林とか栗田定之丞も林政に関係しますが、こういうのは諸士層と言われる中でもさらに下の方のレベルの、役でいうと吟味役クラスのもの、奉行より下になるんですけれども、そういう実務方の厚い層があることによつて、介川東馬や野上国佐等が、いわゆる評定奉行クラスですね、これが下の実務官僚の意見等を吸い上げる形ができると。これが藩政改革の結果として生まれた人材登用の最大の成果だと思っております。それを家老の合議体制がさらに執行していく、くみ上げていく。そこで議論が行われるという形が寛政から人材登用政策でできあがる。そして天保期はですね、まさにそこで輩出してきた下級官僚の腕の見せ所の時期になるんですが、ちょうどその時期に天保の大飢饉がやってきます。ですから現象としては、積極的な政策を打ち出すことはできない。現象としては天保飢饉を回避するための新政策を彼らがやっていかなければならない。家口米仕法等はそのうちのひとつだと思いますし、五升備米も天保飢饉の中から考え出されてくる備荒貯蓄制度だと思えます。そして天保飢饉以降は、この下級官僚の第二世代ですね、介川にしても金易右衛門にしても、その息子たちが役職について活躍いたしますか、実務的に活動しております。ですから西南雄藩のような、全日本をゆりうごかすような勢力とは違う形ですけれども、ひとつ

の譜代層、大身層がリーダーシップをとっていた形から、下級官僚が主導していく時代が変わっていく。そして彼らの意見を無視しては藩政が進んでいけない段階、そういうものが来るのだらうという風に考えております。

**司会** 今日改革の幕開けということで、天明・寛政期を中心にその時の秋田藩政の特徴とそれに対する村と山のありかたについて報告させていただきました。最後までおつきあいいただきありがとうございます。

#### おわりに

ここでは、講座終了後に参加者から協力していただいたアンケート（回答者四七名）の概要を紹介する。

報告については、「専門的な事柄をわかりやすく解説されていた」「研究者としての豊富な知識と明快な説明」といった感想が多くみられた。藩政改革特に林政関係という専門性の高い研究内容が、資料や画像の効果的な使用と平易な説明によつて、初心者にも理解しやすい報告となったことがわかる。また、県外機関の研究者による報告に新鮮さを感じる一方で、県内資料の調査がベースになっていることで、親近感をもった参加者も多かった。

質疑・討論については、「報告内容を深めるものであった」「専門家による討論に学習意欲を刺激された」との声が中心で、ディスカッション形式の討論や、斬り込んだ質疑の印象が強かったようであ

る。また、司会者が各報告を関連づけながらまとめる手腕に感心する声や、時間不足を惜しむ声もあがった。

共催事業としての今回の企画については、「他研究機関との連携企画をぜひお願いしたい」など、継続への希望が多く、会場の規模も好評であった。

2年ぶりの公開講座開催にあたっては、報告者をはじめ徳川林政史研究所や秋田県生涯学習センターの担当者、多くの方々にご協力いただいた。関係各位の尽力で本講座を好評のうちに終えられたことを改めて感謝申し上げ、今後の継続についても検討を重ねていきたい。

【追記】本稿において、「一 報告」の各報告概要は、金森正也氏・栗原健一氏・芳賀和樹氏の各報告者にそれぞれ原稿を執筆していただいた。「はじめに」「二 質疑・討論」「おわりに」は、鍋島真（当館古文書班学芸主事）が担当した。

# 昭和二十年代秋田県の職務分課の変遷について(二)

## ― 本庁事務部局附属機関・地方機関 ―

柴田 知彰

### はじめに

本稿は、昭和二十二年（一九四七）九月から二十九年十二月まで県の職務分課の推移をたどり、組織的改編の意味を確認し、これを时期的に区分して整理する試みである。昭和二十年代の秋田県の機構は、本庁事務部局内部機関及び附属機関、地方機関、各種行政委員会事務局、そして議会事務局から構成されていた。本稿は、拙稿「昭和二十年代秋田県の職務分課の変遷について―本庁事務部局内部機関―」（以下、前稿<sup>①</sup>）に続き、同時期の本庁事務部局附属機関及び地方機関について職務分課や設置・改廃の変遷を整理することを目的とする。

さて前稿では、本庁事務部局内部機関の職務分課に、GHQによる占領下の諸改革など政治状況が大きく影響していたことを確認した。また、国策としての戦後開拓や国土総合開発も、県の機構改編に直接的な影響を及ぼしていた。これらの影響は、本庁事務部局附属機関及び地方機関においても同様、あるいは顕著に見られたと考

えられる。附属機関や地方機関は内部機関の出先として、本課や所管課の分掌の一部を専門的かつ具体的に実行したからである。本稿では、各機関の変遷を整理するとともに、右記の影響についても歴史的背景に照らし確認してみたい。

さて、戦後の秋田県の附属機関や地方機関の変遷に言及した刊行書は、管見の限りほとんど見られない。「秋田県行政機構総覧<sup>②</sup>」と『秋田県議会史』では、本庁事務部局内部機関の変遷を整理しているが、附属機関や地方機関の変遷の言及は少ない。若干の行政刊行物が特定部門の機関について変遷をまとめる程度である。そこで、本稿では「秋田県公報（秋田県報）」<sup>③</sup>を追うことで、可能な限り、附属機関及び地方機関の職務分課や設置・改廃の変遷を、その職務内容の点検を通じて検討した結果を報告する。

本稿は、「地方自治法」に基づき秋田県の機構再編が完了した昭和二十二年九月一日以後から出先機関の変遷を整理する。それ以前の出先機関については、拙稿「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」及び「昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について」

で本庁とともに整理してあるので参照されたい。<sup>⑤</sup>二十六年二月一日の「秋田県行政組織規程」制定によって、出先機関は本庁事務部局附属機関と地方機関とに区分された。その後、二十八年七月一日の「秋田県行政組織規程」大改正で、附属機関がすべて地方機関に一本化されている。本稿では右を画期として、昭和二十二年九月一日以後、昭和二十六年二月一日以後、昭和二十八年七月一日以後の三章に分けて叙述してみたい。

一 昭和二十二年九月一日以後

昭和二十二年九月一日時点で存在を確認できる県の出先機関は、表1のとおりである。二十六年二月一日「秋田県行政組織規程」に記載された本庁事務部局附属機関と地方機関、また、二十二年九月以前から存在し二十六年一月以前までに廃止された出先機関を収録した。ただし、戦時中に設置された傷痍軍人職業教育所など、「秋田県公報（秋田県報）」や「秋田県職員録」で消長を確認できないものは除外した。

まず、表1の出先機関の幾つかについて業務概要を説明しておきたい。<sup>⑥</sup>自治講習所は地方自治の振興を目的とした。G H Q 民政局による地方分権化の推進を反映した機関である。千秋学園は感化院（教護院）である。蚕業試験場は、蚕病予防、繭質改良統一、同業組合関係等を扱った。農事講習所及び女子農事講習所は、米作農村

表1 出先機関（昭和22年9月1日現在）

出先機関	所在地	設置年月日	出先機関	所在地	設置年月日
地方事務所	県内8か所	昭和17年7月1日	角館木工指導所	仙北郡角館町	昭和17年1月13日
自治講習所	秋田市	昭和11年7月14日	川連漆器試験場	雄勝郡川連町	昭和11年3月31日
千秋学園	秋田市	明治37年4月5日	水産試験場	秋田市	明治33年4月1日
蚕業試験場	雄勝郡湯沢町	大正7年4月1日	水産製品検査所	秋田市	昭和12年11月10日
蚕業取締所	秋田市	明治44年12月26日	河川改良事務所	県内3か所	昭和10年11月22日
繭検定所	秋田市	昭和12年12月21日	港務所	南秋田郡鮎川港町	昭和13年3月22日
農事講習所	北秋田郡上大野村	昭和21年3月31日	築港事務所	南秋田郡鮎川港町	明治44年3月31日
女子農事講習所	南秋田郡天王村	昭和21年3月31日	工営事務所（運河）	秋田市	昭和12年12月27日
（分所）	南秋田郡昭和町	昭和21年3月31日	（工業用水）	秋田市	昭和15年1月16日
食品試験場	秋田市	昭和21年3月30日	保健所	県内8か所	昭和14年8月31日
農事試験場	秋田市	明治24年4月-日	県立病院	秋田市	明治45年4月1日
種鶏場	北秋田郡大館町	昭和7年10月4日	県立医科大学建設準備室	秋田市	昭和21年10月18日
種畜場	河辺郡川添村	明治44年10月8日	衛生試験所	平鹿郡横手町	大正15年10月16日
農業用排水改良事務所	県内10か所	大正15年4月17日	県立診療所	県内6か所	昭和12年10月12日
天王外一箇町干拓事務所	南秋田郡天王村	昭和12年9月24日	職業補導所	県内3か所	昭和21年6月22日
工業指導所	秋田市	昭和11年3月31日	労政事務所	県内7か所	昭和22年4月5日

や開拓農村の中堅人物の育成を目的とした。食品試験場は、食品加工及び醸造に関する試験研究を行った。農業用排水改良事務所については、「秋田県報」と「秋田県職員録」の記載から、表1の時点で県内一〇か所に置かれていたと推定される。<sup>9)</sup>工業試験場は、木・機械・精密機械・化学工業の指導や技術員養成を行った。角館木工指導所は、樺細工工業の改良指導、川連漆器試験場は川連漆器工芸の試験を行った。ともに伝統的な県内物産である。河川改良事務所は、表1の時点で県内三か所に置かれていたと推定される。<sup>10)</sup>港務所は、秋田県の二大港湾である舩川港と土崎港を維持管理した。工営事務所は、秋田運河及び工業用水に関する特定工事を担当した。秋田市茨島から土崎港に至る臨海工業地帯を整備する一環だった。保健所は、戦前に制定された「保健所法」(旧保健所法)<sup>11)</sup>に基づき、保健指導のみを所管していた。公衆衛生の取締は警察の所管だった。県立病院は県立常盤病院一か所のみであり、性病患者を治療する医療機関だった。県立の総合病院はまだ存在しない。県立医科大学建設準備室は、県立女子医学専門学校の医大昇格に関する事務を担当した。衛生試験所は、仙北・平鹿・雄勝の県南三郡において、細菌検査、衛生試験、物品消毒、寄生虫検査ならびに駆除等の業務にあたった。県立診療所は、医療困難な山村僻地への医療普及を目的とした。<sup>12)</sup>職業補導所は、離職・復員・引揚げ・戦災等による失業者に、建築・建具・樺細工ほかの知識と技能を伝授した。この時点での職業補導所は、敗戦後の失業者救済を主たる目的とし、県央・県北・

県南に各一か所設置されていた。<sup>13)</sup>労政事務所は、本庁の民生部労政課で分掌する労働政策を各地域において具体的に実行した。<sup>14)</sup>当時、GHQ労働課は、日本の労働条件を国際水準にまで引き上げる政策を指導していた。その最前線が労政事務所である。

それでは、昭和二十二年九月一日以後について、出先機関の職務分課、また設置・改廃の変遷を整理してみよう。機関ごとに二十六年一月までの変遷を叙述していく。なお、農業用排水改良事務所と河川改良事務所については、設置・改廃が頻繁であり、繁雑を避けるため省略する。各機関は本庁の所管課が所属する部ごとに並べる。総務部、経済部、衛生部、労働部の順で、所管の機関を整理したい。

まず、総務部関係の機関から、地方事務所の職務分課の変遷をたどる。地方事務所は県内八か所に設置されていた。<sup>15)</sup>昭和二十二年九月一日時点での職務分課は、内政課(総務・学務・厚生係)・経済課(増産・統制係)・林務課(木材・薪炭・造林係)・土木課(土木係)・農地課(農地・開拓係)である。<sup>16)</sup>経済課の増産係と統制係は敗戦後の食糧及び物資不足に対応した。また、農地課の農地係と開拓係はそれぞれ農地改革と戦後開拓に携わった。当時の社会状況や政治状況が分課に反映している。翌二十三年五月一日、税務課を新設して税務係を置き、県税の賦課徴収を担当させた。<sup>17)</sup>税務課は、内政課総務係から税務事務を分離し設置したものである。同年十月十二日には土木課に建築係を新設し、「市街地建築物法」<sup>18)</sup>「臨時建築物制限規則」等に関する事務を担当させた。戦後の住宅建設ブーム

が背景にあったと考えられる。また、同年十二月十四日、北秋田及び雄勝地方事務所に限り、河川改修課を新設し河川改修係を置いた。<sup>19</sup> 前年、カスリーン台風等による豪雨の影響で、雄物川・米代川・子吉川各水系ほかの河川で大洪水が発生した。そこで、二十三年から二十六年にかけて「雄物川・米代川一定復旧事業」が実施された。<sup>20</sup> 右の二地方事務所は、それぞれ米代川と雄物川の改修設計施行にあたった。そして、二十五年七月八日には、地方事務所に林産物検査出張所が附置された。<sup>21</sup> 一地方事務所に複数の検査出張所が置かれたため、県内合わせて三二か所になった。<sup>22</sup> 住宅建設ブームで木材需要が増加し、出荷前の検査を重視したと推察される。

次に、東京事務所が再設置された経緯を紹介したい。昭和八年に秋田県物産幹旋所東京販売所が設置され、十七年に秋田県東京事務所に改称された。しかし、戦局の悪化から翌十八年末をもって廃止された。<sup>23</sup> 戦後に東京事務所が再び設置された年月日については、「秋田県報」から確認できない。ただし、二十四年二月一日「秋田県物産幹旋所規程」の中で、物産幹旋所を東京事務所内に置くこと定めている。<sup>24</sup> また、東京事務所が千代田区神田神保町の九段下ビル内にあつたことも記されている。物産幹旋所には運営委員を置き、知事の諮問により運営に関する重要事項を調査審議させた。

民生部関係の機関では、まず昭和二十三年六月一日に児童相談所が新設されている。秋田市中亀ノ町に秋田感恩講児童保育院の建物の一部を借用する形で設置された。<sup>25</sup> 二十五年の「秋田県職員録」で

も、中央児童相談所の所在地を秋田市中亀ノ町と記載している。児童相談所は、昭和二十二年公布の「児童福祉法」<sup>27</sup>で規定された施設である。児童の福祉増進について相談に応じ、必要によって児童の資質鑑別を行った。相談内容は、養護・保健・心身障害・非行・育成などに関することである。また、秋田感恩講は、藩政時代に久保田藩御用商人により設立された民間の窮民・孤児の救済組織である。右の事情も、児童相談所の場所選定に影響したと考えられる。

消防講習所は昭和二十四年四月五日の「秋田県消防講習所条例」<sup>28</sup>によつて新設された。<sup>29</sup> 二十二年にGHQの指導で「消防組織法」が公布され、警察から消防を分離し、地方分権を徹底した自治体消防を創設した。都道府県は、市町村の消防に責任を負わないが、消防職員及び消防団員を教育訓練する義務を負うことになった。消防講習所は、教育訓練の実施を担当する機関として秋田市寺内に設置された。四月五日には「秋田県消防講習所規則」も定められている。<sup>30</sup> 消防上の学術・技能を訓練するほか、心身を鍛錬し消防精神を涵養することを目的とした。教習科・機関科・幹部講習科が設けられた。教習科は、初任者を対象に、基礎的な学術・技能を教えた。機関科は、消防自動車など消防機械の運用法を教えた。幹部講習科は、消防団幹部の養成を行った。また所長は、市町村長の委任によつて消防職員の資格試験を実施した。

経済部関係の機関では、蚕業技術員養成所が、昭和二十五年三月十一日の「秋田県蚕業技術員養成所規程」<sup>31</sup>により新設された。蚕業

技術員を養成するため、必要な学科及び実習実務を習得させることを目的として蚕業試験場内に設置された。戦時中に県内の蚕糸業が衰退し、復興のために技術指導者の育成を急務としていた。養成所には本科と別科、必要により研究科を設けた。<sup>(37)</sup>

農事講習所及び女子農事講習所は昭和二十二年八月以前に設置された。二十一年三月三十一日、「秋田県農事講習所規程」により農事講習所が北秋田郡大野台に新設された。同村では、戦時下で時局匡救運動の一環として大野台開墾事業が進められ、皇国農民精神の陶冶と農業の实地訓練を目的とした青年道場も設置されていた。<sup>(34)</sup> 大野台開墾事業は、敗戦後の食糧不足と失業者急増への対策である戦後開拓に引き継がれた。本庁では、同年二月一日、經濟部に開拓課を新設、同月九日に農政開拓課に再編し、戦後開拓に本格的に取り組み始めている。<sup>(35)</sup> 農事講習所の目的は、農家の後継者及び開拓農民たるべき男子青少年ほかを対象に、協同自治精神を陶冶し、農業の知識・技術を習得させ、堅実な農村中堅人物を養成することだった。戦争で打撃を受けた農村の立て直し、また戦後開拓のために中核となる働き手を育てる目的である。講習所には、少年部<sup>(36)</sup>と青年部が設けられた。青年部には、さらに普通科・開拓科・研究科が設けられた。<sup>(37)</sup> 農村指導者や開拓農民幹部等に臨時に講習を行った。

昭和二十一年三月三十一日には、「秋田県女子農事講習所規程」により、女子農事講習所が南秋田郡天王村に新設された。同村には、戦時下で青年道場の分場が設置された。<sup>(38)</sup> 女子農事講習所は農家の配

偶者たるべき未婚の女子青年を対象にした以外、目的を農事講習所と同じくしている。講習は長期と短期に分けられ、長期講習生には普通科と研究科が設けられた。<sup>(40)</sup> 女子の場合、開拓科は設けられていない。短期講習生は、農村の指導者たるべき婦人ほかを対象とした。<sup>(41)</sup> 農村婦人のリーダーを養成する目的だった。また、昭和町に置かれた分所は石川翁農事研究所であり、農事講習所や女子農事講習所から臨時研究員が派遣された。農村復興や戦後開拓のために、老農石川理紀之助の農法や思想に学ぶ目的だったと考えられる。

その後、昭和二十三年六月十九日、「秋田県天王農事講習所規程」により、女子農事講習所は天王農事講習所に改組された。<sup>(42)</sup> 石川翁農事研究所は分所として引き継がれた。天王農事講習所の目的は、農民になろうとする者を男女の区別なく対象とする以外、従前の女子農事講習所と同じである。講習生のため普通科と研究科が設けられた。<sup>(43)</sup> この他、農村指導者ほかに対し短期講習を行った。

同日、「秋田県大野台農事講習所規程」により、従前の農事講習所が大野台農事講習所に改称された。<sup>(44)</sup> 大野台農事講習所の目的は、農事講習所の時とほぼ変わらない。農民及び開拓農民になろうとする者を対象にした。講習生のため、普通科・開拓科・研究科が設けられた。<sup>(45)</sup> この他、農村指導者や開拓農民幹部ほかに対し、短期講習を行った。天王農事講習所で米作農村、大野台農事講習所では米作農村及び開拓農村の中堅人材を養成する役割分担である。

次に、農業講習所の新設について紹介する。昭和二十四年三月五

日、「秋田県農業講習所規程」により、農業試験場内に農業講習所が新設された。<sup>46</sup> 試験場長が講習所長を兼務した。前年十二月、本庁の経済部に農業改良課が新設され、農業技術員の養成を分掌の一つとした。これを受けて農業講習所は、農業技術普及職員の教育ならびに再教育を行う機関として設けられた。すなわち、専門的な技術リーダーの養成を目的としている。受講資格も、農業に関する専門的な教育を受けた者に与えられた。<sup>47</sup> 講座内容は、県農業の地域性の習得、試験研究成果の習得、試験場における実習実験及び講義された技術の確認、そして県農林行政に関連した講習である。また、農業技術普及員の再教育は、分野別に短期間で実施された。

種畜場は、昭和二十四年十二月十日、河辺郡川添村から仙北郡神宮寺町へ移転した。<sup>48</sup> 同年、神宮寺町にあつた農林省秋田種畜牧場が廃止された際、種畜場の施設に利用する目的で秋田県に委譲されたためである。同日、種鶏場を廃し、種畜場に残務を引き継いだ。

家畜保健衛生所は、昭和二十五年四月二十日、「家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域に関する条例により新設された。<sup>49</sup> 同年の「家畜保健衛生所法」<sup>51</sup>で都道府県に設置を義務付けられた機関であり、家畜衛生の向上、家畜伝染病の予防、家畜の病性鑑定ほかを行った。前田、岩谷家畜保健衛生所が設けられ、十二月十四日、北秋田、山本、由利、仙北、雄勝家畜保健衛生所に再編された。<sup>53</sup>

木材工業指導所は、昭和二十三年に新設された。<sup>54</sup> 昭和二十四年度版『秋田県総合職員録』では、その所在地を北秋田郡釈迦内村と記

載している。<sup>55</sup>

物産幹旋所は、昭和二十四年二月一日、「秋田県物産幹旋所規程」により再設置された。<sup>56</sup> 十八年末の東京事務所廃止以来六年ぶりに、首都圏で県内物産を販売幹旋する拠点が復活した。物産幹旋所は、東京事務所内に設けられた。県内商工業の改善発展と産業経済の発展を目的とし、県内物産の販売及び受注、生産資材の幹旋ほか、輸出品や新製品の見本蒐集、意匠改良上の調査、さらに経済事情の調査等も行った。物産幹旋所運営委員会も設けられ、知事が委員を任命または委嘱した。県内物産の販路拡大に対し極めて積極的な姿勢が見られる。県内商工業も敗戦直後の混乱から立ち直りつつあった。

水産試験場は、昭和二十年四月十一日、秋田市土崎港町から本庁経済第一食糧水産課内に移転したが、<sup>57</sup> 八月十四日の土崎空襲で旧施設を焼失した。戦後、二十五年に県が国立水産試験場秋田分場の旧庁舎を取得し、<sup>58</sup> 六月十七日に南秋田郡船川港町に移転した。<sup>59</sup>

衛生部関係の機関では、まず保健所の変遷を紹介する。昭和二十二年九月五日、「保健所法」が全面改正された。<sup>60</sup> いわゆる新保健所法である。GHQ公衆衛生福祉局の指導による法改正であり、衛生行政を警察の管掌から切り離し厚生省の所管にした。<sup>61</sup> 新保健所法では、従来の保健指導に公衆衛生取締が加えられた。保健所に公衆衛生行政の指導面と取締面を一本化した形である。一方、公衆衛生取締が保健所の管掌になった関係で、翌二十三年九月二十七日、衛生試験所を廃止している。<sup>62</sup> また、二十三年六月十四日に大曲保健所、

二十四年五月一日に本荘保健所が新設された。<sup>65</sup>

次に、県立病院の変遷を説明したい。昭和二十年六月、県立女子医学専門学校が秋田市榎山に開校した。女子医学専門学校は、戦時中の医師不足から国策で医師速成を目的に設立された医専の一つである。また、秋田県では戦前から無医村が多く、戦争によって医師確保はさらに困難になっていた。さて、県立女子医専には附属病院も開設された。附属第一病院には秋田市榎山の旧私立小泉病院、附属第二病院には同古川堀反町の旧県農業会館組合病院の施設を使用した。戦後、二十二年十一月の県立女子医専廃校に伴い、附属病院は県立病院第一病院及び第二病院として独立した。<sup>64</sup>これにより、県立病院は、性病専科の常盤病院と合わせて三か所になった。

また、県立医科大学建設準備室の変遷も、県立女子医専との関わりが深い。秋田県を監視下に置いたGHQ第八軍政部は、戦時中に開校した県立女子医専を点検した結果、設備の脆弱を理由に廃校と判定した。これに対して、県議会が女子医専の医大昇格を決議し、県立医科大学建設準備室を設けることになった。しかし、医大昇格運動は敗戦後の焦燥感や費用面から県民の盛り上がりを欠き、二十二年四月十日の女子医専校舎の火災焼失によって挫折した。<sup>66</sup>翌二十三年八月三十一日、県立医大建設準備室も廃止された。<sup>66</sup>県立女子医専の廃校後、県内での医師養成機関の設置は、四十五年の秋田大学医学部開設まで待たねばならなかった。

一方、県立診療所が昭和二十三年九月一日に廃止された。<sup>67</sup>山間僻

地への医療普及を目的としていたが、廃止の事情はわからない。

労政関係の機関では、まず労政事務所が、昭和二十三年十二月二十五日、七か所から五か所に再編されている。<sup>68</sup>

次に、職業補導所の変遷を整理する。昭和二十一年六月二十二日の「秋田県職業補導所処務規程」では、職業補導所に庶務係と補導係を置いた。<sup>69</sup>この分課は昭和二十年代を通して変わらない。二十三年十二月二十五日、「職業補導所設置規程」が一部改正された。<sup>70</sup>目的が敗戦後の失業者救済から、職業の安定と経済の興隆に改められている。同日、「職業補導所処務規程」を「公共職業補導所処務規程」に改め、従前の職業補導所三か所を公共職業補導所七か所に再編した。<sup>71</sup>二十四年七月二日、「公共職業補導所規則」を制定し、各公共職業補導所が担当する技能の内容を明示した。<sup>72</sup>建築は、毛馬内・大館・能代・湯沢公共職業補導所で担当した。建築及び木工は秋田・大曲、塗装は本荘公共職業補導所の担当である。補導技能で建築が圧倒的に多いのは、戦後の住宅建設ブームを反映したと考えられる。同日、「公共職業補導所処務規程」も改正され、<sup>73</sup>庶務係の分掌に公印管守と文書の往復、記録、編纂及び保管が明記され、備え付ける簿冊の種類も規定された。文書管理を重視している。共同作業所は、昭和二十四年七月十二日、「共同作業所規則」によって新設された。<sup>74</sup>失業者に就職の機会を与えて生活を安定させるとともに、就業上で必要な知識と技能を得させることを目的とした。すなわち、失業者を工員に雇用して賃金を支給し、かつ職業知識と

技能を習得させる県営工場である。県営大館鉄工共同作業所が北秋田郡大館町に設置された。同日、「共同作業所処務規程」が制定され、共同作業所に庶務係と補導係を置いた。<sup>75</sup> 庶務係で文書の往復記録、編纂及び保存を分掌した。文書管理を重視した体制である。

## 二 昭和二十六年二月一日以後

昭和二十六年二月一日、戦前からの「秋田県庁中処務細則」を廃止し、新たに「秋田県行政組織規程」を制定した。<sup>76</sup> 総則・本庁事務部局・地方機関の三章編成である。第二章本庁事務部局は、内部機関・附属機関の二節から成る。第三章地方機関は、地方事務所・児童相談所・家畜保健衛生所・保健所・労政事務所・職及びその職務の六節から成る。法令または条例に定めのあるものを除いて、本庁と出先機関を網羅し、組織規程を一元化した。

この際、従前の出先機関が、本庁事務部局附属機関と地方機関に区分された。「秋田県行政組織規程」において、「地方機関」は「地方事務所及び地方自治法第一五六条の規定により設置する行政機関」と定義されている。まず、「地方機関」は地方事務所を指した。そして、「地方自治法」第一五六条では、都道府県は支庁や地方事務所のほか、法律の定めるところにより警察署その他の行政機関を設けるものとしている。すなわち、児童相談所は「児童福祉法」、家畜保健衛生所は「家畜保健衛生所法」、保健所は「保健所法」、そ

して労政事務所は「地方官官制」により設置を規定された機関である。地方事務所と右の法律等で定められた機関を「地方機関」とし、それ以外は本庁事務部局の附属機関にしている。

昭和二十六年二月一日時点における本庁事務部局附属機関と地方機関は表2のとおりである。それでは、これ以後について、まず本庁事務部局附属機関の変遷を整理してみよう。本庁の所管課が所属する部室ごと、知事室、総務部、民生部、経済部、土木部、衛生部、農地部、林務部、労働部の順に紹介する。

まず、知事室関係の機関では、日米文化会館が昭和二十八年三月十九日に知事室総務課の附属機関として新設された。<sup>77</sup> 前身は、GHQ民間情報局で所管したアメリカ文化センターだった。二十六年三月三十一日、県が秋田市長野町に建設した施設を民間情報局に無償で貸与したものである。アメリカ文化センターは、県内に民主的思想及び原則を普及する民間情報局情報課の活動拠点として使用されていた。二十七年四月にサンフランシスコ平和条約の発効でGHQが廃止された後も、県からアメリカ国務省に無償で貸与されていたが、同年十二月三十一日をもって返還された。<sup>78</sup> 日米文化会館は、日米両国相互の文化交流を図り、かつ海外諸国民との相互理解を深めることを目的とした。アメリカ文化センターには、大量の英文図書、雑誌、パンフレット、映画フィルム、レコード等が備えられていた。センターの返還時、知事と米国大使館代表の間で契約を交わし、右の備品を県に貸与するほか、大使館から引き続き新しいものを供給

表2 本庁事務部局附属機関及び地方機関 (昭和26年2月1日現在)

本 課	附 属 機 関	所 在 地	本 課	附 属 機 関	所 在 地
総務部庶務課	東京事務所	東京都	土木部監理課	河川改良事務所	秋田市
総務部地方課	自治講習所	秋田市			北秋田郡扇田村
民生部社会課	千秋学園	秋田市			平鹿郡角間川町
"	児童会館	秋田市	"	港務所	秋田市
民生部消防防災課	消防講習所	秋田市			南秋田郡船川港町
経済部農務課	蚕業試験場	雄勝郡湯沢町	"	築港事務所	南秋田郡船川港町
"	蚕業技術員養成所	雄勝郡湯沢町	"	工営事務所 (運河)	秋田市
"	蚕業取締所	秋田市		" (工業用水)	秋田市
"	" 支所	雄勝郡湯沢町	衛生部医務課	県立病院 (第一医院)	秋田市
"	菌検定所	秋田市		" (第二医院)	秋田市
経済部食糧課	醸造試験場	秋田市		" (常盤病院)	秋田市
経済部農業改良課	農事試験場	秋田市	"	看護婦養成所	秋田市 (第一医院内)
"	農業講習所	秋田市	衛生部公衆衛生課	優性結婚相談所	県内10か所
"	伝習農場	南秋田郡天王村 北秋田郡上大野村	衛生部予防課	性病診療所	県内10か所
経済部畜産課	種畜場	仙北郡神宮寺町	農地部耕地課	農業用排水改良事務所	県内10か所
経済部商工課	工業指導所	秋田市	"	防災施設事務所	鹿角郡七瀧村
"	樺工芸指導所	仙北郡角館町	"	干拓事務所	南秋田郡天王村
"	漆工芸指導所	雄勝郡川連町	林務部利用課	木材工業指導所	北秋田郡釈迦内村
"	物産幹旋所	東京都	労働部職業安定課	公共職業補導所	県内7か所
経済部水産課	水産試験場	南秋田郡船川町	"	共同作業所	北秋田郡大館町
	" 分場	南秋田郡船越町 仙北郡花館町			平鹿郡横手町
"	水産製品検査所	秋田市	所 管 課	地 方 機 関	所 在 地
			総務部地方課	地方事務所	県内8か所
			民生部社会課	児童相談所	秋田市
			経済部畜産課	家畜保健衛生所	県内5か所
			衛生部医務課	保健所	県内10か所
			労働部労政課	労政事務所	県内5か所

することとした。日米文化会館の業務内容は、洋書閲覧を主体とした図書館活動、会館主催の各種文化活動、文化団体に対する会場の貸与に大別される。<sup>79)</sup>

総務部関係の機関では、東京事務所が秋田県総合開発計画との関わりで整備拡充されている。昭和二十六年二月一日「秋田県行政組織規程」においては、県行政に関する中央官庁その他関係機関との連絡を第一の目的としている。国策である国土総合開発の一環として、この年七月から秋田県総合開発計画が本格的に進められた。翌二十七年十二月二十七日、東京事務所は本庁事務部局附属機関から地方機関に昇格した。<sup>80)</sup> 法律で設置を定められた機関ではないが、総合開発計画との関わりで重要視されたためと考えられる。この時、物産幹旋所を統合し、かつ附属施設として東京第一宿泊所及び第二宿泊所を設置した。第一宿泊所は台東区西町、第二宿泊所は同区上車坂町にあった。総合開発計画の具体化に伴い、中央官庁その他機関との連絡が増え、県職員が東京出張に宿泊施設を必要としたと推定される。同日、「秋田県東京事務所内部組織規程」が制定され、<sup>81)</sup>

「秋田県行政組織規程」とは別個に組織規程を持つ形になった。所長は直接知事の命を受けるとともに、本庁各部長との連絡も密にした。職務分課では、総務課が中央官庁及びその他関係機関との連絡を分享し、物産課が旧物産幹旋所の業務を引き継いだ。

民生部関係の機関では、身体障害者更生相談所が、昭和二十六年十二月二十日、社会課の附属機関として新設された。<sup>82)</sup> 二十四年公布

の「身体障害者福祉法」で都道府県に必置とされた機関である。<sup>83)</sup>秋田市榑山の県立病院第一医院内に設けられた。

高清水学園は、昭和二十六年二月一日、社会課の附属機関として秋田市寺内に新設された。精神薄弱の児童を保護し、独立自活に必要な知識と技能を与えることを目的とした。

児童会館も、昭和二十六年二月一日、社会課の附属機関として秋田市中城町に新設された。児童会館は「児童福祉法」第四〇条で定める児童厚生施設の児童館に該当する。児童に健全な文化と遊びを与えて情操を豊かにし、また健康を増進させることを目的とした。

同年三月一日、「秋田県児童会館運営規程」が制定された。<sup>84)</sup>児童会館運営委員会を設け、知事が児童福祉関係者から委員を任命するとした。同年六月十四日、民生部で社会課から児童課が分離したため、児童会館は児童課の附属機関になった。さらに二十八年一月二十四日、民生部の再編で婦人児童課の附属機関となった。また、同年三月三十一日付けで「秋田県児童会館運営規程」が廃止された。<sup>85)</sup>

経済部関係の機関では蚕業技術員養成所が昭和二十八年五月二十八日、「秋田県蚕産業技術員養成所規程」改正で短期講習科を設けた。<sup>86)</sup>

また、病虫害防除所は、昭和二十七年七月四日、「秋田県病虫害防除所の設置等に関する条例」により県内一〇か所に新設された。<sup>87)</sup>二十五年公布の「植物防疫法」<sup>88)</sup>第三二条第四項の規定に基づき、植物の検疫、発生予察事業等に関する事務を行った。

醸造試験場は戦前に設置されたが、昭和二十一年三月三十日に廃止され、分掌を食品試験場に移管した。<sup>89)</sup>二十六年二月一日、食品試験場から分離独立し、秋田市大町に再設置された。酒類・醬油・食酢・味噌その他醸造業の改良発達を目的とした。

農業講習所については、昭和二十六年二月一日「秋田県行政組織規程」で、養成及び再教育の対象が従前の「農業技術普及員」から「改良普及員」に改められた。本課である農業改良課の分掌にも、改良普及に関する事項が新設されている。生産力向上のため、農業技術の改良に重点を移したものと推定される。

天王及び大野台農事講習所は、昭和二十六年二月一日、天王及び大野台農営伝習農場に改称された。目的も農業経営に関する研究と指導を行うことに改められ、農業の知識・技術の習得、開拓農民の養成は消えている。二十五年頃から県の開拓行政の方針が転換し、未墾地の取得や開拓地の拡大よりも既入植者の営農確立を重視するようになったことも背景に考えられる。

種畜場は、昭和二十六年二月一日、旧種鶏場の分掌を吸収し、種畜のほか種禽の繁殖育成や配付、講習及び実地指導も行うようになった。<sup>90)</sup>翌二十七年四月一日には、種畜場本荘分場が由利郡本荘町に新設された。由利郡では、戦前から馬産等の畜産業が盛んだった。

角館木工指導所と川連漆器試験場は、昭和二十六年二月一日、それぞれ角館権細工芸指導所と川連漆工芸指導所に改称された。目的には、「技術員の養成」が新たに加えられている。伝統工芸の技

術指導者を確保し、かつ改良技術を普及させるためと考えられる。

物産幹旋所に関しては、昭和二十六年四月七日、北海道物産幹旋所が札幌市南三条に新設された。<sup>91</sup>北海道方面にも県内物産の販路を拡大する目的だった。この後、東京及び北海道物産幹旋所によって、県内物産の販売幹旋が相当な実績を挙げている。<sup>92</sup>翌二十七年十二月二十七日、前述のとおり、東京物産幹旋所は東京事務所に統合され、物産課に事務を引き継いだ。

土木部関係の機関では、河川改良事務所が昭和二十六年二月一日時点で県内三か所に設置されている。<sup>93</sup>以後の変遷は省略する。

衛生部関係の機関では、まず県立病院の変遷をたどる。昭和二十六年二月一日「秋田県行政組織規程」では、各病院の診療科を明記している。県立病院第一医院は、内科・外科・小児科・皮膚泌尿器科、第二医院は内科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・物療科、常盤病院は性病専科である。第一医院には、看護婦養成所が附置された。県内の病院で深刻だった看護婦不足への対処である。また、県立病院の内部規定については、「秋田県行政組織規程」とは別に定めるとされた。同年四月七日、常盤病院が廃止された。<sup>94</sup>二月一日に県内一〇か所に性病診療所が新設されたため、役割を終えたものと推定される。また、四月二十一日には、第一医院の診療科に整形外科を新設した。<sup>95</sup>翌二十七年九月一日、第一医院に附置した看護婦養成所を廃止し、第二医院に准看護婦養成所を附置した。准看護婦試験であれば都道府県でも実施でき、資格を取得させやすいため、

現実的な方法を選んだと言えよう。同年十二月一日、県立第三病院が秋田市上中城町に新設された。<sup>97</sup>旧国立秋田病院の施設を買収したものである。診療科は、内科・外科・産婦人科・皮膚泌尿器科・歯科だった。そして、二十八年二月二十八日、「秋田県立病院内部組織規程」が制定された。<sup>98</sup>東京事務所に次いで、独自の組織規程を持つことになった。職務分課は、総務課・診療各科・薬剤科・研究検査科・看護科である。診療各科の内容は三病院で異なる。総務課に事務長、診療各科と研究検査科に科長、薬剤科に薬局長、看護科に総看護婦長を置いた。総務課で文書の記録、編纂及び保存、診療記録の保管を分掌したほか、各科でも文書管理を重視している。

優生結婚相談所は、昭和二十六年二月一日、県内一〇か所の保健所に新設された。二十三年公布の「優生保護法」<sup>99</sup>に基づく機関であり、優生結婚の普及と指導を目的とした。「優生保護法」は、敗戦後の混乱の中、復員による過剰人口や強姦による妊娠などの問題を背景に、妊娠中絶の合法的手段として優生思想を利用し制定された。翌二十七年六月二十四日には、「優生保護法」の改正に対応し、優生保護相談所に改称されている。<sup>100</sup>

衛生研究所は、昭和二十八年一月二十四日、秋田市土手長町に新設された。<sup>101</sup>予防課の細菌検査係が附属機関として独立したものである。保健衛生の向上に関する試験検査及び調査研究を行った。

農地部関係の機関では、農業用排水改良事務所等が、昭和二十六年二月一日時点で県内一〇か所に設置されている。<sup>102</sup>以後の変遷は省

略する。農業用排水改良は、土地改良とともに農業生産の基盤づくりとして、多額の費用を投じて続けられた。また、七瀧村鹿倉防災施設事務所が、耕地の防災のため鹿角郡七瀧村に新設された。

林務部関係の機関では、木材工業指導所の変遷を紹介する。木材工業指導所は、昭和二十六年二月一日「秋田県行政組織規程」により経済部から林務部へ所管替えされた。木材工業の改良発達のため、試験研究、技術工の養成、製品の試作・製作、講習及び実地指導を行うことを目的とした。翌二十七年七月三十一日には林業試験場に改称し、多額の予算をかけ機関を発展的に改組した。<sup>103</sup> 目的も「林業及び木材工業の発展」に改められ、林業関係の試験研究や種苗・標本の配付も行うようになった。改組の背景として、二十六年公布の「森林法」<sup>104</sup>と県の林業振興政策が考えられる。

労働部関係の機関では、まず公共職業補導所の変遷をたどる。昭和二十六年二月一日「秋田県行政組織規程」では、公共職業補導所は求職者に対し就職に必要な知識と技能を授けることを目的としている。目的から「職業の安定」と「経済の興隆」が消え、敗戦直後の緊急性は表現上かなり薄らいでいる。前年の朝鮮戦争勃発後、国内経済は特需景気によって好況に向かっていた。

共同作業所の変遷を見ると、昭和二十六年二月一日、横手共同作業所が平鹿郡横手町に新設され、木工及び鉄工製品を製造している。それでは、次に地方機関について昭和二十六年二月一日以後の変遷を整理してみよう。総務部、経済部、衛生部の順に紹介する。

まず、総務部関係の機関から地方事務所の変遷をたどる。昭和二十六年二月一日時点での職務分課は、総務・税務・経済・土木・河川改修（北秋田・雄勝のみ）・農地・林務の七課であり、林産物検査員出張所を附属した。各課の下に置かれた係は廃止された。同年十月一日には、民生課を新設した。<sup>105</sup> 翌二十七年四月七日、前年に雄物川・米代川一定復旧事業が完了したため、河川改修課を廃止した。

県税事務所は、昭和二十八年三月三十一日、「秋田県税事務所設置条例」により秋田市土手長町に新設された。同日、「秋田県県税条例」を一部改正し、県税の賦課徴収を地方事務所長と県税事務所長に委任した。<sup>106</sup> 県税事務所が秋田市内、各地方事務所の税務課がそれ以外の地域を管轄した。町村合併に伴う秋田市域の拡大への対処だったと推定される。翌四月一日、県税事務所を本庁の総務部税務課の附属機関から地方機関に昇格させた。また、「秋田県県税事務所内部組織規程」が制定され、徴収課と課税課を置いた。<sup>107</sup> 経済部関係の機関では、鹿角・秋田・平鹿家畜保健衛生所が、昭和二十六年七月十六日に新設された。<sup>108</sup> 県内八か所に増え、全市全部を網羅することになった。

衛生部関係の機関では保健所の変遷をたどる。昭和二十六年二月一日時点での職務分課は、総務・衛生・予防・普及の四課である。衛生課は、環境衛生・食品衛生・狂犬病予防等を分掌した。同年十月六日、大館保健所に鷹巣支所が新設され、翌二十七年四月一日に鷹巣保健所に昇格した。<sup>109</sup> 八月一日には船川保健所が新設された。<sup>110</sup>

三 昭和二十八年七月一日以後

昭和二十八年一月二十四日、「秋田県行政組織規程」が大改正された。<sup>⑮</sup>本庁事務部局内部機関を中心とした改正であり、詳細は前稿を参照されたい。同年七月一日、「秋田県行政組織規程」が再び大改正された。<sup>⑯</sup>この改正で、従前の本庁事務部局附属機関が全て地方機関に一本化された。前年八月十五日に「地方自治法」が改正され、地方公共団体執行機関の「附属機関」を非常勤委員で構成する審議会や審査会、協議会や委員及び委員会と定義したためである。

昭和二十八年七月一日時点における地方機関は、表3のとおりである。これ以後について地方機関の変遷を整理してみよう。本庁の所管課が所属する部室ごと、知事室、総務部、民生部、農政部、商工水産部、林務部、土木部、衛生部、労働部の順に紹介する。

知事室関係の機関では、まず東京事務所の変遷を整理する。東京事務所は、昭和二十八年七月一日に総務部から知事室に所管替えされた。知事室が国土総合開発を分掌したため、中央官庁との連絡調整を行う目的で所管下に置いたと推定される。同日、「秋田県東京事務所内部組織規程」を廃止し、「秋田県行政組織規程」に取り込んだ。

鍮畑発電所建設事務所は、昭和二十八年十二月一日、仙北郡田沢村に新設された。<sup>⑰</sup>農村工芸授産場を仮事務所に借用した。<sup>⑱</sup>知事室開設課が所管課であり、同日に発電係を新設している。秋田県総合開

表3 地方機関 (昭和28年7月1日現在)

地方機関	所管課	所在地	地方機関	所管課	所在地
地方事務所	総務部地方課	県内8か所	干拓事務所	農地部耕地課	南秋田郡天王町
東京事務所	知事室総務課	東京都	防災施設事務所	"	鹿角郡七瀧村
日米文化会館	"	秋田市	繊維試験場	商工水産部商工課	横手市
県税事務所	総務部税務課	秋田市	工業指導所	"	秋田市
自治講習所	総務部地方課	秋田市	権工芸指導所	"	仙北郡角館町
身体障害者更生相談所	民生部社会課	秋田市	漆工芸指導所	"	雄勝郡川連町
児童相談所	民生部婦人児童課	秋田市	物産幹旋所	"	北海道札幌市
千秋学園	"	秋田市	水産試験場	商工水産部水産課	南秋田郡船川港町
高清水学園	"	秋田市	水産製品検査所	"	秋田市
児童会館	"	秋田市	林業試験場	林政部林産課	大館市
消防講習所	民生部消防災害課	秋田市	河川改良事務所	土木部監理課	県内4か所
蚕業試験場	農政部農政課	雄勝郡湯沢町	港務所	"	秋田市
蚕業技術員養成所	"	雄勝郡湯沢町		"	南秋田郡船川港町
蚕業技術指導所	"	北秋田郡扇田町	築港事務所	"	南秋田郡船川港町
	"	由利郡本荘町	工営事務所(運河)	"	秋田市
蚕業取締所	"	秋田市	"(工業用水)	"	秋田市
"支所	"	雄勝郡湯沢町	保健所	衛生部医務課	県内12か所、支所1
繭検定所	"	秋田市	県立病院(第一医院)	"	秋田市
醸造試験場	"	秋田市	"(第二医院)	"	秋田市
病虫害防除所	農政部農業改良課	県内9か所	"(第三病院)	"	秋田市
農業試験場	"	秋田市	準看護婦養成所	"	秋田市
農業講習所	"	秋田市	衛生研究所	衛生部公衆衛生課	秋田市
経営伝習農場	"	南秋田郡天王町	性病診療所	"	県内10か所
	"	北秋田郡上大野村	優性保護相談所	"	県内10か所
農業改良普及事務所	"	県内32か所	労政事務所	労働部労政課	県内5か所
家畜保健衛生所	農政部畜産課	県内8か所	公共職業補導所	労働部職業安定課	県内7か所、分室2
種畜場	"	仙北郡神宮寺町	共同作業所(鉄工)	"	大館市
農業用排水改良事務所	農地部耕地課	県内13か所	"(木工・鉄工)	"	横手市

発計画の重点事業は電源開発だった。全国的にも戦後の経済復興を迎え、電力需給量の急増していた時期である。県は、建設省による雄物川総合開発計画の鎧畑ダム建設事業を電源開発に利用した。鎧畑発電所建設事務所には、職務分課として庶務・土木・電気の三課を設けた。同日、「鎧畑発電所建設事務所事務取扱規程」も制定され、文書管理に関しては二十八年制定「秋田県文書取扱規程」を準用するとした。<sup>17</sup>翌二十九年六月十四日、庶務課に庶務・経理・資財係、土木課に設計・工事・建築係、電気課に建設・動力係を新設した。<sup>18</sup>前月に庁舎が完成し、移転を終えていた。

総務部関係の機関では、まず地方事務所の変遷を整理したい。昭和二十八年十二月二十八日、総務課に庶務・町村指導係、税務課に賦課・徴収係、民生課に庶務・援護係、経済課に経済係、農地課に耕地・農地開拓係、林務課に林政・林業係、土木課に管理・工務係を新設し、土木工事出張所も附設した。<sup>19</sup>翌二十九年一月二十一日、土木工事出張所の名称、位置、用務区域が告示された。<sup>20</sup>用務区域を土木課と出張所で分割し担当している。また、十月十五日、秋田地方事務所のみ税務課を廃止し、<sup>21</sup>県税事務所に事務と職員を移管した。翌十一月十六日には森林区事務所を新たに附設し、<sup>22</sup>森林区実施計画に関する事務を分掌させた。「森林法」では森林計画制度が中核であり、森林基本計画、森林区施業計画、森林区実施計画で構成された。森林区事務所の名称、位置、管轄区域は別に告示するとした。<sup>23</sup>また、同日、地方事務所に農業普及班長を配置した。

次に、県税事務所の変遷をたどる。昭和二十八年七月一日、「秋田県税事務所内部組織規程」が廃止され、「秋田県行政組織規程」に取り込まれた。翌二十九年十月十五日、「秋田県県税事務所設置条例」を一部改正し、男鹿市及び南秋田・河辺郡を秋田地方事務所の管轄区域から移管した。<sup>24</sup>さらに同日、県税事務所の機構を改正し、徴収課に庶務・徴収第一・徴収第二係、課税課に直税第一・直税第二・間税係を新設した。<sup>25</sup>管轄区域の拡大への対処だった。自治講習所は、昭和二十九年六月二十四日、自治研修所に改称し、<sup>26</sup>以後この名称で現在に至っている。

民生部関係の機関では、身体障害者更生相談所について昭和二十八年七月一日「秋田県行政組織規程」は、身体障害者の利便のため、医学的、心理学的及び職能的判定を行うことを目的としている。農政部関係の機関では、扇田及び本荘蚕業技術指導所が昭和二十八年七月一日に新設された。<sup>27</sup>蚕業の改良を図るため、養蚕の技術指導と普及を行うことを目的とした。蚕業改良指導員を配置した。<sup>28</sup>

農事試験場は、昭和二十八年七月一日、農業試験場に改組された。目的も、能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善を図るため試験研究を行うことに改められた。職務分課は、総務課・技術第一部・技術第二部・経営部から成る。技術第一部が農作物に関する栽培技術、技術第二部が肥料や病害虫防除等に関する技術、経営部は農業経営、すなわち農民生活改善に関わる研究を分掌した。この頃、本庁の農業改良課では営農の確立に力を入れている。

また、伝習農場も、昭和二十八年七月一日、経営伝習農場に改称された。目的に、新たに「農業経営の改善を図るため」と冠されている。農業試験場と同様、農業経営を重視する姿勢の現れである。

二十年代後半、開拓営農が不振で米作農家と所得格差が開いていた。農業改良普及所は、昭和二十八年七月一日、県内三二か所に新設された。<sup>129</sup> 農業技術の普及、農業経営及び農民生活の改善、農村青年クラブの育成を行った。農業改良課の施策を具体的に実行するための地域拠点を設けたと言える。

農地部関係の機関では農業用排水改良事務所が昭和二十八年七月一日時点で県内一三か所に設置されている。<sup>130</sup> 以後の変遷は省略する。

商工水産部関係の機関では、繊維試験場が、昭和二十八年七月一日に横手市に新設された。横手市は、県南の繊維工業の中心地だった。繊維工業の振興発達を図るため試験研究及び技術指導を行った。

また、計量検定所が、昭和二十九年四月一日、商工課の所管で新設された。<sup>131</sup> 尺貫法からメートル法への移行に備え、商工課の計量係を廃止し地方機関として独立させたものである。二十六年公布の「計量法」<sup>132</sup>に基づいて、計量器の検定、検査及び取締を行った。

林務部関係の機関では、林業試験場で、昭和二十八年七月一日、職務分課として、総務・森林・木材工業の三課を設けている。林業と木材工業とで試験を担当する部を分けた形である。

土木部関係の機関では、河川改良事務所が、昭和二十八年七月一日時点で県内四か所に設置されている。<sup>133</sup> 以後の変遷は省略する。

橋梁工事事務所は、昭和二十九年四月一日、監理課の所管で能代市に新設された。<sup>134</sup> 橋梁の架け替え工事に関する事務を分掌した。工事の対象は、能代橋、富根橋、響橋、七座橋の四か所だった。二十六年以後、県内では木橋の永久橋（鉄筋コンクリート橋）への架け替えが次々と進められている。<sup>135</sup>

衛生部関係の機関では、まず保健所の変遷をたどる。昭和二十八年七月一日、秋田保健所に五城目支所を新設した。<sup>136</sup> 翌二十九年六月十四日、男鹿市制施行に伴い船川保健所を男鹿保健所に改称するとともに、鷹巣保健所に米内沢支所を新設した。<sup>137</sup> 同年十一月六日、保健所に保健婦長が配置された。また、秋田保健所五城目支所を五城目保健所に昇格している。

県立病院では、昭和二十八年七月一日、第二医院の診療科の中で物療科を廃止し、放射線科を新設した。エックス線等の放射線を用いた診断や治療を本格的に導入した。そして翌二十九年七月一日、県立病院の三施設が県立中央病院として統合された。<sup>138</sup> 新しい病院施設は、第三病院があつた秋田市上中城町に建設された。県の中核病院として、二十六年以来巨費を投じて建設工事が行われた。<sup>139</sup> 同日、「秋田県立中央病院内部組織規程」が制定された。<sup>140</sup> 職務分課は、事務部（庶務・会計・医事係）・第一内科・第二内科・小児科・第一外科・第二外科・整形外科・産婦人科・皮膚泌尿器科・眼科・耳鼻いんこう科・放射線科・歯科・研究検査科・薬剤科・看護科（中央材料室・病棟看護係・外来看護係・手術室）・給食科（用度・栄養

係)である。また、病院に副院長、事務部に事務次長、各係に係長、看護科の係及び室に看護婦長を新たに配置した。組織の巨大化に対応し、中間管理職を増やして運営管理の効率化を図っている。

また、准看護婦養成所は、昭和二十八年七月一日、県立病院第二医院の附設から独立した。ただし、機関としては独立したが、第二医院の中に置かれていた。翌二十九年七月に県立中央病院が開設すると、その中に移転した。看護実習の必要上からと考えられる。

性病診療所は、昭和二十九年六月十四日をもって保健所に附置の形になった。<sup>(11)</sup>これに伴い、男鹿及び鷹巣性病診療所が新設された。

労働部関係の機関では、昭和二十八年七月一日、鹿角公共職業補導所が鹿角郡尾花沢町に移転した。同郡毛馬内町にあった旧鹿角公共職業補導所は毛馬内分室になった。また、同日、大曲公共職業補導所に横手分室が新設された。

共同作業所については、昭和二十九年六月十四日、横手共同作業所の製造品が木工製品のみに改められた。<sup>(12)</sup>

### 結びにかえて

前稿で述べたが、昭和二十年代に現代の地方行政の原型が形成された。前稿と本稿では、本庁事務局内部機関及び附属機関、地方機関について、職務分課や設置・改廃の変遷を整理した。各種行政委員会及び議会事務局についての整理が、今後の課題として残る。

### 註

(公文書班 しばた ともあき)

- (1) 『秋田県公文書館研究紀要』第十九号(二〇一三年)
- (2) 『秋田県行政機構総合一覧』(秋田県立秋田図書館、一九七二年)
- (3) 『秋田県議会史』第一巻付録五(秋田県議会、一九七九年)
- (4) 『七十年のあゆみ』(秋田県畜産試験場、一九八九年)、『秋田県の蚕糸業』(秋田県農政部農産園芸課、一九九九年) ほか
- (5) 『秋田県報』は、昭和二十五年五月一日発行の第二七三八号から『秋田県公報』に改題した。
- (6) 『秋田県公文書館研究紀要』第九、十号(二〇〇三、二〇〇四年) 拙稿「昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について」
- (7) 拙稿「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」「昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について」
- (8) 新城川(南秋田郡上新城町)、長木川(北秋田郡大館町)、旭川(県庁耕地課内)、三種川筋(山本郡下岩川村)、犀川左岸(北秋田郡東館村)、芋川筋(由利郡北内越村)、石沢村外二ヶ村(由利郡石沢村)、二井田村外一ヶ村(北秋田郡扇田町)、綴子村外二ヶ村(北秋田郡綴子村)の九用水改良事務所と大曲町暗渠排水事務所(仙北郡大曲町)
- (9) 長木川(北秋田郡大館町)、横手川(平鹿郡横手町)、太平川(秋田市)の三改良事務所
- (10) 昭和十二年四月一日法律第四二号
- (11) 富根(山本郡富根村)、富津内(南秋田郡富津内村)、七日市(北秋田郡七日市村)、吉田(平鹿郡吉田村)、上郷(由利郡上郷村)、五里合(南秋田郡五里合村)の六診療所
- (12) 秋田職業補導所(本荘、五城目分所を設置)、能代職業補導所(大

- (14) 館、毛馬内分所を設置)、大曲職業補導所(横手、湯沢、六郷、角館分所を設置)
- (14) 秋田(秋田市、河辺郡、南秋田郡を管轄)、能代(能代市、山本郡を管轄)、大館(北秋田郡を管轄)、花輪(鹿角郡を管轄)、本荘(由利郡を管轄)、横手(平鹿郡、雄勝郡を管轄)、大曲(仙北郡を管轄)の七労働事務所
- (15) 鹿角(鹿角郡花輪町)、北秋田(北秋田郡鷹巣町)、山本(能代市)、秋田(秋田市)、由利(由利郡本荘町)、仙北(仙北郡大曲町)、平鹿(平鹿郡横手町)、雄勝(雄勝郡湯沢町)の八地方事務所、秋田地方事務所は南秋田郡と河辺郡も管轄
- (16) 訓令甲第一二二号(昭和二十二年三月一日「秋田県報」第二四一三三号)
- (17) 訓令甲第一二二号(昭和二十三年五月一日「秋田県報」第二五一二一五号)
- (18) 訓令甲第二二二号(昭和二十三年十月十二日「秋田県報」第二五五五五号)
- (19) 訓令甲第二六号(昭和二十三年十二月十四日「秋田県報」第二五七三三号)
- (20) 『秋田県土木史』第二卷(秋田県土木部監修、社団法人秋田県建設技術センター、一九九〇年)六〇一〜六〇六頁
- (21) 告示第一八八号(昭和二十五年七月八日「秋田県公報」第二五八七号)
- (22) 林産物検査出張所は、花輪・毛馬内(鹿角地方事務所)、大館・早口・扇田・鷹巣・米内沢・阿仁合(北秋田地方事務所)、二ツ井・能代・森岳(山本地方事務所)、五城目・船川・秋田・和田・戸米川(秋田地方事務所)、岩谷・本荘・象潟・矢島(由利地方事務所)、刈和野・大曲・角館・生保内・六郷(仙北地方事務所)、横手・大森・十文字(平鹿地方事務所)、湯沢・西馬音内・稲庭・横堀(雄勝地方事務所)の三二箇所
- (23) 拙稿「昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について」
- (24) 告示第三六号(昭和二十四年二月一日「秋田県報」第二五八七号)
- (25) 平成25年度版「業務概要」(秋田県中央児童相談所、二〇一三年)
- (26) 昭和二十五年「秋田県職員録」(秋田県、一九五〇年、秋田県立図書館所蔵)
- (27) 昭和二十二年十二月十二日法律第一六四号
- (28) 条例第五号(昭和二十四年四月五日「秋田県報」第二六〇五号)
- (29) 昭和二十二年十二月二十三日法律第二二六号
- (30) 規則第一三三号(昭和二十四年四月五日「秋田県報」第二六〇五号)
- (31) 規則第七号(昭和二十五年三月十一日「秋田県報」第二七一七号)
- (32) 本科の入所資格は、高等学校卒業かつ養蚕経験あり、一九歳以上。別科は、中等学校卒業かつ養蚕経験あり、一六歳以上。
- (33) 告示第一二二一号(昭和二十一年三月三十一日「秋田県報」号外)
- (34) 拙稿「昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について」
- (35) 訓令甲第七号(昭和二十一年二月一日「秋田県報」号外)、訓令甲第九号(同年二月九日「秋田県報」号外)
- (36) 少年部の対象は、一五〜一七歳の農家後継者。定員一〇〇名、講習期間二年。
- (37) 青年部普通科の対象は、一八〜二五歳の少年部修了者で一年以上営農従事者、同等以上の素養を認めた者、中等学校卒業で農家後継者。定員五〇名、講習期間一年。開拓科の対象は、一八〜二五歳の一年以上営農従事者かつ開拓入植希望者。定員五〇名、講習期間一年。研究科の対象は、普通科または開拓科修了者、同等以上の素養を認めた者、専門学校以上の卒業者で農業に関する実際的な研究をなさんとする者。若干名、講習期間一年。
- (38) 告示第一二二一号(昭和二十一年三月三十一日「秋田県報」号外)
- (39) 拙稿「昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について」
- (40) 長期講習生普通科の対象は、一五〜一七歳の農業に従事する者。研究科の対象は、一八〜二五歳の普通科修了者、同等以上の素養を認めた者、中等学校卒業で農村婦人たるべき者。ともに定員五〇名、講習期間一年。

- (41) 短期講習生は、講習期間一週間から一か月。一回の定員五〇名。
- (42) 告示第一八七号（昭和二十三年六月十九日「秋田県報」第二五二三号）
- (43) 普通科の対象は、一六〜一八歳で農民になるうとする者。定員一〇〇名、講習期間二年。研究科の対象は、普通科修了者、同等以上の素養を認めた者、高等学校以上の卒業者で農業の実際の研究をしようとする者。若干名、講習期間一年。
- (44) 告示第一八八号（昭和二十三年六月十九日「秋田県報」第二五二三号）
- (45) 普通科は天王農事講習所と同じ対象、定員、講習期間。開拓科と研究科は旧農事講習所とほぼ同じだが、研究科の対象で「専門学校以上の卒業者」が「高等学校以上の卒業者」に改められた。
- (46) 告示第七七号（昭和二十四年三月五日「秋田県報」第二五九八号）
- (47) 農業を主とする新制高校または甲種農業学校の卒業者で一年以上農業に関する実務に従事した者、農業を主とする大学や専門学校卒業業者で技術普及職員たらんとする者
- (48) 告示第三四七号（昭和二十四年十二月十日「秋田県報」第二六七九号）
- (49) 告示第三四八号（同）
- (50) 条例第一三三号（昭和二十五年四月二十日「秋田県報」第二七三四号）
- (51) 昭和二十五年三月十八日法律第二二二号
- (52) 前田家畜保健衛生所（北秋田郡前田村）は、北秋田郡前田村、大阿仁村、阿仁合村を管轄。岩谷（由利郡岩谷村）は、由利郡岩谷村、北内越村、南内越村、下川大内村を管轄。
- (53) 北秋田家畜保健衛生所（北秋田郡前田村）は北秋田郡、山本（能代市）は能代市及び山本郡、由利（由利郡岩谷町）は由利郡、仙北（仙北郡大曲町）は仙北郡、雄勝（雄勝郡湯沢町）は雄勝郡を管轄。
- (54) 『秋田県林業技術センター試験研究成果（五十周年記念）』（秋田県林業技術センター、一九九八年）
- (55) 昭和二十四年度版『秋田県総合職員録』（秋田魁新報社調査部編、一九四九年、秋田県立図書館所蔵）、釈迎内村に木材工業試験場が設置されたのは、隣接の長木村（長木川流域の雪沢や大茂内）が藩政期から秋田杉の大産地だった事情が関係したものと推定される。『秋田県戦後行政年表資料（昭和二〇〜三〇）』（秋田県、一九七六年）九八頁には、木材工業指導所が昭和二十三年三月三十一日告示第八四号で設置されたことある。機関の目的については、秋田県木材工業の改良発達を図るため、試験及び調査研究、技術工の養成を行うことと記している。戦後の産業復興に、技術改良で藩政期以来の林産資源を活用した。
- (56) 告示第三六号（昭和二十四年二月一日「秋田県報」第二五八七号）
- (57) 秋発売食第九五号（昭和二十年四月二十四日「秋田県報」第二三三一号）
- (58) 昭和二十五〜二十七年度「秋田県水産試験場事業報告書」（秋田県水産振興センター所蔵）
- (59) 告示第一七六号（昭和二十五年七月四日「秋田県公報」第二七六六号）
- (60) 昭和二十二年九月五日法律第一〇二号
- (61) 竹前栄治『GHQ』（岩波新書、一九八三年）一三二頁
- (62) 告示第三三六号（昭和二十三年十月十二日「秋田県報」第二五五五号）
- (63) 条例第三七号（昭和二十三年六月十四日「秋田県報」第二五二四号）、条例第一八号（昭和二十四年五月一日「秋田県報」号外）大館、秋田、能代、横手、角館、湯沢、矢島、花輪と合わせ一〇保健所
- (64) 『秋田県史』第六卷 大正昭和編（秋田県、一九六五年）一〇〇〇九〜一〇一〇頁
- (65) 「秋田県立女子医学専門学校設置」秋田大学大学院医学系研究科・医学部HP <http://www.med.akita.ac.jp/joshi-ison.php>
- (66) 訓令甲第一九号（昭和二十三年八月三十一日「秋田県報」号外）



- (101) 規則第四号 (昭和二十八年一月二十四日「秋田県公報」号外第一号) 号)
- (102) 犀川 (北秋田郡東館町)、芋川筋 (由利郡内越村)、鮎川筋 (由利郡子吉村)、綴子村外一個村 (北秋田郡綴子村)、山田村外二個町村 (雄勝郡山田村)、花輪町外一個村 (鹿角郡花輪町)、天王村二田堰 (南秋田郡天王村)、玉川 (仙北郡生保内村)、神宮寺外三個村 (仙北郡神宮寺町)、瀧沢堰 (由利郡西滝沢村) の一〇用水改良事務所、規則第一号 (昭和二十七年七月三十一日「秋田県公報」号外第一号)
- (104) 昭和二十六年六月二十七日法律第二四九号
- (105) 規則第五〇号 (昭和二十六年十月一日「秋田県公報」号外第一号)
- (106) 条例第一〇号 (昭和二十八年三月三十一日「秋田県公報」号外第一号)
- (107) 条例第一一号 (同)
- (108) 規則第一九号 (昭和二十八年四月一日「秋田県公報」号外第二号)
- (109) 規則第二〇号 (同)
- (110) 条例第三八号 (昭和二十六年七月十六日「秋田県公報」号外第一号) 鹿角家畜保健衛生所 (鹿角郡花輪町) は鹿角郡、秋田 (秋田市) は秋田市と南秋田郡と河辺郡、平鹿 (横手市) は横手市と平鹿郡を管轄。
- (111) 規則第五二号 (昭和二十六年十月六日「秋田県公報」第二九六一号) 大館保健所鷹巣支所は北秋田郡鷹巣町に設置、規則第一五号 (昭和二十七年四月一日「同」第三〇三九号)
- (112) 規則第三九号 (昭和二十七年八月一日「秋田県公報」号外第一号) 船川保健所は南秋田郡船川港町に設置
- (113) 規則第四号 (昭和二十八年一月二十四日「秋田県公報」号外第二号)
- (114) 規則第四五号 (昭和二十八年七月一日「秋田県公報」号外第一号)
- (115) 規則第七三号 (昭和二十八年十二月一日「秋田県公報」号外第三号)
- (116) 『秋田県土木史』第三卷 (秋田県土木部監修、社団法人秋田県建設

- 技術センター、一九九〇年) 七六九、七八四、七八八頁
- (117) 訓令甲第三〇号 (昭和二十八年二月一日「秋田県公報」号外第三号)
- (118) 規則第四一号 (昭和二十九年六月十四日「秋田県公報」号外第一号)
- (119) 規則第七七号 (昭和二十八年十二月二十八日「秋田県公報」号外第二号)
- (120) 告示第二四号 (昭和二十九年一月二十一日「秋田県公報」第三三一号) 大館・米内沢 (北秋田郡地方事務所)、五城目・船川 (秋田郡地方事務所)、矢島 (由利郡地方事務所)、角館・刈和野 (仙北郡地方事務所) の七土木工事出張所
- (121) 規則第七八号 (昭和二十九年十月十五日「秋田県公報」号外第一号)
- (122) 規則第八八号 (昭和二十九年十一月十六日「秋田県公報」第三四三九号)
- (123) 規則第八九号 (同)
- (124) 条例第五〇号 (昭和二十九年十月十五日「秋田県公報」号外第三号)
- (125) 規則第七八号 (昭和二十九年十月十五日「秋田県公報」号外第一号)
- (126) 規則第四一号 (昭和二十九年六月二十四日「秋田県公報」号外第一号)
- (127) 扇田蚕業技術指導所 (北秋田郡扇田町)、本荘蚕業技術指導所 (由利郡本荘町)
- (128) 『秋田県の蚕糸業』一六頁
- (129) 花輪、毛馬内、大館、扇田、鷹巣、米内沢、二ツ井、能代、森岳、五城目、昭和、船越、秋田、四ツ小屋、和田、岩谷、本荘、矢島、金浦、角館、豊川、刈和野、大曲、六郷、横手、阿気、浅舞、十文字、湯沢、西馬音内、駒形、横堀地区農業改良普及事務所
- (130) 上野平畑地かんがい施設事務所 (鹿角郡毛馬内町)、八郎潟東岸排水改良事務所 (南秋田郡一日市町)、米内沢町外三箇村 (北秋田郡米内沢町)、新城川筋 (南秋田郡金足村)、鮎川筋 (由利郡子吉村)、玉米村外三箇村 (由利郡玉米村)、玉川 (仙北郡生保内村)、神宮寺町外三箇村 (仙北郡神宮寺町)、六郷町外四箇町村 (仙北郡六郷町)、

- 山城堰(平鹿郡川西村)、山田村外二箇村(雄勝郡山田村)、西馬音内町外二箇村(雄勝郡西馬音内町)、稲庭町外三箇町村(雄勝郡三梨村)の一一用水改良事務所
- 131) 規則第二二号(昭和二十九年四月一日「秋田県公報」号外第一号)昭和二十六年六月七日法律第二〇七号
- 132) 横手(平鹿郡角間川町)、綴子川犀川(大館市)、丸子川齋内川(仙北郡大曲町)、西馬音内川(雄勝郡西馬音内町)の四改良事務所
- 133) 規則第二二号(昭和二十九年四月一日「秋田県公報」号外第一号)「県政グラフ 昭和29年度県政のあゆみ」(秋田県知事室総務課編、一九五五年三月、秋田県立図書館所蔵)二六～二七頁
- 134) 規則第四一号(昭和二十九年六月十四日「秋田県公報」号外第一号)規則第八九号(昭和二十九年十一月六日「秋田県公報」第三四三九号)
- 135) 規則第四七号(昭和二十九年七月一日「秋田県公報」号外第三号)「県政グラフ 昭和29年度県政のあゆみ」
- 136) 規則第五二号(昭和二十九年七月一日「秋田県公報」号外第六号)規則第四一号(昭和二十九年六月十四日「秋田県公報」号外第一号)
- 137) 同
- 138) 同
- 139) 同
- 140) 同
- 141) 同
- 142) 同

# 戸村家文書について

## ―秋田藩藩政文書史研究の一視角―

鈴木 満

はじめに

一 本目録の方針と課題

戸村家文書は、平成五年（一九九三）の当館開館にともない秋田県立図書館より移管された。受け入れた当館では中性紙の封筒に入れる等の保存方法を変更し、あわせて文書名の訂正等を行い、仮目録を作成した。そして平成二三年（二〇一一）度に目録刊行に向けた整理が行われた。翌年度に担当者をかえて刊行を期したが、半分弱の点検にとどまった。今年度担当がかわり、全面的な見直しを行い、刊行に至った。<sup>①</sup>

小論ではまず、本目録の方針と課題を述べる。そして昭和三七年（一九六二）三月刊行の『戸村文庫目録』（以下「旧目録」と略記）では戸村家文書の特徴を「文久三年、まだ若い嫡子大学（義得）に横手城を託して、本藩家老に就任した戸村十太夫（義効）をめぐる資料が多く、文久から慶応にかけて久保田（秋田の前身）―江戸、久保田―京都と、家老同士間の往復書翰類が本文庫の根幹をなしている」とあるので、家老の通交文書の一つをとりあげる。

戸村家文書の概要は、すでに畑中康博氏<sup>②</sup>が旧目録の分類に基づいて示しており、本目録でも簡単に述べた。ここで付け加えるとすれば、戸村家文書は、幕末期の家老を中心とした秋田藩藩政文書論の格好の素材を提供する史料群であるということである。

また本目録の方針のうち、編年にした理由も述べたので、割愛する。編年を原則としたが、戸村家文書は、無年号の文書がほとんどである。旧目録も仮目録も年次比定につとめている。その結果はおむね信頼できるが、念のため一点一点を点検した。ただ門外漢が半年ほどの時間しかないなかでの仕事だから年次未詳が多くあるし、内容の理解不足等で年次比定の誤りも多くあろう。

ところで史料目録を作成する場合、文書名は最低限必要な項目である。秋田藩関係文書Ⅰ～Ⅲでは旧蔵機関のものを原則踏襲とし、様式や内容から適宜変更としている。しかし戸村家文書は仮目録の段階で旧目録の変更が多く、公にされていない平成二四年（二〇一

(二)度の整理も同様である。本目録作成にあたって、文書名は昨年度の整理での命名、それがない後半部分は仮目録に基づき、全面的に見直した。その結果、旧目録と比較すれば、文書名は大幅にかわっている。

だが見直しの基準となるであろう、秋田藩藩政文書全般を古文書学的にとりあげた研究はない。松代藩の藩政文書を総合的にとりあげた笠谷和比古氏の研究は参考にはなるが、秋田藩とは異なるものもある。したがって独自に文書名を考えなければならない場合もある。たとえば、次のような文書がある。<sup>①</sup>

〔端裏糊封ウラ書〕  
「戸村十大夫殿 岡百八」

為

御意申達候、然者明十三日御用有之、被為召候間、四ツ時可致

出 殿之旨、被

仰出候、以上、

十月十二日

岡忠昌日記慶応三年（一八六七）一〇月一二日条に、右の文書に該当する記事がある。それによれば、忠昌が秋田藩主佐竹義堯の意向を受けて発給している。

右の文書を旧目録では「御意申達之十太夫宛書状」、仮目録では「十太夫宛 岡百八書状」と命名している。旧目録では誰の発給かが明確ではない。また仮目録は個人の書状とするが、それが妥当かあろうか。

戸村家文書には、右と同様の様式の文書がみられる。具体的には、

①秋田藩の膳番が藩主もしくはその家族の意を奉じたとする文言がある。

②無年号で、干支もない。

③差出書も充書もない。

④端裏糊封ウハ書きに「姓通称殿 姓通称」と記されている。

⑤料紙は切紙か継紙ではあるが、折紙や堅紙ではない。

といった要件を備えている文書が三五点ある。

右の①～⑤の指標を持つ文書を本目録では、①を重視して「秋田藩膳番奉書」と命名した。このように役職に基づいて発給していると考えられる文書は、個人名ではなく、「秋田藩役職名」が適切と考える。

右の命名について、「秋田藩」ではなく、「久保田藩」ではないかという見解もあろう。しかし近世史の研究者の間で「久保田藩」と「秋田藩」の厳密な区別が原則といえないこと、当館では「秋田藩関係文書」として目録を刊行していることから「秋田藩」に統一した。

また役職名について、当時の史料で膳番は、「御膳番」と記されることが多い。しかし歴史学や学校教育等では、当時の史料に「御老中」・「御家老」とあっても、「老中」・「家老」と表記している。当館が公的機関であることをふまえ、幕府や藩の役職名には「御」を用いないことにした。同様の理由で、藩主等への敬意をし

めず表現、たとえば当館佐竹北家文書の日記の総称を「北家御日記」とするような命名法を極力とらないようにした。

文書名に関して補足すると、古文書学でいうところの古文書は、個々の文書の表記に従って命名することで文書名が多様になるのを極力おさえ、同様の性格の文書は文書名を統一するようにした。一例をあげると、職務に基づく報告書、つまり何らかの要望をしてその回答を求めるのではなく、役職上の立場から求められた報告に終始した文書は「可申上」という文言がみられるものが多いことから、その文言の有無にかかわらず、一律「秋田藩役職名(連署) 申上書」とした。役職によることはわかっていても役職名が判然としないもの、個人として提出したものの、役職か個人か判然としないものは、個人名とした。<sup>6)</sup>

右の方針に対する批判は、その文書だけをとりあげれば成り立つ余地がある。たとえば秋田藩膳番奉書の「奉書」は妥当か、膳番の職務によるのか、申上書は様式によっていけないのが難点ではあるといった様々な批判が可能である。本目録の文書名は訂正すべき点が多々あるだろう。しかし秋田藩藩政文書全体のなかで体系化してゆくことを念頭に置き、そのうえでその妥当性を問題としなければ、個々の文書名の是非にとどまる、生産的ではない議論に陥ってしまうだろう。

史料目録はその性格上、結論だけを提示せざるを得ない。そのため個々の目録の成果が継承されず、当館既刊の目録をみると、付論

でとりあげた例のように、同じ性格と様式の文書でありながら文書名が目録ごとに異なっていることがある。

当館では、家わけをこえた所蔵史料の横断検索ができる。しかし文書名に統一性がなければ、横断検索は機能しない。したがって古文書学等の研究をさらにすすめる、文書名の統一をはかってゆかなければならないであろう。

以上、本目録の方針と課題を述べた。この章の最後に次のことを述べたおこころ。たとえばいわゆる白石会議に関わる慶応四年(一八六八)閏四月一〇日から二四日までの記録を、『秋田県史』資料明治編上四二号は「戸村十太夫白石在勤中手控」と命名しているが、筆者は不明である。文中に「十太夫殿・拙者」とあるから、「拙者」が筆者だが、戸村家文書の他の文書の筆跡等から戸村義効とともに会議に出席した金秀安と判断した。戸村家文書は正文が多く、このような成果が得られる余地がまだ多くある。

#### 付論 条目と執達

さきに個々の文書名の是非ではなく、秋田藩藩政文書全体のなかで体系化したうえでその妥当性が問題であると述べた。その具体例として、家中への処罰の申し渡しを記した次の様式の文書をとりあげたい。

姓通称

本文云々、もの(者)也、

某月

右の様式の文書は戸村家文書にも残っているが、当館の佐竹文庫目録では「御条目」とし、佐竹北家文書・佐竹西家文書目録では「〇〇（申し渡される家中の姓通称）罪科申渡書」とする。<sup>9</sup><sup>10</sup>

右のような処罰の申し渡しを記した文書を一八〇一九世紀の秋田藩では、「御条目」とよんでいる。佐藤隆氏によれば、この他に「御条目」とよばれているのは、藩主の法度、襲封、遺領、養子等で、書きとめを「者也」とする点で共通しており、法度のもつ周知徹底が他に用途に及んだとする。したがって佐竹北家文書・佐竹西家文書目録で処罰申し渡し文書だけを「御条目」としない理由がわからない。

ところで宇都宮孟綱の日記によれば、家中の処分を記した右の様式の文書のなかに、「執達」とよばれるものがある。「御条目」と「執達」の違いは、発給に際して前者は家老から藩主へ向うが、それが後者にはない。孟綱の日記によれば、徒並や陪臣・浪人等が「執達」であるから、身分に応じたものである。<sup>11</sup><sup>12</sup>

「御条目」とよばれる文書が対象とする事柄に、家老文書である「執達」があるのは、処罰の申し渡しだけではない。金森正也氏によれば、宝暦以降に藩主の法度である「御条目」と家老による「執達」、そして「別紙」のセットになるという。法度としての「御条目」は宝暦以前にみえるから、これに家老文書の「執達」が加わったのである。このような「御条目」―「執達」という関係は、法度

以外の用途にもみられる。<sup>13</sup>

法度と比較すると、処罰申し渡し文書では「御条目」と「執達」の様式が同じで、前者が後者を受けて作成されないという違いがある。けれども処罰申し渡し文書の場合、享保年中に日付は「某年某月某日」から「某年某月日」、そして「某月」と変遷し、それと並行して書きとめが「者（もの）也」になる。<sup>14</sup> また藩主と家老の権限分割に即した家老発給文書が発生すると、それを「執達」とよんでいる。

このように秋田藩では、ある用途の文書が「御条目」とよばれると、書きとめが「者也」に整えられ、<sup>15</sup> 関係する家老発給文書が発生すると等しく「執達」とよばれるという現象がみられる。秋田藩では、「御条目」とよばれた文書を一括りにし、同じ系統の文書として扱ったのである。

右のことをふまえて、本目録では「御条目」とよばれた文書を「秋田藩条目」と一括する。<sup>16</sup> そして「執達」とよばれた文書を「秋田藩家老執達」とする。

だから秋田藩条目や秋田藩家老執達が正しく、罪科申渡書が誤りだという主張するものではない。内容による命名も一つの方法である。ただ佐竹北家文書・佐竹西家文書目録で罪科の申し渡しだけを別名にした理由がわからないし、「罪科を申し渡される家中の姓通称」罪科申渡状」の場合には条目と執達の区別がない問題があるだけである。

本目録は、極力文書名を細分化しない方針だから罪科申渡書という名称を採用しない<sup>④</sup>。この場合、文書名だけでは内容がわからないという批判が成り立たないのはいうまでもない。

## 二 自筆御用状と内書

### 1 様式の違いが意味するもの

戸村家文書には、家老間の通交文書の多いといわれている。ここでは、ある地にいる家老全員で、別の地にいる家老全員に宛てた文書を取りあげる。

ここで家老全員と書いたが、ある地では家老一人もあろう。たとえば文久三年（一八六三）に家老に就任した戸村義効は上京を命じられ、翌年末まで在京する。この期間のはじめ、京都に義効、江戸に渋江厚光、久保田に残りの家老がいた。まずは義効在京期の義効宛久保田の家老全員の連署文書だけを取りあげる。

今述べた時期の通交文書は、畑中康博氏が一覧にしてまとめている。これを手がかりに戸村家文書で実際に確認して、義効宛の久保田の家老全員の連署文書の正文を抽出する。

文書の差出書と充書を見ると、表1・2のように両方が「姓通称」の文書と両方が「通称」の文書に分類できる<sup>⑤</sup>。その様式は、次のとおりである。

#### 〔様式A〕

本文云々

姓通称自筆

月日

姓通称

姓通称

姓通称

姓通称殿

#### 〔様式B〕

本文云々

通称

月日

通称

通称

通称

通称様

まず様式Aの特徴は、次の通りである。

①無年号で、干支もない。

②差出書は「姓通称」である。たとえば塩谷温綱なら「塩谷弥太郎」である。

③一人だけ「姓通称」の下に「自筆」とあり、すべて一番右である。前項と同じ例でいえば、「塩谷弥太郎自筆」である。

④充書は「姓通称殿」である。義効宛の場合、「戸村十太夫殿」である。

⑤一筆である。それぞれが姓通称や花押を書かないし、印判も

表 1

資料番号	(年号) 月日	差出書	充書
AT312-30-1	(文久三)九月二日	小野岡右衛門自筆・渋江左膳・塩谷弥太郎・宇都宮帯刀	戸村十太夫殿
AT312-35	(文久三)九月六日	宇都宮帯刀自筆・渋江左膳・塩谷弥太郎・小野岡右衛門	戸村十太夫殿
AT312-39	(文久三)九月二九日	小野岡右衛門自筆・渋江左膳・塩谷弥太郎・宇都宮帯刀	戸村十太夫殿
AT312-126-1	(文久三)一〇月六日	小野岡右衛門自筆・渋江左膳・塩谷弥太郎・宇都宮帯刀	戸村十太夫殿
AT312-53	(文久三)一〇月二五日	宇都宮帯刀自筆・渋江左膳・塩谷弥太郎・小野岡右衛門	戸村十太夫殿
AT312-54	(文久三)一〇月二五日	塩谷弥太郎自筆・渋江左膳・小野岡右衛門・宇都宮帯刀	戸村十太夫殿
AT312-73	(文久三)十一月九日	塩谷弥太郎自筆・渋江左膳・小野岡右衛門・宇都宮帯刀	戸村十太夫殿
AT312-83	(文久三)十一月六日	塩谷弥太郎自筆・渋江左膳・小野岡右衛門・宇都宮帯刀	戸村十太夫殿
AT317-23-1	(文久三)十二月二八日	小野岡右衛門自筆・渋江左膳・塩谷弥太郎・宇都宮帯刀	戸村十太夫殿
AT312-144	(文久四)正月一四日	宇都宮帯刀自筆・渋江左膳・塩谷弥太郎・小野岡右衛門	戸村十太夫殿
AT312-148-1~2	(文久四)正月一四日	宇都宮帯刀自筆・渋江左膳・塩谷弥太郎・小野岡右衛門	戸村十太夫殿
AT312-172	(元治元)三月二一日	小野岡右衛門自筆・塩谷弥太郎・宇都宮帯刀	戸村十太夫殿
AT317-36-1	(元治元)三月二一日	小野岡右衛門自筆・塩谷弥太郎・宇都宮帯刀	戸村十太夫殿
AT312-194	(元治元年)五月一日	小野岡右衛門自筆・塩谷弥太郎・宇都宮帯刀	戸村十太夫殿

表 2

資料番号	(年号) 月日	差出書	充書
AT312-52-1~2	(文久三)一〇月二五日	帯刀・左膳・弥太郎・右衛門	十太夫様
AT312-57	(文久三)一〇月二五日	右衛門・左膳・弥太郎・帯刀	十太夫様
AT312-69	(文久三)十一月九日	弥太郎・左膳・右衛門・帯刀	十太夫様
AT312-71	(文久三)十一月九日	弥太郎・左膳・右衛門・帯刀	十太夫様
AT312-33-1~2	(文久三)十一月六日	弥太郎・左膳・右衛門・帯刀	十太夫様
AT312-92	(文久三)十二月三日	弥太郎・左膳・右衛門・帯刀	十太夫様
AT312-112-1~2	(文久三)十二月二六日	右衛門・左膳・弥太郎・帯刀	十太夫様
AT312-150-1	(文久四)正月一六日	帯刀・左膳・弥太郎・右衛門	十太夫様
AT312-150-3	(文久四)正月一六日	帯刀・左膳・弥太郎・右衛門	十太夫様
AT312-153	(文久四)正月二一日	帯刀・左膳・弥太郎・右衛門	十太夫様
AT312-158	(文久四)二月二一日	弥太郎・左膳・右衛門・帯刀	十太夫様
AT312-170	(元治元)三月二一日	弥太郎・右衛門・帯刀	十太夫様
AT312-173	(元治元)三月二一日	右衛門・弥太郎・帯刀	十太夫様
AT312-187-1~2	(元治元)四月二三日	帯刀・弥太郎・右衛門	十太夫様
AT312-197-1~2	(元治元)五月一日	右衛門・弥太郎・帯刀	十太夫様
AT312-207-1~2	(元治元)六月一九日	帯刀・右衛門	十太夫様
AT386-4-1~3	(元治元)六月二五日	帯刀・右衛門	十太夫様
AT312-211	(元治元)六月二六日	帯刀・右衛門	十太夫様
AT312-224-1~2	(元治元)八月一日	内膳・右衛門・帯刀	十太夫様
AT312-235	(元治元)八月三日	内膳・右衛門・帯刀	十太夫様
AT312-256-1~2	(元治元)一〇月一六日	又太郎・兵庫・右衛門	十太夫様
AT312-264	(元治元)十一月一日	又太郎・兵庫・右衛門	十太夫様
AT312-270	(元治元)十一月二一日	又太郎・兵庫・右衛門	十太夫様
AT312-329	(元治元)十二月一日	兵庫・又太郎・右衛門	十太夫様
AT312-817	(元治元)十二月二八日	又太郎・兵庫・右衛門	十太夫様

※表 1・2 ともに差出書は右から順番に記している。

表 1 では「自筆」とある者は記しているが、表 2 では下付・脇付を略した。

擦さない。

⑥他の史料から知り得た筆跡と比較してみると、「姓通称自筆」が執筆者である。

⑦常に執筆者は差出書の一番号だが、残りは家老間の序列で、通常の連署状と異なる。

さらに広く戸村家文書から様式Aの文書を取りあげてみると、次のことが指摘できる。<sup>23)</sup>

⑧折紙や堅紙はない。封紙があっても糊封はない。実例を見ると、封紙の封じ目に印章が捺されている。

⑨連署での執筆者は月番家老の場合もあるが、同日に複数の執筆者が発給している例があるから、そうでないこともある。

⑩家老以外に発給する場合もある。差出書は家老間の序列通りで、執筆者に「姓通称自筆」とある。<sup>24)</sup>したがって⑦は家

老間のみにみられるものである。

次に様式Bの特徴は、次の通りである。

⑪様式A同様に無年号で、干支もない。

⑫差出書は「通称」のみ記す。たとえば塩谷温綱なら「弥太郎」である。

⑬充書は「通称様」である。義効宛の場合、「十太夫様」である。

⑭様式Aと同様に一筆である。連署でもそれぞれが通称や花押も書かないし、印判も捺さない。

⑮他の史料から知り得た筆跡を比較してみると、様式A同様に執筆者が一番右で、それ以外の家老は家老間の序列順で、通常の連署と異なる。

さらに広く戸村家文書から様式Bの文書、ここでは⑪～⑮の条件を満たすもので、ある地の家老全員が、居所が異なる家老全員が発給したものをみると次のことがわかる。

⑯折紙や堅紙の料紙はなく、封紙があっても糊封がないのは様式Aと同じ。封紙の封じ目に印章が捺されている。

⑰月番家老の場合やそうでないこともある点は、様式Aと同じ。

⑱家老以外に発給される場合があることは、様式Aと同じ。

以上のように差出書・充書の記載方法から二つの文書様式があったことが判明した。この他に差出書と充書に比べると固定していないので文例としてはあげなかったが、「以自筆致啓達候」という文言や「以上」という書きとめは様式Aにのみ見え、様式Bには見えない等の違いもある。

ここで畑中氏の一覧に戻ろう。一覧では、様式A・Bを一律「執筆者姓通称書状」としている。根拠は、当館の仮目録であろう。

だが一般論として連署文書を単署文書のような命名は、妥当ではない。また執筆者以外の家老が文案を作成する場合があるから、執筆者以外が関与しないわけではない。さらに様式上の違いに何らかの意味があつて意識的に書き分けたとすれば、それに即した文書名が必要ではないだろうか。

畑中氏は、一覧作成にあたって義効及び宇都宮孟綱日記を参照している。この二つの日記を手がかりに、様式AとBに様式以外の違いがあるのかを検討してみよう。

義効の日記によると、表1に見える様式Aは飛脚<sup>25</sup>がもたらす御用状の一つで、「自筆」とよんでいる。そして到来した御用状のうち「自筆」が何通あるかを記し、「自筆」が無い場合は「自筆なし」と記す。孟綱の日記にも同様の記載があるが、日記や御用状等の写に引用しているものとみると、孟綱のいう「自筆」もまた様式Aである。<sup>26</sup>「自筆」という文書は、孟綱の日記の最初の年である天保一二年（一八四一）からみえる。

「自筆」の執筆者である孟綱が、その日記に「奉書半切上封美濃紙封し目裏、自分之印帰宅之上差出候<sup>27</sup>」と記している。この記事から⑧の封紙の封じ目の印章は、執筆者の印である。

次に表2に見える様式Bを義効の日記では、「内書」とよんでいる。孟綱の日記にも「内書」という言葉が見える。孟綱の御用状等の写を見ると、「内書」は様式Bである。様式Bも同様に天保一二年（一八四一）から見える。

「内書」も飛脚がもたらす。しかし義効も孟綱も御用状のうち「内書」が何通あるとは記さない。それは「六月廿六日戌刻江戸出足御飛脚参着、（中略）、御用状四通内耆符自筆、外二連署之内書到来<sup>28</sup>」とあるように、「内書」は御用状のうちではないからである。

以上のように「自筆」とよばれた様式Aと、「内書」とよばれた

様式Bでは扱いが異なる。様式上の違いは、扱いのそれに対応したものである。したがって一律に同じ文書名にするのは、適切でないといえよう。

これまで述べたことをふまえると、様式Aは「自筆」とよばれること、御用状のうちであることから、この二つをあわせて「自筆御用状」とよぶ。<sup>29</sup>そして発給者が一人の場合には、家老としての立場の発給文書である意味を含めた「秋田藩家老自筆御用状」、複数の場合には「秋田藩家老連署自筆御用状」とよぶ。

様式Bは当時の用例に従って「内書」とよび、<sup>30</sup>発給者が一人なら、家老としての立場の発給文書である意味を含めた「秋田藩家老内書」、複数なら「秋田藩家老連署内書」とよぶ。内書には直接執筆が誰かがわかる記載はないが、孟綱や義効の日記等から誰が執筆した内書かを受け取った側が掌握していた。また義効の日記から内書は、家老以外が発給する場合もあった。<sup>31</sup>

## 2 幕末期の家老宛家老発給文書の諸類型

ここでとりあげる家老発給文書とは、家老発給文書全般ではない。ある地にいる家老全員が、居所が異なる家老全員に宛てた、飛脚がもたらす文書に限定している。このことを再確認して、検討を続けたい。

御用状である家老宛家老発給文書は、自筆御用状だけではない。宇都宮孟綱の日記によれば、次の文書も御用状である。<sup>32</sup>

尚以御用之義は以別紙申達候、以上、

以御飛脚一筆致啓達候、屋形様・若殿様益御機嫌能成御座、且諒鏡院様益御機嫌克御道中無御滞今廿日午上刻被遊御上着、(中略)、右御飛脚は御上着御歡可申達差立候、(中略)、恐々謹言、

真崎兵庫

五月廿日

睦貴(花押影)

戸村十太夫

義効(花押影)

小野岡右衛門殿

岡本又太郎殿

石塚源一郎殿

小鷹狩源太殿

右の文書は、自筆御用状と異なり、書状形式で、差出書が「姓通称実名」で、かつ花押がすえられている。自筆御用状は、家老が本文以下を執筆するから自筆御用状とよぶわけだが、右の文書は、藩の物書が執筆する。今あげた指標をもつ文書を「家老御用状」とよび、発給者が一人の場合は「秋田藩家老御用状」とよび、複数の場合、「秋田藩家老連署御用状」とよぶ。<sup>34)</sup>

孟綱は日記や御用状の写に御用状の到来を記す際に、藩主等の動向を簡略に記す。右に引用した文書をはじめとする家老御用状の実例から推測すると、家老御用状の意趣文であろう。

右の家老御用状には、追而書に「御用之義は以別紙申達候」とある。孟綱や戸村義効の日記から、別紙には江戸幕府からの指示や藩政に関わること等の様々な事柄が記されている。しかし戸村家文書には家老宛家老御用状が見あたらず、料紙は不明である。<sup>35)</sup>家老御用状は、伝来しにくいものだったようである。<sup>36)</sup>

この他に家老孟綱や義効は、御用状とよばれる文書を日記に写すことがある。これらは、江戸幕府からの指令をはじめ様々なものである。自筆御用状と家老御用状を除く、様々な様式を含むが御用状として一括される文書を総称して、ここでは便宜「秋田藩御用状」とよぶ。<sup>37)</sup>戸村家文書には、慶応二年(一八六六)八月に在京の家老小野岡義礼がもたらした秋田藩御用状がある。<sup>38)</sup>その筆跡は、義礼と京都留守居長瀬直温である。秋田藩御用状は、家老がすべて執筆するわけではない。秋田藩御用状は家老発給文書ではないが、家老が執筆に関わるのであけておく。

飛脚がもたらす家老宛家老発給文書を対象としている都合上、主題とするものからはずれるが、もう一つ加えておく。たとえば義効在京中、久保田には複数の家老がいた。そのなかの一人が義効宛に単独で文書を発給することもある。そのなかに、孟綱や義効の日記では「私状」とよばれるものがある。<sup>39)</sup>「私状」は、飛脚がもたらしても内書と同様に御用状のうちにはいらぬし、義効の日記によれば家老以外も発給していた。

以上のことから飛脚がもたらす、ある地から別の地への家老宛家

老発給文書は、次のように分類される。

I. 御用状

①家老御用状

②自筆御用状

II. 御用状ではない文書

③内書

④私状

右の四つの文書の使い分けの一つの基準が御用状か否かである。

その意味するところを端的にしめしているのは、弘化三年（一八四六）の藩主佐竹義厚の死没である。

義厚は九月九日に江戸で亡くなっているが、江戸幕府には九月一八日死去と届けている。久保田には御用状では九日危篤と伝えているが、家老の内書では実際の死去を伝えている。その後、久保田に一八日死去の御用状が到来したが、家老孟綱はその日記に「表向公辺御届之事也」と記している。<sup>40</sup>

右のケースから等しく藩政に関わることであっても、御用状は「表向」のことを扱うもので、御用状にあらざる内書は、当時の言葉でいえば「内々」のことを対象とした。

こうした使い分けの一例として、久保田居住の家中の賞罰や役職の任免をとりあげる。戸村家文書や孟綱の日記によれば、たとえば藩主が江戸にいる場合、久保田の家老全員より江戸の家老全員宛に伺いの自筆御用状を発給する。それを受けた江戸の家老が藩主に伺

い、藩主が決裁する。すると江戸の家老全員が、久保田の家老全員宛に自筆御用状を発給する。それが久保田に到来すると、当該家中への申し渡しが行われる。

右の用途は、家老御用状や内書でも取り扱われた。前者は申し渡し完了の報告、後者は自筆御用状発給に至る前の段階での相談や、処罰すべきではあるが親類に病気による暇乞いをさせて済ますといった例外的に処理するケースに用いられていた。

また次のような事例もある。小論が主な素材としている戸村家文書を広く知らしめたのは、奥羽越列藩同盟調印は義効の独断でないことを明らかにした家老連署文書の発見である。<sup>41</sup> その文書は、内書である。

藩主佐竹義堯は、「奥羽御一同之事」を理由に家老義効を白石会議に出席させる方針であった。しかし奥羽鎮撫副総督沢為量から会津謝罪の議に加わるなどという内命を受けていた。こうした義堯の立場を反映して、「表向」の自筆御用状ではなく、「内々」の意思伝達文書である内書が用いられたのではあるまいか。

幕末期の秋田藩では、藩政に関わる事柄を御用状か否かを分け、それに対応した文書様式で容易に識別できるようにした。それは、居所が異なる家老間での意志の疎通をはかる手段として有効であったといえる。

### 3 自筆御用状と内書の発生

前節の家老宛家老発給文書は、いつまでさかのぼれるのだろうか。具体的には、自筆御用状と内書の発生である。管見に及んだ史料であとづけてみよう。

幕末期と同じ様式の自筆御用状の初見は、山方泰該日記宝暦六年(一七五六)一二月二日条所引秋田藩家老連署自筆御用状写である。藩主は、佐竹義明である。

ところが山方憲自日記同年一二月三日条所引の家老宛家老連署文書二通は、差出書の「通称自筆」が一番右、残りが「通称」、充書が「通称殿」で、いずれも姓がない。そして同日条には、差出書・充書ともに幕末の自筆御用状と同様の「姓通称」の文書が記載されている。ここから宝暦期には、二つの自筆御用状があったといえるだろうか。

管見の藩主佐竹義明・義敦期の自筆御用状は、『国典類抄』及び戸村義敬・土屋知虎の日記・発給文書集である。これらには、山方憲自日記のような二通りの自筆御用状がみられる。しかしすべて写で、正文は一つもない。

ここで想起されるのは、幕末期の事例である。戸村家文書には、義効自らが執筆した自筆御用状の控がある。そのなかに姓を欠く自筆御用状がみられる。<sup>45</sup>しかし表1をはじめとする戸村家文書の自筆御用状の正文七七点には、姓を欠いたものが一つもない。したがって史料操作の原則に立てば、控で差出書や充書の姓がないものは、写す際に略したと解される。

義敬・知虎の日記や発給文書集をみると、差出書と充書を略した場合もあり、差出書と充書を正確に写しているわけではない。また塩谷久綱日記安永二年(一七七三)四月二〇日条に自ら執筆した自筆御用状を記した際に「但常体之御用状二無之候故、初文末文并連名迄も本書之通写留候」とあり、日記では必ずしも差出書等を正確に写すのが原則ではなかったのである。

後にみるように、幕末期と一八世紀後期の家老宛家老発給文書は同一ではないから、二通りの自筆御用状が成り立つ可能性が皆無ではない。けれども写だけから立論するのは危険であり、正文の発見や義明・義敦期の発給文書の詳細な研究をまちたい。

さらにさかのぼって今宮義透日記元文三年(一七三八)一〇月二六日条に「今日江戸江御飛脚為差登候二付、左之通申遣候」とあつて、書き出しが「以自筆致啓達候」とあり、書きとめが「以上」とある、久保田の家老全員が江戸の家老全員に宛てた文書を載せている。日付以下が省略されているため、指標となる差出書と充書はわからない。

だが記主義義透の注記である「縫殿助自筆」から、連署した家老のなかの一人が執筆した文書である。また引用されている本文の書き出しや書きとめは、幕末期の自筆御用状と同様である。さらに内容は、久保田の家老全員の連署で江戸の家老全員に宛てて家中の処罰を伺っているものだが、このような用途は、幕末期の自筆御用状にみられる。

右から元文期に幕末期の自筆御用状と同様の、ある地の家老全員が、居所が異なりかつ藩主のいる家老全員に宛てて藩主への伺いをたてる家老執筆文書があつたのである。本文の書き出しと書きとめ、そして機能の面から、右の文書を自筆御用状としてよいであろう。

義透日記元文四年（一七三九）七月一日条所引家老連署文書の差出書に「自筆甚右衛門」とある。この場合の「自筆」も、記主義透が注記したものである。同月九日条の文書の充書と比較すると、幕末期の自筆御用状と同じく執筆者である家老大越貞国が家老間の序列を無視して一番右端である。元文期には、幕末期のような特異な連署があつたのである。<sup>(48)</sup>

このような家老の自筆で、執筆者が一番右側、残りが家老間の序列である家老の連署文書は、享保一七年（一七三二）七月二日までさかのぼれる。この文書は差出書が「姓通称」、充書が「姓通称殿」であるが、執筆者に「自筆」がない点以外は自筆御用状と同じである。<sup>(49)</sup>

ところが戸村家文書の正徳期の戸村義輔の日記と発給文書集<sup>(50)</sup>、及びその他の管見の史料でも、自筆御用状に相当する文書、具体的に「特異な連署や「以自筆致啓達候」といった文言を含む文書を見いだせない。藩主佐竹義格や次の義峰初期はもちろん、それ以前にも自筆御用状はなかつたのである。

以上のことから幕末期と同じ様式の自筆御用状は、義明期までさかのぼれる。そして幕末期と異なるところがあるが、自筆御用状は

享保末年の義峰期に特異な連署とともに発生したのである。管見の義峰期の自筆御用状には、差出書の「姓通称自筆」の「自筆」は見いだせない。

内書は、義敦期までの史料にはみえない。そこで視点をかえて、自筆御用状以外の家老自筆にかかる連署文書があるのかを調べてみよう。

戸村義敬日記安永二年（一七七三）二月二日条に、差出書のうち、執筆者の一人が一番右で「姓通称自筆」に「名乗居判」を、残りが「姓通称」に「名乗居判」、充書の「姓通称様」に「人々御中」の脇付のある文書が載せられている。<sup>(51)</sup>これを収録する義敬発給文書集では「自分状」とよんでいる。<sup>(52)</sup>

ここでは「自分状」とよばれた家老発給文書を史料の表記を生かして「自分状」とよび、発給する家老が一人の場合は「秋田藩家老自分状」、複数は「秋田藩家老連署自分状」とよぶ。

義敬日記では「今晚江戸へ御飛脚差立二付、御用状左之通」として、右の自分状を引用しており、御用状ではない内書と同一ではないかのようなではある。しかし自分状は、家老の自筆である点、及び受取人を「様」とする点で内書の同じである。また自筆御用状とは区別される独自の様式を持つ家老自筆文書である。

右の自分状は書きとめが「恐々謹言」で、書状形式である点が幕末期の家老御用状と同様であり、一名が「自筆」と書く点で自筆御用状の系譜を引いている。こうしたことから自分状は、家老御用状

と自筆御用状を前提に発生したのではないかと考えられる。

管見の家老発給の自分状の初見は、佐竹北家日記宝暦八年（一七五八）五月一〇日条の「暮前年寄中より宿継ヲ以、小野岡市太夫・松野茂右衛門・大塚九郎兵衛連名、市太夫執筆ニ而自分状相達シ」である。<sup>(53)</sup>この年は秋田藩主が義明から義敦にかわっている。藩主の交代を契機に新しい文書様式が発生したとも解せるが、義明期の継承とした方がよいのではないか。家老発給にこだわらなければ、佐竹北家日記宝暦七年（一七五七）八月一七日条に「自分状」という言葉が見えるのを傍証としてあげておく。

下つて戸村真常日記安永四年（一七七五）三月八日条に自分状がみえる。秋田の家老全員が江戸の家老に発給したもので、書きとめが「恐惶謹言」で、かつ充書は「様」で、「玉机下」という脇付がある。これには「御用状之御答ニは難申上、内々以自分状申上候」とあることから、自分状は、御用状にあらざる文書として位置づけられており、用途による使い分けがみられる。

さらに下つて塩谷久綱日記天明五年（一七八五）六月晦日条に自分状がみえる。これも書きとめが「恐惶謹言」で、充書が「様」で、脇付に「閣下」がある。この日、江戸に飛脚を指し立てたが、家老御用状や自筆御用状は「御用状之内」とあるが、自分状は「御飛脚二刑部自筆連名之自分状、左之通」とある。<sup>(54)</sup>自分状は、御用状のうちではないと意識されていた。

右の事例は、藩主義敦が没して間のない時期である。これまであ

げた史料から義敦期において、ある地の家老全員が居所が異なる家老全員に発給する自筆文書として、自筆御用状は御用状、自分状は御用状にあらざる文書である。義敦期に内書がみられないのは、自分状が内書と同じ役割を果たしていたからだろう。

管見の「内書」の初見は、佐竹北家日記文化八年（一八一二）六月七日条の「正田よりも内書二而申来候」である。家老発給文書ではあるが、北家当主宛で、家老間の通交文書ではないし、様式もわからない。しかし内書は家老以外にも発給されたから、幕末期の内書と同じとしてよいのではないか。

今後の史料発見で、内書の初見はさかのぼるであろう。しかし内書の発生が義和期であることは変わらない。

次の義厚期には内書の正文が残っており、書きとめが自分状のよいうな「恐々謹言」や「恐惶謹言」ではなく、幕末期の内書と同じである。<sup>(55)</sup>それが自分状から内書への転換した結果なのか、内書になつてからの変遷したものかは、明らかではない。

さて自筆御用状・内書・自分状は、家老自らが執筆するのが共通している。家老発給文書では家老御用状のように家老が執筆しない文書があつたし、藩主に至つては藩主名で作成されても、たとえば江戸幕府への提出文書は本文ばかりではなく、花押すら藩主が書かないこともある。

もつともここでとりあげている家老発給文書の場合、自筆御用状発生以前は自筆が原則でなかったと断言できるほどの調査をしてい

るわけではない。しかしさきに引用した塩谷久綱日記安永二年（一七七三）四月二〇日条に自筆御用状を「常体之御用状二無之候」と記している。「常体之御用状」とは物書執筆の家老御用状を指すだろうから、御用状である家老発給文書では家老自筆が原則ではないと解せる。それが正しいとすれば、自筆御用状・内書・自分状は、自筆が原則ではなかったなかで発生した自筆文書であるということができる。自筆文書の発生背景には、自筆であることに何らかの積極的意味が持たれるようになったからだと推測される。この点、家老だけではなく、藩主の自筆文書とあわせて検討すべきであろう。だが元永期の自筆御用状は「同役中連印」とあって、家老が印判を捺している。安永期の自分状も「据判」とあるのも、幕末期とは異なる。これらは、家老の自筆だけでは文書として不十分だったことを意味する。印判等が不要になった時期を明らかにできない。それが不要になったのは、自筆文書に対する信頼性が高まったことを意味するのであろう。

自筆御用状と内書の発生を検討したが、不明な点が多く残っている。これらの文書は、家老の日記や家老の家に伝来した史料以外からは見出しにくいという制約があるためである。

戸村家文書には、義和・義厚期に家老をつとめた疋田家の文書もある。しかし当該期の自筆御用状や内書をまったく見出せない。ところが義効家老在任時になるとこれらの正文を多数見出せる。ここに戸村家文書の独自の価値があるといえよう。

## おわりに

小論では、本目録の方針を述べ、付論で条目一執達という系統の文書に言及した。そして戸村家文書に多くある家老発給文書のうち、自筆御用状と内書をとりあげた。

幕末期からさかのぼって起源を探る方法をとったために、自筆御用状・自分状発生以前の藩政に関わる意思伝達文書を言及できなかったし、自筆御用状・内書・自分状の発生と変遷の背景も不十分である。これらの文書は、執筆者が一番右という特異な連署で、それは発生期からみられたが、意図的にそのようにしたのであろうから、偶然成立した文書ではない。今後、史料の発見によって発生過程が明らかにしなければならぬ。また粗描にとどまった幕末期の家老宛家老発給文書の諸類型を他の時期にも及ぼさなければならぬであろう。

小論で指摘した三つの時期、具体的には享保末年・義明期・義和期は、秋田藩藩政史において一つの画期とされるが、いわゆる藩政改革との関連はふれなかった。筆者の能力不足もあるが、政治史に安易に結びつけるのではなく、文書史は文書史として独立して行っただ方がよいと考えたからである。こと義真期に関連史料を見いだせなかったから、義明期の場合は直ちに藩政改革に結びつけるのではなく、史料探索の必要がある。

戸村家文書の中核は、幕末期の秋田藩家老戸村義効のもとに集積された文書である。その文書から秋田藩藩政文書史を見た場合、家老発給文書は義和期の枠組の継続であったということが出来る。

(古文書班 すずきみつる)

## 注

- (1) 以下、当館刊行の目録を本目録とよぶ。
- (2) 畑中康博氏「文久三年戸村十太夫の京都警衛に伴う往復書状の復元」〔秋田県公文書館研究紀要〕一二二。以下、畑中氏の見解はすべてこの論文によっているので注記を略す。
- (3) 筈谷和比古氏『近世武家文書の研究』第三章藩文書の諸類型(法政大学出版局、一九九八)。以下、松代藩に関する見解はすべてこの章だから、注記を略す。
- (4) AT三二二―五二八―一。以下、当館所蔵の未刊史料は、原則として資料番号のみを記す。
- (5) 岡四二―一三。
- (6) 申上書は松代藩にも同名の文書があるが、一般的な報告書という性格が認められるものがあることから、借用した。ただし松代藩の場合、端裏ウハ書文言が「申上」でとどめられるものであること、伺書と同様もしくはそれよりも要請の意志が強いものがあることといった相違もある。
- (7) AT二二二―一―六二。

戸村家文書について

- (8) たとえばAT三二二―一六―一七、AT三二二―一八五―一三。
- (9) AS三二七―七三―一―五。文書名は、当館で新たに命名したものである。
- (10) AO三二二―一九六―四―五。文書名は、当館で新たに命名したものである。佐藤隆氏「佐竹北家文書・佐竹西家文書について」〔秋田県公文書館研究紀要〕一八。では、これらを「御条目」の一覧に掲げていないが、「御条目」は処罰の申し渡しを含むとしている。
- (11) 佐藤氏前掲論文。ただしこの論文では、「御条目」の具体的な発生をふまえたものではなく、論証されているわけではない。史料の調査は不十分だが、佐竹義格期に「御条目」とよばれる文書がみられ、前代の義旭期まではさかのぼれるのではないかと思われる。また佐藤説では「御条目」の用途に賞があるとするが、賞は含まない。
- (12) 『宇都宮孟綱日記』第一卷天保一五年(二八四四)三月二二日条、弘化二年(二八四五)三月九日条、第二卷弘化四年(二八四七)八月二六日条、同年二月二一日条、第三卷嘉永五年(二八五二)七月二六日条。小論で引用する『宇都宮孟綱日記』第一―八巻は、秋田県公文書館刊、二〇〇八―二〇一三。
- (13) 『宇都宮孟綱日記』第二卷嘉永元年(二八四八)七月二〇日条、第五卷万延元年(二八六〇)二月二五日条、第八卷慶応二年(二八六六)二月一六日条、慶応三年(二八六七)九月二二日条及び一月一八日条。また前注史料を参照。
- (14) 『藩政改革と地域社会 秋田藩の「寛政」と「天保」』二八一頁(清文堂、二〇一〇)。
- (15) たとえば、『国典類抄』第一八巻雑部一、一二六頁。小論で引用する『国典類抄』第一―一九巻は、秋田県立図書館刊、一九七八―一九八八。
- (16) 佐藤氏前掲論文に例示されている。
- (17) 『国典類抄』第九卷凶部三、一五〇―一五一、一七二、一七五―一七六、一九五、二三九頁。

- (18) 逆の例、すなわち様式から文書名が導き出されている例として、『守政伝記』元禄一四年(一七〇二)正月二十九日条(A二八九一八五七)所引元禄一三(一七〇〇)年一月日秋田藩文書所発給文書を「条目」とよんでいるものがある。後年の編者が記したものであるから文書が発給された当時、「条目」とよばれたかは疑問とする見方もあろうが、内容や発給者如何にかかわらず書きとめが「者也」とある文書は、「条目」とよばれていた挙証となるだろう。
- (19) 松代藩にも条目とよばれる文書があったが、比較しがたい。松代藩の事例は、藩主発給文書は初代藩主真田信之、家老発給文書は万治期が一通と幕末期、諸役人上申文書は幕末期、といった風にとりあげる文書の時期がばらばらで、歴史的展開が欠如しているのが難点である。松代藩の条目の例は、寛永期のものである。
- (20) 「御条目」とよばれる以前の処罰申し渡し文書を命名しない点が課題として残ったが、他の「御条目」とよばれた文書の命名も同様である。現段階では「被仰渡」と一括してよばれた文書の一部が特化して、「御条目」という名称の文書が成立したのではないかと考えている。
- (21) 当該期の久保田の家老連署で、例外がある。AT三八七七一―二。差出人が「通称名(花押)」である等で様式A・Bと異なる。しかしこの文書は様式Bの別紙にええられた文書であること、内容も儀礼的なもので、様式A・Bと性格が異なることから、とりあげなかつた。
- (22) 様式Aの場合、「姓通称自筆」と「姓通称殿」が基準となるから、単署でも見分けが容易である。そのため家老以外に発給されたものも含んでいる。
- (23) 家老以外に発給された実例として、戸村家文書にはAT三二二―三三五―一、AT三二二―八〇四があり、いずれも草稿である。正文では佐竹北家文書のAK三二二―一三五がある。これらはすべて「姓通称自筆」は右から二番目で、差出書の連署は家老の序列通りである。『宇都宮孟綱日記』第一卷天保一三年(一八四二)正月一六日条所引の様式Aの文書の差出書は家老の序列通りで、「姓通称自筆」は一番右である。これらの事例から家老以外発給の様式Aの差出書を本文のように記した。
- (24) たとえばAT二二二―一―二一七は草稿だが、端裏に「十太夫草稿、源太執筆」とある。
- (25) 畑中康博氏によれば、戸村義効在京中の江戸・京都間の家老間の通交文書は町飛脚がもたらすケースが圧倒的に多いという。しかし江戸期を通じて家老が必ずいる久保田・江戸間はすべて飛脚であるから、家老間の通交文書をもたらすのは飛脚が原則と考えて差し支えないだろう。
- (26) 孟綱の御用状の写は、AS二〇九―五二、AS三二二―五二―五四、AS三二二―五五―一・二、AS三二二―五七―一・二、AS三二二―六〇―六三。これらに写された「自筆」とよばれる文書の差出書や充書には姓がないものがある。しかし戸村家文書の正文や、文政元年(一八一八)頃の様式A・Bの正文であるAH三二二―一四〇―一―六・八―一六にはそのようなものはなく、姓は写す際に略したとしてよいだろう。
- (27) 『宇都宮孟綱日記』第一卷天保一三年(一八四二)正月一六日条。『宇都宮孟綱日記』第一卷天保一三年(一八四二)七月五日条。
- (28)

(29) 『宇都宮孟綱日記』第一卷天保一三年(一八四二)七月廿五日条に

「自筆御用状拙者相認差出申候」とあるように「自筆御用状」という用例もある。「御用状」ではなく「用状」でもよいが、近世史学では「御用状」が一般的だから、それにならった。

(30) 孟綱や義効は自身が発給するものだから「内書」と記すが、下位の身分の者は「御内書」と記す。たとえばAT二二二、一一六二は本文で述べたように執筆者が秋田藩用人金秀安だから、久保田からもたらされた内書を「御内書」と記している。

(31) 松代藩には、自筆御用状や内書に相当する文書が見あたらない。松代藩ではそうした文書がないのか、素材とした真田家文書に伝来しないだけなのかは明らかではない。

(32) 『宇都宮孟綱日記』第八卷慶応三年(一八六七)五月二八日条。

(33) 松代藩には家老御用状があるが、例示されている文書は万治元年(一六五八)と時期が早く、単純な比較が難しい。差出書が「姓通称実名」で花押があり、無年号の書状形式である点は秋田藩の家老御用状と共通する。充書が「姓通称様」、料紙が上質厚手の奉書折紙である、秋田藩は藩主とその家族の動静を記すが、松代藩はそうではないらしい、松代藩の家老御用状は藩主家に伝来しているが、秋田藩はそうではない点が一致しない。また松代藩の執筆者は誰か、連署の仕方等がわからない。

(34) 注(32)史料の充書に孟綱が見えない。『宇都宮孟綱日記』第八卷慶応三年(一八六七)七月一日条所引の家老御用状も同様である。差出書・充書の姓通称の一部省略されている『宇都宮孟綱日記』第八卷慶応三年(一八六七)四月一日、同月二六日、七月二四日、八月一日、一〇月一日、十一月五日、十二月六日、同月晦日条所引の家老御用状もまた同様である。一方、戸村家文書所収の自筆御用状・内書の差出書・充書には孟綱が見え、執筆者にもなっているものもあるし、『宇都宮孟綱日記』所引の自筆御用状・内書の充書にも孟綱が見える。孟綱は慶応二年(一八六六)に家老加判とな

ったが、かかる立場の場合、家老御用状には加わらないのであろうか。記して後考をまちたい。

(35) 家老宛家老御用状のように思われるもの、具体的には差出人が「姓通称実名」で花押がすえられている文書は、戸村家文書にもある。

AT三二二―二二九、AT三二二―四七三―一、AT三八七―五八、AT三八七―一六五。いずれも正文かつ折紙であるが、充書はすべて「姓通称様」で、『宇都宮孟綱日記』第八卷慶応三年五月二八日・七月一日条所引のものと異なる。またたとえばAT三二二―二二九は、義効のもとに到来した戸村義効日記元治元年(一八六四)八月一日条(AT三二二―六四一)の御用状に該当する記事がなく、家老御用状ではないと判断した。今あげた戸村家文書の家老連署文書を本目録では「秋田藩家老連署状」と命名した。

義効が家老になる前の時期も対象に含めると、戸村家文書に家老が執筆者ではなく、ある地の家老全員の連署で、差出書が「姓通称実名」で花押がすえられており、充書が「姓通称殿」の文書がある(AT三九三―一五一)。義効が家老になる前だが、家老御用状の様式と一致する。自筆御用状や内書は家老以外にも発給されるから、家老御用状も同様と考えて、本目録では、AT三九三―一五一を「秋田藩家老連署御用状」と命名した。この文書は、継紙である。

(36) AS三二二―一六八は内題に「江戸在番中御飛脚別紙写」とあるように、宇都宮孟綱が家老御用状の別紙を写したものである。家老御用状の別紙は、「御用」に関わることを記しているから写したのであろう。家老御用状が戸村家文書に伝来しない理由はわからない。あるいは「戸村義効書付」等と命名した書付類のなかに、藩政に関する簡条書があるが、このなかに家老御用状別紙の抄写があるかもしれない。

(37) 本目録では、総体としての「秋田藩御用状」という文書名を用いず、収録されている個々の文書名を用いた。

(38) AT三一七―一六〇。『宇都宮孟綱日記』第八卷慶応二年(一八六

- (39) 六) 八月二四日条にも同じ文書が収録されている。孟綱は、家老小鷹狩政幹からの回覧を日記に写している。ひととおり回覧された後に、この月の御用番の家老である義効が留め置いたのであろう。
- 「戸村義効日記」文久三年(一八六三) 一二月四日条(A T三二二—六三四)に、飛脚がもたらした文書の中に孟綱の「私状」がある。それに相当する文書はA T三二二—八〇一—二で、孟綱の単署文書である。義効の日記では子息戸村義得からの文書は「書状」で、「私状」とは記さない。孟綱の日記でもたとえば『宇都宮孟綱日記』第二卷弘化四年(一八四七) 六月九日条によれば、久保田の家老の一人である孟綱が江戸の家老佐藤信久に「私状遣し候」と記すが、家族に宛てた文書は「書状」である。このように「私状」と「書状」は区別されていた。義効の日記によれば、「私状」は、家老以外が発給することもあった。
- (40) 以上、『宇都宮孟綱日記』第二卷弘化三年(一八四六) 九月一六—二四日条。
- (41) A T二二二—一—六六一。『秋田県史』第四卷維新編二五〇—二五二頁(秋田県、一九六一)。
- (42) 『国典類抄』第一八卷雜部一、四四三頁。
- (43) 『国典類抄』第一九卷雜部二、五五五—五六〇頁。
- (44) 義敬の日記や発給文書集は、A T三一三—二—三一九・六二四—六二八・八四四、知虎の日記や発給文書集は、県A—一四六一—三、A三二—二九—二。
- (45) たとえばA T三二二—六〇。
- (46) 『国典類抄』第九卷凶部三、六五一—六五三頁。
- (47) 『国典類抄』第八卷凶部二、一七七—一七八頁。
- (48) 『国典類抄』第一卷吉部一、六七—六九頁。
- (49) 『国典類抄』第一卷吉部一、五六九頁。
- (50) A T三一三—三・五・六二〇—六二三・八四〇。
- (51) A T三二二—六二四。
- (52) A T三二二—一九。
- (53) A K二二二—一—三九六。
- (54) A K二二二—一—三九四。
- (55) 『国典類抄』第九卷凶部三、七二九—七三一頁。
- (56) 『国典類抄』第九卷凶部三、一五—一八頁。
- (57) 前注史料で差出書・充書を記載しているのは、「自分状」だけである。残りの御用状のうち、書き出しが「以自筆致啓達候」とあるのは、他の例からみて自筆御用状としてよいであろう。「以御飛脚一筆致啓達候」とあり、書きとめが「恐々謹言」とある文書は、『宇都宮孟綱日記』第八卷慶応三年(一八六七) 五月二八日条等から家老御用状であろう。
- (58) A K二二二—一—五七七。
- (59) A H三二二—一四〇—一二。

〈資料紹介〉

湊八九「日記」(郡方見回役加勢勤中日記)

文政八年乙酉正月 国季

はじめに

【日記本文】

昨年度から当研究紀要において、資料紹介として「湊文書」から

湊国季(曾兵衛)の御用日記の翻刻文を掲載している。

昨年度の「日記」(郡方見回役加勢勤中日記)(湊八八)に引き続き、今年度は「日記」(郡方見回役加勢勤中日記)(湊八九)を紹介する。

「湊文書」や湊国季(曾兵衛)の概要については、研究紀要第九号に述べているので参考にしていただきたい。紙幅の都合で今回は文政八年(一八二五)一月から五月までとし、六月以降については次年度紹介する予定である。

なお、未読の箇所は□で示しており、紀要本文の体裁に合わせて翻刻してあるため、行替えや行頭の位置が原本とは一致しない場合がある。その他、不明な点は原本で確認していただきたい。

覚

是迄焼失之ものハ御叱之有無昼夜二不抱御伺之上御沙汰被成置候  
処、以来昼之火之元御叱、夜中之分直々入寺御免ニ可申渡被仰含候、  
但御檢使二相抱り候事ハ格別ニ而、右之通り申六月閏純五郎伝ひ、

大正月

- 一 元日、旧年より湯沢御役屋詰合ニ而居り候故、今朝より上下着用客对致候、平鹿郡御役屋浅舞村ニハ同役詰合不申候、今日ハ朝より快晴、誠ニ珍敷日和ニ有之候、
- 一 二日、昨日之通客对致候、不相変朝より快晴、
- 一 三日、昨日之通客对致候、朝より快晴、
- 一 今朝久府役頭始雄平吟味役・同役衆へ年始状并旧年御役屋同詰之節介抱ニ相成候一礼詰開申遣候、
- 一 今夜九ツ時頃肝煎伊八罷越候而申伝候は、当町之内柳町市助今

朝より年礼二出候処、左衛門殿抱絵師遠藤昌益二而同家人岡田孫六と申仁酒乱二而刀を抜離候処、少々市助額へ手疵を得候得共根元八昌益家借宅居候日善寺看主と孫六兩人酒宴之上双方口論雜言二相成、右兩人取押候逆市助怪我を得候事二御座候得共、更ニ孫六江相對候而も市助義遺懇も無之、猶孫六より市助方江内濟之筋二取斗意呉候様親類を以頼二候間、何分此件と之の誤内濟二取斗意候様市助親類共罷越願二有之候よし二伊八申聞候故、我等挨拶二及候は、一ト通り二内濟之義ニ市助始親類共之申条八尤二候得共、少分之疵二ハ可有之候得共刀を以疵を得候事二而ハ内濟二不相成候故、早々訴狀書出可申よふニ差函二相及候、

一 四日、今朝左衛門殿始年礼二出、昼九ツ頃相仕舞候、

一 肝煎伊八日暮方ニ市助方より差出候書狀持參、披見ニ相及候処、市助疵を得候事ハ岡田孫六力鞆走り居り候処江つまつき怪我致候趣相認候故、是二而ハ不相成候故有体ニ書出可申候、猶延々二も不相成候故早々相認可申よふニ肝煎伊八江申付、右書載ハ返置候、

一 五日、肝煎伊八日暮方ニ昨日之書狀持參致候而申聞候は、段々市助始当人親類共ニ篤と申含候得共、昨日申上候通ニ相違無之候得者外ニ認直シ可申上候様迎も無之趣ニ候よし、依而我等申含候は、いよゝゝ以別段申上候様無之候ハ、於此方ニ吟味之致方も有之、猶後日市助始当人親類共ニ的証明白致候義有之市

助より申上候義於相違ニハ嚴重ニ御取扱柄有之候故、此段左ニ可相心得、猶只今差出候書狀ハ御取揚難被成候故相返シ申候、然ルニ伊八段々申聞候は、甚以市助始当人親類共ニ心得而已ならず恐入候義ニ御座候間、幾重ニも取扱可仕候間、先ツ右一件ニ付御詮議等之義ハ暫ク相控呉候様伊八申聞候故、左様ニハ延引ニ不相成候故、左候ハ、暫ハ相控可申候故、早々取極候様ニ申渡差遣候、

一 六日、右市助一件之義余り延引ニ相及候故、町送を以同役鯨岡四郎左衛門・関純五郎江右ケ条之通之次第一ト通り申遣候、

一 肝煎伊八昼九ツ頃柳町市助より差出候書載を持參致候、依而披見ニ相及候処、我等段々風聞ニ而承り居候通ニ有之候、左ニ記之、

乍恐書載を以御披露奉申上候御事

私義昨日善寺御閑居へ罷上候処、年始之事故御酒可被下御被成候日善寺御閑居へ罷上候処、年始之事故御酒可被下御意ニ御座候間、則拝領仕罷有候、然処当処御家中岡田孫六様御酒機嫌ニ而御出、其席ニ御入被成御酒宴ニ相成候間則私御相伴数盃ニ相及候処、御同様方角口論ケ間敷義出来仕候得共、其訳之義ハ大酔之私ニ御座候間睨と存不申候得共御双方次第二声高二相成刃傷ニも可相及御模様ニ相成候、其訳ハ御双方共御酒機嫌ニ御座候間御互ニ品々過言之申合ニ相成、結句之砌孫六様御閑居へ相向御申被成候ハ、

以前より再応之過言聞捨二不相成可討果と刀二手を掛被置

候故不安御太事二奉存、推參ながら私立掛御留可申存候処

尺々□私額二切先半障り、少々疵を得怪我仕候義心外千万

二奉存候、乍去其席二居掛候間無抛災難と奉存候得共血走

り候故、疵を押ながら孫六様江向私御切被成候間、右之誤

柄御訴二相及候段御断仕候処、御同人被仰候ハ其方二何意

趣有而切誤なし、一向其覚申掛也と御申二御座候、此義も

只今思慮仕候処至極御尤二奉存候、其詮ハ御同人様私江御

別心之誤無之事二御座候間、左様二御申可被成と奉存候、

乍去其節ハ私も醉機嫌之処江怪我仕候間、是非御訴可申上

と奉存候得共其場江多人数参り合私を引留浄土寺御門前江

連参候而疵口介抱致呉候間、其後ハ一向夢中二而存不申候、

右段々市助尋問仕候通り有体奉申上候間、乍恐御憐憫之御

取成被下置、此上格別御呵等無之様御取扱被成下度偏二奉

願上候、

右之趣何分宜様被仰上、市助并私共迄格別不調法無之様

御慈悲之御取扱二幾重二も御訴訟二奉存候、以上、

一 親類藤吉仁右衛門近処治助・伊勢松・幸助・平蔵、五人組

久兵衛・和兵衛・万蔵・第助、長役治右衛門・伊兵衛、丁

代与右衛門右何れも印判、

前条委曲奉申上候通、親類近処五人組共二取尋候処相違無

御座候間、何分宜様被仰上御憐憫之御取扱被成下置度、乍

恐偏二奉願上候、以上、

文政八年酉正月 湯沢町肝煎 伊八 印判

片岡矢右衛門殿

一 右之通書載を以申出候付、我等御檢使被仰付、肝煎始市助親類

并役人共先達二而市助宅江罷越候、見分左之通り、額右之方肩

江掛り疵豎二式寸五六歩位、幅三步余位、浅手二相見得候、外

二疵処一円二無之候、右見分相濟市助尋問致候筋久府江仕送候

尋問書へ認候故略ス、

一 湯沢給人青柳縫殿郡方回番見付を以左衛門殿家来迄申遣候は、

此度市助一件二付御家人之内御用有之御催促二可相及候故、此

段差置候、猶市助一件二付御家人岡田孫六名前之出候義故此段

共二相断申候、

一 但左衛門殿家来江かよふ之義ハ手紙二而申遣候義不苦、

左衛門殿より使者として入江惣七郎を以被仰越候は、此度岡田

孫六酒乱致候而当町市助手疵を得候二付御訴二相成候義、御時

節柄恐入候義二候間、何分内濟之取扱之筋呉々御念共之御頼二

有之候、依而我等挨拶二及候は、拙者二而斯御訴二相成候上二

ハ内濟之取扱と申義ハ不相成候、乍去段々御入念之筋ハ久府江

篤と可申遣候趣返答二相及候、

一 右市助義二付其節居合候者尋問可申候処、夜中二相及候故明朝

御役屋へ罷越候様二催促致候、

一 御檢使二罷越候節、御足輕左平召連申候、

一 七日、昨日市助尋問二相及候義左之通、猶肝煎・長百姓共召寄取尋候、一昨日柳町久右衛門罷越候故右当人も相尋候間、左二記、猶今日日善寺閑居并日善寺(附浄土寺)門前家内祐藏取尋之筋共二相記候、

覚(大包横折江認之)

一 肝煎・長百姓召寄、当月三日昼七ツ頃左衛門殿抱絵師遠藤昌益宅二おゐて、当町市助怪我致候様子相尋候処、其場之始末は何れも相心得不申候よし二御座候、

一 市助相尋候処、当町日善寺閑居遠藤昌益家を借宅居候故、当三日年礼二罷出候節酒振舞二相預段々給醉候処、左衛門殿家人岡田孫六と申候仁年礼二参り、孫六江も盃相回双方共熟醉二相及申候、私事ハ醉草臥其処二伏罷有候処、如何成事二候哉、右閑居と孫六雜言二相成、孫六刀を抜離シ閑居を切掛候事二見詰候候不易容義二相至り候間、孫六前二居合候故其俣孫六刀を抜離候処江取押候拍子二右刀之切先キ私額二障り怪我仕候故、孫六二其節私江為手負候間此段御訴二可相及候義申断候処、孫六申条二は、其方へ相对全遺懇有之分相生候訳二無之、日善寺閑居二雜言等被申掛、夫レよりかよふ之仕義二相至候処、其方取り押候迎怪我致候得者為手負候筋二曾而無之段孫六申条二御座候、いかにも左様之訳合と存申候、其内兎角近処江も口論之義相聞候哉、多人數打寄り私介抱致呉、浄土寺門内江引取り候へハ

跡々之事ハ一向存不申候よし二御座候、

一 久右衛門相尋候処、私事ハ浄土寺江仏参二罷出候歸り遠藤昌益門前罷通り候節同人宅二而何角口論ケ間敷事相聞、一寸門口江立寄り候処、日善寺閑居と岡田孫六双方共二知人二御座候、然ハ熟醉之上唯ならぬ口論故、乍推参其場二進ミ右様之御筋二而は御双方御身分二相抱候義出来も難斗こと、未夕年始盛中之事二も御座候故強而其義差留候処、孫六申条二ハ見聞之通之訳合無是非事二相至候故取押ハ延引可申候趣、達々孫六申聞二御座候得者無抛任其意罷歸り候得者、跡之事ハ存不申候由二御座候、

一 浄土寺門前家内祐藏相尋候処、当三日在宿罷有候処、遠藤昌益宅二而口論之義相聞候間駆付候処、当町市助額二怪我を得候而罷有候故、当人義ハ兼而知人二御座候俣浄土寺門内江市助同道介抱仕候迄之義二而、其余前後之事ハ一円存不申候由二御座候、

一 日善寺閑居相尋候処、遠藤昌益処を借宅致候事ハ去閏八月中より之事二御座候、暫之内日善寺看主居候義故懇意之者も有之客对致居り候処、当三日当町市助兼而知人二御座候得者年礼二参呉候故酒等差出振舞致居候砌、何方之侍二候哉、障子を明ケ坊主か居り候と申聞候故、拙坊逢答致居候処、其節市助挨拶二及候は、昌益処江御年礼二可有之候得共、御当人事ハ女世代二相成候俣離散被致候跡、此閑居借

宅居り候よし市助申談候処、夫レより段々悪口雜言二相成、拙坊へ向ひ手打ち二致候趣右侍申聞候故、拙坊挨拶二相及候は、被切候訳竟ハ無之候得共切殺候義有之候ハ、切不可申と抜離シ候刀之側二寄掛り候砌、市助右侍之抜離シ候力を持居候処を取押候節市助額江右刀之切先障り怪我致候故、市助右侍二申候ハ、私を為手負候間、此段御訴二相及候旨右侍江市助相断候処、右侍之申条二ハ、全ク其方江為手負候訳二無之候義右侍市助江申聞候、然者口論二相及候義故多人數打寄候俣市助介抱致シ罷歸り、其砌より右侍も罷歸り申候、其外別段申上候義無之由二御座候、猶右侍と申上候事ハ段々承り候得者岡田孫六と申候仁二有之趣共二日善寺閑居申条二御座候、

一 当日善寺江閑居之義相尋候処、当寺二・三年無住之内看主致候、登門院と申候て実ハ旅坊も同様之もの、よし二御座候、

右之通相認村方訴書并医者容体書共取揃、鯨岡四郎左衛門・関純五郎兩名二而仕送申候、

但シ御檢使書ハとふも認悪き塩梅有之、無抛右兩人致候而尋問書并疵処見分之趣差遣候故、右二向ひ相談之上相認呉候様二申遣候、猶左衛門殿より入江惣七郎を以内濟之義御頼之訳共二委曲申遣候、

一 九日、昨日横堀村肝煎持參致候同村寄郷共之分御呵之者書上帳

并同村御橋釣木本品之願書、豊田五郎左衛門江又七郎殿戻御判紙添二而申遣候、猶片岡矢右衛門江湯沢町より差出候小関市郎右衛門御呵之御訴訟書同様二差遣候、

一 今日鯨岡四郎左衛門・関純五郎へ書状差遣候付左之通取調、帳面二而豊田江差遣候、町送之状江直々封込遣候、

錢貳百三拾七貫九百六文  
文銀貳拾八匁

同銀壹貫貳百五拾壹匁三分四厘  
西馬音内前鄉村并寄郷共出高御郷役銀

同銀百八拾三匁五分七厘  
西馬音内堀回村并寄郷共出高御郷役銀

右之通藤屋富之助江御本人之分  
錢百五拾貫八百四拾五文

文銀壹貫三百八拾六匁七分九厘  
湯沢町并寄郷共出高御郷役銀

右之通藤木平兵衛江御本人之分  
錢貳百四拾九貫七百三拾六文

文金八兩壹歩式朱卜永拾貳匁壹分

文銀百七拾目八分

同銀六百七拾五匁五分九厘  
横堀村并寄郷共出高御郷役銀

右之通佐藤治右衛門江御本人之分

錢百五拾壹貫六百拾貳文

金三拾貳兩貳步、永壹匁五分

向右近

文金四兩貳朱卜永拾貳匁三分

錢三拾貫四拾文

橋本五郎左衛門

文銀五百目六分五厘

稻庭村并寄郷共出高  
御郷役銀

金四兩  
錢四拾貳貫四百八拾文

佐藤 貢  
沼井 勇

右之通本庄屋長左衛門江御本入之分

同拾貫七百六拾文

大野源藏

錢貳百八拾四貫八百八拾六文

同拾四貫百六拾文

小貫九兵衛

文銀百八拾目九分五厘

猿半内村并寄郷共出高  
御郷役銀

同三拾貳貫四百八拾文

石川 要  
石田文五郎

右之通小野屋伊八江御本入之分

錢五百文

御足輕十兵衛

錢百五拾六貫九百九拾壹文

同五百文

同 理右衛門

同四拾九貫四百四拾文

同拾二貫八拾文

佐藤雅樂

文銀三百三拾壹匁八分貳厘

内御備之分  
山田村并寄郷共出高  
御郷役銀

同七拾三貫貳百文

川辺郡

右之通石川平兵衛江御本入之分

同七拾八貫七百貳拾文

佐藤與吉郎  
佐藤多郎兵衛

錢貳百拾七貫九百九拾四文

同拾貫文

近藤平藏

文金五兩貳步貳朱卜永三匁九分

同貳拾八貫三百貳拾文

山本郡

右之通加賀屋仁右衛門江御本入之分

同五拾八貫壹文

綿引孝藏

錢三貫七百四拾九文

同拾五貫七百四拾四文

吉川忠市郎

右之通長沢屋源八江御本入之分

右拾八筆之分、久保田二而申十二月中上納之分故、若シ間違

右之通申十二月中村々より上納二而御藏元共江御入錢二相

も難斗候故、如此相認候而同様二今日関迄仕送差遣候、

成候分

一 当月被仰渡二は、屋形様御入郡八当五月十一日方湯沢町御屋二

外二

可相成候趣二申来候、

一 十一日、今年八別而雪不足之年柄と乍申、旧年より一円氷も無之、雨もなく積候雪、其上極月十八日より之寒明、其後打続快晴二候得者村々菌茸届之義ハ油断無之筈二候得共、今日雄勝西山通り江御足輕内蔵允・伝六、稲庭村・猿半内村之方江長藏差遣候、猶博奕等之事共二敵二吟味候様候而、一村限り相回り可申候義能々申含候、

一 十二日、湯沢五丁長・丁代催促左之通り申渡候、

覚

屋形様益御機嫌能当四月中江戸御発駕二而御入部之段承之、恐悅至極二奉存候、然ハ火之本要心筋ハ前以被仰渡候上ハ、此節而已ならぬ次第二て、別而当処之義ハ五月十一日頃御昼処之御模様二候へハ、猶更以來敵二申合火之本要心可致候、

一 夜更迄多人数相集候義ハ、大礼か又は病人等有之族ハ格別

二 八候得共、無夫と参会酒宴等相催し候義不相成候、

一 出生正からさるもの仮令一夜たり共自分相对二而宿等致候

義曾而不相成候、

右之通相心得可申候、依而為御吟味向方其役筋之者被相回候上右よふ之義於有之ハ其者兩隣家向三軒之者共二急度御取糺之旨も有之候故、兼日相互二申合可有之もの也、

酉正月十二日

一 今日昼食前より横堀村御用有之、湯沢御役屋より罷越一宿致候、手付御足輕左平召連候、

一 十三日、横堀村二而昼食、御役屋へ罷歸り候、

一 十四日、吟味役片岡矢右衛門より湯沢町小関市右衛門去秋中三郡御追放二相成居り候処、当人義久保田二罷有候処大病二相成候二付、親類之者共より歸村之願申立候処、此度歸村御免之義申来候付、則市右衛門親類之者催促申渡候、

一 十五日、鯨岡四郎左衛門より町送二而申来候内、岡田孫六柳町市助へ為手負候沓件、昨日於役処御役頭被仰含候ハ、幸ひ左衛門殿家来出府致居候故、直々御掛合被成候故、左衛門殿へ御挨拶被成候様二との事二御座候、於左衛門殿孫六叱敷御処シ被成候へハ、手負之者格別之義二も無之故御内濟二被成候御内慮二御座候、是ハ貴様御心得之為老ト通申上候様共被仰含候、相手之坊主も此方御掛合相濟候上御処シ方被仰渡候積二御座候、東吉事も其砌同様否之事被仰渡候御都合二御座候間、左二御承知可被下候、

但右之段則青柳縫殿を以左衛門殿方江申遣候、

一 豊田五右衛門より同様申来候は、先頃桑崎村鍛冶出火之義二付御訴状を以入寺居り候義五右衛門江申遣候処、昼之火事二候段故御呵之趣申来、則右之趣同村肝煎江申遣候、

一 十六日、役内村二而昨年迄肝煎相勤候清右衛門義、去秋中御詮議之節数ヶ条之御不審申開無之二付生保内御境御追放被仰付候処、其後新庄御領正根川二居り折々在処江忍参り候而郷中を何か騒立候様二為致候義相聞得候処、旧冬より在処江罷越居り候

段横堀村肝煎利兵衛今朝御役屋へ罷越候而申聞二候故、御足輕礼藏・左平江篤と申合則役内村江差遣候、猶旧臘廿七日長百姓共江組頭之内宇左衛門三内平百姓之内九右衛門と申者長百姓を盜賊呼り致候付、長百姓共絶役之願親郷へ差出候二付、旧冬親郷より申出候付、長百姓共御役屋へ催促段々尋候処無余義筋二候得共、余りも無之事二候故、夫レ形二致差置候、然ハ右三人之者共清右衛門江相組シ長百姓共之越度を取斗意候よし二相聞得候故、直々右当人共致候様申合候而差遣候、

一 十七日、御足輕共罷歸り申聞候は、密々清右衛門居処を相尋候得共、旧冬正根川江立戻り候由、依而清右衛門在処家さかし仕候得共居り不申よし、組頭三内宇左衛門并九右衛門同道致候趣二有之候

一 十八日、右三人之者御詮議江取掛り申候、

一 左衛門殿使者として入江惣七郎を以被仰越候は、岡田孫六老件、久府二当時登り居候家来中村伊太夫より当十五日付二而内濟二相成候義申来、右御老礼之趣二有之候、

一 同役共より又七郎殿町送御判紙添二而書状到来、左之通申来候、  
日善寺御苦柄坊主・閑居・看主共被仰下候二付寺社方へ御掛合二相成候処、元来同寺二は閑居無之寺之趣二御座候、  
依之御役頭より被仰含候は、御文面之通二候得者右坊主今以昌益宅二被差置候事や、若シ左様なれハ早々同寺江御引渡可被成候、難預なと、何之訳二而難預と申義書付二致可

差出被仰渡候、右書付御仕送可被成候、且ツ右坊主ハ何国之出生二而何月中より同寺江何之訳二而參居候や、閑居・看主之訳共くわしく御尋問、右書付為書加御仕送被成候様二御座候間、早々右之事御取扱被仰遣被下置候、下略、  
尚々日善寺二而坊主を無異論預り候而も慥二預置候と申文面之書付為差出御仕送可被成候、

右之通申来候故明日日善寺御役屋へ罷越候様催促致候、同役より内濟之義不申来候故、明後日方可申遣内慮二而居候、  
一 岩崎村二而兼日博奕有之趣相聞得候故、今晚御足輕礼藏・左平差遣候、

一 十九日、日善寺罷越候故、同役共より申来候通申談候趣明朝ハ無間違右之書付可指出候故、夫迄相控呉候願故其通二致候、

一 岩崎村段々吟味致候処、昨夜博奕有之候処江踏込、其宿之者共二六人召捕候段、御足輕罷歸り申聞二候得共、役内一件相片付候迄当処郷宿江右六人之者差置候よふ二申付、其通り二致候、

一 廿日、鯨岡四郎左衛門・関純五郎・田処主鈴江、主鈴より十八日二相達候又七郎殿辰御判紙二而、役内村三人之者共之口書并御撫育願書六冊取揃差遣候、役内村之義ハ口書控江記置略ス、  
一 廿一日、岩崎村之義相片付、口書極候故当人共村方江預置申候、  
一 廿二日、昨日之口書と御撫育願書式冊鯨岡四郎左衛門・関純五郎江又七郎殿町送を以差遣候、岩崎村人数都合拾人二相成候、口書控二有り、

- 一 今日御足輕礼藏・左平大戸村江差遣候、御用筋之義近年來大戸村之義ハ極窮ニ相成候処、段々出奔・欠落等有之、御高七百石余之在処ニ家数式拾軒斗無之体ニ相至り候処、正月以来三人宛出奔致候者有之様相聞得候故、右三人之者共西馬音内前郷村ニ居候よし薄々承り候故、当人取押ひ在処へ立戻可申、右取続之義ハ大戸村肝煎手内より差出可申候、右ニ而行届不申候ハ、親郷ニ候故前郷村より差出可申候、左候ハ、迷惑差当り候事故、雪消ニ相向候ハ、村方行立ニ相抱候義出来候ハ、願差出可申候、夫レ迄ハ老人ニ而も出奔為致候義不相成候故、急度於親郷ニも見繼罷有可申、万一此上不埒之事有之候へハ親郷共ニ嚴重之御取扱形有之候故、此段共ニ相心得居り候様御足輕ニ篤と申含差遣候、
- 一 廿四日、御足輕礼藏・左平、大戸村より罷歸り申聞候は、先日申付候通り当春中ニ相至出奔致候者大戸村江引戻シ、猶以来老入たりとも出奔等不致候よし於親郷ニ急度見繼可申候、万一此上出奔致候者有之候節は親郷肝煎共ニ越度ニ被仰付候而も不苦候よし、書付を配り持参仕候、
- 一 廿五日、御足輕長藏・左平兩人下院内村江差遣候、右御用之義ハ同村御百姓長藏と申者女房当月十七日夜安産致候処子返シ致候、剩捨置候段相聞得候付右吟味ニ差遣候、
- 一 廿六日、右長藏召連罷越候ニ付御詮義ニ相及候処、世評之通白状ニ相及申候、

湊八九「日記」(郡方見回役加勢勤中日記)

- 一 廿七日、右当人口書相極候上直々肝煎和兵衛江引渡シ預置、昼前村方江繩下夕之俣ニ而返置申候、白状ニ相及候筋ハ口書控ニ記置、
- 一 同役田処主鈴今日夜六ツ時頃湯沢御役屋へ着致候、
- 一 廿九日、先頃主鈴へ御町送ニ而差遣候御割判手形式拾七枚持参、御藏元江相渡申候、
- 一 内藤吉兵衛、旧臘御備錢御藏元被仰付候処其節当人太病ニ而御請不申上居候処、未夕出勤不相成候故、今日親類兵助御役屋へ罷越候而一ト先御請申上候、
- 一 晦日、湯沢御役屋朝五ツ時前出足、横手町ニ而六郷村一宿、湯沢町ニ而今日差出候手形左之通、
- 一 米老石老斗七升請取申候、右は郡方見回役加勢ニ而雄勝郡湯沢町仮御役屋詰去申十一月六日より当酉年正月廿九日迄日数八拾四日之内六日他村回在残日数七拾八日分、但老日二付五合三人御扶持方被渡下候時、以上、
- 一 文政八年酉正月晦日
- 一 湯沢町肝煎殿
- 一 二月
- 一 朔日六郷村出立、神宮寺村ニ而昼食、境村ニ而一宿、但シ此節同役小栗忠藏・跡部惣兵衛淺舞村御役屋詰、関純五郎ハ湯沢町御役屋詰ニ回在致候付、今宵同宿致候、

- 一 二日、境村出立、戸嶋村二而昼食致候而帰宅、
- 一 三日、上下着用、御評定処江去年中より回在二而、昨日罷帰候段御届申上候而、夫レより年寄中始処々々年礼相勤候、

三月

- 一 二日、当四ツ回在致候付御評定処江御届申上候、
- 一 四日、在処出宅、境村二而昼食、刈和野村二而壹宿致候、
- 一 五日、今朝より折々雪、時節不相応之寒、刈和野村出立、角間川村二而昼食、浅舞村御役屋江相詰候、此節同御役屋二同役小栗忠藏・跡部惣兵衛詰合居り候、
- 一 八日、役頭国安又左衛門殿・吟味役平山文市郎今日浅舞御役屋へ被参申候、
- 一 十一日、梨木羽場村御役屋地之内江杉植立候分見分可仕候義、役頭より被仰含罷越候、其外其近村見分候よふ被仰含、田面見分致候、
- 一 吉沢助左衛門先頃より湯沢御役屋江御用有之暫被参居候処、今日同処より当御役屋へ被参候、
- 一 梨羽場御役屋地杉植立見分、田面見分之義役頭へ申上候、
- 一 十二日、片岡矢右衛門浅舞御役屋へ罷越候、吉沢助左衛門御用明二而帰宅、矢右衛門も直々湯沢御役屋へ罷出候、
- 一 田処主鈴横手より浅舞御役屋へ罷越候、関純五郎昨日浅舞御役屋へ罷越候、

- 一 十三日、純五郎・主鈴浅舞御役屋より湯沢御役屋へ罷越候、忠藏院内より浅舞御役屋へ戻り申候、
- 一 十五日、役頭始吟味役山方喜兵衛・平山文一郎、同役小栗忠藏・跡部惣兵衛・我等相揃候而、上龜田村之内御開田処見分二罷越候、
- 一 今日鯨岡四郎左衛門、新町村より浅舞御役屋へ罷越申候、
- 一 十七日、今年郷普請片付被仰付候、組合惣兵衛同然今日より雄勝郡村々見分致候付、浅舞御役屋より出立、深井村二而昼食、新町村壹宿、
- 一 但四郎左衛門義八新町村郷方取調被仰付候処、大体調相濟今日同然新町村江参り候、
- 一 十八日、堀内村二而昼食、田代村二而壹宿、村々御普請処見分致候、
- 一 十九日、中仙道村・下仙道村堤処見分、下仙道村二而昼食、西馬音内堀回村二而壹宿、
- 一 廿日、堀回村堤処見分、田泉沢村二而昼食、同処沢川見分、西馬音内前郷村川筋無残見分、杉宮村二而壹宿、
- 一 廿一日、田沢村堤処并同処沢川破損処見分、湯沢御役屋江罷越候、
- 一 但シ此節役頭又左衛門殿・吟味役片岡矢右衛門・同役田処主鈴、御役屋二詰合居り申候、
- 一 廿二日、湯沢御役屋相立、松岡村堤見分致シ、横堀村二而壹宿、

一 廿三日、中村・下院内村御普請処見分、横堀村二而夫より倉内村丁場、下関村地形之内橋見分相済、惣兵衛同様湯沢御役屋江罷出候、

一 廿四日、湯沢御役屋より役頭始平山文市郎・惣兵衛・我等宇留院内村昼食二而小安迄罷出壹夜、

一 廿五日、小安出立、川向村肝煎二而昼食、大館村二而壹宿、

一 廿六日、御普請処惣兵衛同様見分、八面村二而昼食、惣兵衛同村より院内村二御用有之、我等八角間川村御開発処江御用被仰付候、浅舞御役屋江罷歸申候、役頭八大館村平均御竿二而直々同村二滞留被致申候、

一 廿八日、浅舞御役屋朝飯後出立候而角間川村御開発処江罷越候、此節小栗忠藏右御普請江附添居り候処、忠藏義平鹿郡村々御普請処見分御用二付、田処主鈴同然二罷越候二付、我等右之義二付忠藏江交代二罷越候、今宵角間川村二而忠藏同様泊り申候て御用之筋承り申候、

一 廿九日、忠藏義角間川村より平鹿御普請処見分二罷越候、

一 晦日、跡部惣兵衛実兄小柳清兵衛太病之段申来り候由二而看病申立候而、今晩夜通し二罷越候義申来候、今晩角間川二而惣兵衛我等宿元江立寄候而申伝ひ二八、御入部二付院内取調候義四郎左衛門・忠藏・我等三人相揃罷越候而早々取調可申候、右二付主鈴御普請処見分相止候而我等交代二罷越候趣惣兵衛伝ひ二有之候、

小四月

一 二日、忠藏・主鈴今昼通角間川江罷越申候、我等事八先月廿八日より日々朝より御開発処江出張申候、明日より主鈴御開発処江出張二而忠藏・我等事八院内江罷越候而、御入部二付御宿割等之義取調方致候筈、四郎左衛門ハ湯沢御役屋二待合居り候よし、

但シ先月廿八日より当日迄御開発堰筋堀立人足左之通無残正銭二而相払申候、右銭手配之義八角間川村二而才覚致候、

覚（但シ壹人前二付百弍拾文宛）

三月廿八日

一 五百拾五人七分五

代六拾壹貫八百九拾文

外二壹貫八百弍拾文

右は林木切杭削土平均丁場割手附

同七人常人足

右は小屋守舟守丁場割

同廿九日

一 六百拾七人

代七拾四貫四拾文

外二壹貫三百拾五文

右は杭削土平均細工小屋掛丁場割手付

同八人常人足

前同断

同晦日

一 七百人六歩壹

代八拾四貫七拾三文

外二老貫八拾文

細工木屋土ならし品々人足

同八人常人足

前二同断

四月朔日

一 七百七拾七人六歩三

代九拾三貫三百拾八文

外二百拾文

丁場割手付土ならし品々人足

同八人常人足

前二同断

同二日

一 六百九拾六人老歩七

代八拾三貫五百四拾文

外二百五拾文 丁場割手付式人、小間使老人

同八人常人足

一 四郎左衛門より忠藏・我等迄早々院内江罷越候而立会之上御入

部等之義取調候様、湯沢御役屋出シ之書状角間川江今晚相達候  
二付、明後四日迄之内二八是非罷出候様二則今晚刻付書状二而  
返答申遣候、

一 三日、御開発処江、忠藏・主鈴・我等繩張致候場処江罷越候而  
篤と見分致候、樋・橋・水門取合式拾式ヶ処二有之候、直々角  
間川二而昼食、忠藏・我等浅舞御役屋江罷越、主鈴御開発江附  
添申候、

一 大館村御竿処、役頭又左衛門殿より今晚御手紙相達候、右は角  
間川村御開発初御見込より掛り増二相成候故、是迄之仕払帳并  
初メより御忠進申上候十日町村市左衛門同道候而大館村江罷出  
候様申来り候間、則今晚角間川村御開発処江手紙を以是迄之勘  
定帳持参、明昼九ツ時頃迄二市左衛門二罷越候様申達候、

一 四日、同役忠藏今朝浅舞御役屋より院内駅江罷越候、右は御入  
部御用取調二付我等事も忠藏同様同駅取調被仰付居り候得共、  
大館村江罷出候二付湯沢御役屋詰同役鯨岡四郎左衛門・忠藏兩  
人二而此度は取調候筈二致候、

一 十日町村市左衛門勘定帳持参致候付、今八ツ時頃浅舞御役屋よ  
り大館村江市左衛門同道致候而罷出申候、角間川新中嶋御開発  
之義ハ、同役共之内而已ならず睨と相心得候者無之、市左衛門  
初申上候にハ、式拾貫目位之御入料二相成可申候段 差上候由  
二候得共、当時二相成候処最初見込より相増式拾五貫目位二も  
可相成候よし、市左衛門申聞二有之候、右堰筋口前八田村之地

方高津野と申候処より口前取り、新中嶋御開発処迄式千間程二有之候、当時半通余堰堀立出来申候、式百石之御開発二見込候て市左衛門申上候よし、当人申聞二有之候、

一 浅舞御役屋二而昼食、大館村御竿処江罷出候役頭未夕田面二御見分候故直々其処江罷越候而、十日町村市左衛門同道仕候段申上候而漸田切之模様一見、役頭之御宿江参り役頭御歸り相待居り申候、

一 今晚役頭江申上候は、此度角間川村御開発処之御時何程と申候義相心得不申候得共、高津野より新中嶋江通シ候堰筋三ヶ式通り位八堀方出来、是迄之人足并樋・橋・水門・木品并大工料共二而千式百貫文位相払候よし、猶右御普請之義ハ何も不案内之事共有之候段申上候処、右之普請筋ハ御檢地役須田形右衛門・皆川勘十郎之咄二候故、幸ひ此度当処江罷越居り、明日昼前二田切も相仕舞候故今晚ハ老宿、明日承り候而明後日より角間川江罷越候て附添候よふ二被仰含候、

一 五日、形右衛門・勘十郎江開発御普請形之義承り候処、外二伝ひ候義迎も我等心程に可致候、猶当月廿二・三之頃二八大館村御竿濟二而角間川江罷出可申候故、積土又ハ土手取立候に土無之候処八田也畑也其近辺之土取候義不苦候、右二付張紙等致候分ハ其節実地二相向取斗意可申候故、何分勝手二致候趣二有之候間、其段役頭江直々申上候、

一 役頭被仰含候は、正錢手遣ひ候義も可有之候故、浅舞村御備錢

御蔵元五人より三百貫文御払致候間、早々手配致差置候様当人共江申含候義二被仰含候、

一 御開発二付角間川村二有之候金子之内、拾五両也式拾両也黒丸五郎兵衛〔角間川郷士並〕此度之請払致居り候事故当人江申含候而両替可為致候よし二被仰含候、

一 六日、大館村より出立、浅舞村江着、則五人之蔵元共催促致候而、三百貫文御備錢之内正錢払二相成候故早々手配可申候義申含候処、畏候趣二有之候、猶右御入用之節ハ拙者より申達候段共二申渡候、浅舞二而昼食、角間川江罷越候、五郎兵衛江も両替之義申渡候処、是又畏入候趣二有之候、

一 今晚御同役主鈴同然二角間川二而老宿、我等事ハ御開発出来迄附添罷有り、主鈴ハ明日浅舞御役屋江罷出候苦二有之候、

一 今度湯沢町本庄屋長右衛門一代名字御免二而永三人御扶持拝領、右は春中為御撫育料調錢千貫文差上、猶祖父代よりも仁指御用銀郡方江先年粗等差上候二付、上院内村久蔵ハ二代名字御免二相成候、右は極窮之村方積年不納なし二取扱并村方江先年より之取替米五百俵余有之候処、今春村方江無残右之分呉置候二付、此度右之通り被仰付候、右久蔵今年迄肝煎役三拾三ヶ年相勤候、三拾ヶ年目御賞二ハ調錢三貫文御当用より拝領被仰付候よし、

一 七日、同役主鈴御開発御普請木屋二而昼食、直々浅舞御役屋へ引移申候、

- 一 平山文市郎昨夜当処馬調御用二而罷越候段肝煎幸四郎を以申來り候二付、今朝文市郎宿元へ罷越候而、御開免御普請之模様并役頭より被仰含候正錢手配形御檢地役衆我等存知丈ケ二可致候趣二付、存付之筋共二申談差置候、明日手透故文市郎御普請処一見可申よし申聞二有之候故、其通二致申候、
- 一 八日、今日は朝之内不天氣、其上御領分無殘今日八御百姓共休候よし、漸々式拾人位ならて人足參り不申候故同然二立会見分致候、
- 一 先頃大館村より角間川村御開田附添之義役頭より被仰含候二付、一昨日より仕法格別二相改候而、第一深堀二而高揚、其上小石・砂利組二而極難処故、高津野之分ハ耆人二五合堀り之て場二割渡シ、夫より下モ福嶋村(田村之分)・木内村(門目村之分)段々耆人二付耆升より式升堀位二致候様御開免御普請掛り黒丸五郎兵衛(角間川村郷士並)・吉多郎(同村実ハ五郎兵衛弟之よし)・十日町村市左衛門・阿氣村権三郎・薄井村十内・角間川村甚七(角間川長百姓)、右之面々江篤と申渡候、
- 一 九日、文市郎宿江罷越候故、正錢之義如何手配候哉之段承り候処、不遠候内二八角間川村川普請有之苦、左候得は正錢二ハ是非手遣ひ候筋故、浅舞村御藏元共より取寄セ具候よふ二御座候、猶金兩替之義ハ五郎兵衛江申付候様役頭より御差図、此義ハ如何御手配候哉之段承り候処、長百姓喜左衛門江金拾九兩相渡候而兩替致候様申含候よし二有之候、
- 一 昨八日、高津野口前より新中嶋御開免堰根迄間數相改候処、式千四百拾五間二有之候、今九日より右之場処堀下ケ(但シ右之処無殘堀立候得共水乗り不宜候付、又々堀立二相成候)人足四千五百五拾九人之積二市左衛門より考書差出申候故、右二而は最初当人より蚪差上候より莫太之御入増二相成候故、式拾貫目二而新中嶋長八百間位之土手究幅耆間半、上留半間之土手并樋・橋・水門附木品代・大工料共二而惣出来二相成候様二可致候段呉々も申付候、
- 一 但シ市左衛門より初手二差上候蚪ハ堰堀立候斗二而拾六貫目位と蚪差上候由、新中嶋の築立土手其外之分無殘蚪外之よし二有之候、我等考候ハ、惣出来迄二ハ式拾五貫目位之御入料と被考申候得共、式拾貫目二而是非く惣出来候様掛り之面々江申付置候、
- 一 十日、昨日之ケ条之義今日役頭江申遣候、猶又御檢地役須田形右衛門江も書状を以申遣候、
- 一 昨日方より出人足甚相減申候訳ハ、最初耆番堀式番堀之節ハ如何取請二候哉、手をゆるし式人前より三人前位迄取り候者も有之候よし、然ル処先頃より高津野之分堰深ク高揚二相成、其上小砂利組二而地盤ハ至而堅ク出水二相成候処、如何共人足共堀悪ク、且ツハ福嶋より下モ今三・四尺位も堀込候場処數百間二有之候故、出人足共見合候様二被考候故、明日より詰人足二致候而農事等之差障二不相成候様二致シ触出シ可申候内存二ハ候

得共、文市郎江取合ニ差遣候処、至極内意ニは候得共、明日一日見合候而いよく出人足ニて行足り不申候ハ、明後日より頼分ニ致候而村々肝煎江申渡候而可然候様申来候、依而此度之御用掛之面々江も文市郎より申来候通申渡候、

一 十一日、御開発人足之義昨日より篤と考候処、詰人足之事ニ致候而は第一農事ニ差障、其上村々より詰人足ニ相成候ニ付、何日御苦柄等之手筋相求候村々も可有之候故、今朝文市郎と打重相談ニ相及候而左之通りニ村々江御普請中人足出シ呉候様頼分を以回状差出候、此村々之義ニ致候而は家数も外村と相違ひ余計ニ候得者、人足等出候而もたなる事ニ差障不申候故、左ニ相極申候、中二日宛置候而、三日目ニ相当り候様ニ致候而、明日より差出候義ニ申触候、老日ニ七拾人宛之積、

拾五人宛	角間川村	拾五人宛	板井田村
拾五人宛	袴形村	七人宛	松田新田村
拾五人宛	十日町村	式拾人宛	阿気村
式拾人宛	田むら	式拾人宛	黒川村
拾人宛	下境村	七人宛	門目村
拾人宛	薄井村	拾人宛	宮田村
七人宛	八柏村	組合二而	大塚村
拾人宛	七日市村	拾五人	小出村
拾人宛	桜森村	七人宛	大森村
組合二而	根田谷村		上溝村

七人宛 八沢木村 惣人数百拾人

一 文市郎義切支丹御調御用之よしニ而今日角間川村より下境村江引移り申候、

一 今日ハ昨晚より大雨ニ相成、人足出不申候付休ミ致候、夕後八ツ頃より小晴ニ相成、此分ニ候ハ、明日ハ日和と被考申候、

一 浅舞村肝煎小松田和兵衛江三百貫文之正錢、当十三日より御入用ニ候故、老日ニ五拾貫文宛御普請木屋迄御定の賃錢を以仕送可申、猶悪錢小敷不足之吟味ニ相難候故、吠江其家之印付ニ可致候、雨天之節ハ人足遣ひ不致候故仕送ニ不及候段申遣候、差凶書ハ跡ニ而指遣候趣共ニ外御蔵元江も申通候様、以手紙申遣候、

一 十二日、朝より曇候得共雨なし、御普請処江出張致候、高津野開筋江為取掛申候、

一 十三日・十四日、少々折々雨ニ候得共出人足有之候趣、御普請処江不相変朝より出張、日暮宿元江罷歸り申候、

一 十五日、御普請処江出張、

一 十六日、昨晚より雨ニ候故出人足有之間敷候得とも、何辺ニ元々勘定致居り候甚七・吉多郎差遣候処、人足共出候よし申来、則御普請請場江出張、

一 十七日、朝より雨ニ而出人足無之、其上堀立之堰江水溜り、無抛休、今日御檢地役須田形右衛門より大館村より引移り候段昨晚向触達ス、角間川御開田ハ形右衛門より最初繩張并諸料共ニ

差出候よし二候故、万端形右衛門差心得候答故、又々御普請之致方篤と承り可申候、

一 御檢地役須田形右衛門昼食後、七ツ過角間川村へ罷越候、

一 十八日、形右衛門同然二御開田御普請見分二相及候、猶樋并水門掛処之義取り合申候得者、我等心付候場処二而至極同意之趣二候故、其通二掛渡可申候段、十日町村市左衛門江申候、

一 今日同役小栗忠藏帰宅致候由二而、角間川二而同宿致候、

一 十九日、忠藏申聞候は、角間川村川並甚悪敷相成、往々御開田処江欠込候故、形右衛門・我等江も強而立合見分可申候由二而、立合候処、忠藏申聞之通二相見得申候、右之普請之致方忠藏見分二ハ逆も新川御堀替不申候ハ、相成間敷候と見分二有之、至極尤二被考候故、其通二挨拶致候、直々見分処より忠藏と引分申候、忠藏昼立二而帰宅、形右衛門・我等は御開田御普請木屋江罷出申候、

一 平山文市郎今日帰宅候よし二而、御普請木屋へ立寄り候故、形右衛門・我等内談二相及候ハ、角間川御開免御普請料最初御料よりハ莫太之御入増相成、夫レ而已ならず外之村とも相違ひ候村並故、人足之千人も御手伝候而可然候事か二被考申候段申談候処、思慮可申候よし二有之候、

一 廿日、形右衛門同然二御普請木屋へ罷越候而、不相変丁場割出人足働居り候処、回り見分致候、

一 文市郎今日角間川村出立被帰申候、今晚当処肝煎幸四郎罷越候

而申聞候は、御開免江調錢百貫文御入料之内江郷中より差上度候段、形右衛門・我等江申聞候故、役頭御伺之上はより挨拶可申候段返答二相及候、

一 廿一日、朝肝煎幸四郎昨晚申聞候、御開田御入料之内江百貫文差上申度候よし之書付を持參致候、形右衛門今日出立候故直々形右衛門久府江持參、役頭江御伺之上形右衛門より我等迄、何レ有無之義返答有之候答二候、

一 廿二日・廿三日、御普請木屋江不相変出張致候、

一 先頃役頭大館村御竿二而御逗留之節以手紙角間川村御開田御入料、最初十日町村市左衛門掛候二は拾六貫目位二而、堰堀立斗之積二而、新中嶋築立土手八百間余之処樋・橋・水門木品・細工料共二斗差上不申候よし、然ハ段々考候者拾六貫目杯二而は中々以出来可仕候見話無之、式拾五貫目位も御入料相掛り可申候得とも、式拾貫目二而惣出来可為致候段、市左衛門始御用掛り之面々江篤と申渡候而差置候得共、式拾貫目二而は惣出来之義無心元候段申上候而差置候、

一 廿四日・廿五日・廿六日、右三日共二御普請処江出張申候、

一 廿七日、高津野堰堀出来候付、田村之内福嶋村御札場迄水通シ候二付、阿氣村地形之内乗上と申候処より御物成川江人足遣シ候而、少々手入致候而堰筋江水入レ申候処、浅き処二而老尺三・四寸、随分水流宜候得共、干損之節ハ切不相成候場処之事故、右之よう下毛瀬之上手入致候而堰口江水入レ可申候よし差

図致候、此度御普請二相成候堰口之義ハ御物成川古川より水引取り候事二而、旧年検地役衆見分二而相濟候よし、其節繩張相極り右之通り直々御検地役須田形右衛門附添二而堰筋取立候よし、然ハ右古川と堰口とハ誠ニさる槌形、其上古川ハ切場処之義ハ壹丈三・四尺之水地盤二候へハ中々以杭二而ハ切候事見詰無之二付、高津野高俣二古川之方江杭打柳柴しからみ致候而、其上へ築立土手堰二致候ハ、第一水之乗合も宜候よし二ハ候得共、不案内之事故先ツ差控さ七居候、然ルニ先頃形右衛門当処江罷越候故右之段相談ニ相及候処、至極同意ニ而其通ニ為致申候、右築立堰出来候ニ付水通させ申候、

一 廿八日、朝早天ニ高津野高手築立堰之内拾間斗水ニ而破損致候よし市左衛門より申来、則罷越見分致候而右築立堰土手八拾間余の処江本土手江取付、高廿四尺・前幅式尺八・九寸位二致候而内前江埒二而疊上ケ可申段差図致候、併往々而已ならず壹丈五・六尺余之真切立の高俣二候得者俣崩シ致候義差当り二候故、右高俣三間位欠落シ、六・七段も段を付候而欠落し候土ニ而直々築立、土手江摺付ケ古川江右之土入置候ハ、万代之堰根とハ存候得共、最初市左衛門申上候料よりハ莫太之御出用増ニ相成、其上田植最中ニ而出人足相減候故、植場通り秋中迄是非御普請不被遊候へハ少シも御安堵之筋相見得不申候故、此段久府同役共へ申遣候而役頭へ御伺可申上候内慮ニ而居り申候、

一 関純五郎・田処主鈴〔当時湯沢御役屋詰〕連名ニ而手紙到来、

左之通申来候、

一 御入部之節、愈同役一統駆々於御本陣御目見被仰付候事、

鯨岡より町送を以申参候、上下着用之義ハ追而可被仰渡候

趣共ニ申来候間御伝ひ仕候、

一 廿九日、御普請入料不少御出用増ニ相成、如何共当惑恐多奉存候間、昨日市左衛門江申渡候而、是迄之請抔并残御普請御入料之分料勘定可差出候よし申含候処、今日出来致候付、久府平正文市郎・鯨岡四郎左衛門・小栗忠藏右連名之書状ニ致候而、委曲御普請之模様并高津野切俣当時ハ迎も御普請被成置度候而も出人足不足ニ而有之候故、植場通り秋中之事ニ而可然候段共委曲ニ申遣候、

大五月

一 朔日御普請高津野口前と福嶋村より下モ木内村迄之堰堀立残少々有之候処江、権三郎・十内附置候而為堀立申候、我等事ハ新中嶋築立堰江附添居り候、昼過高津野口前江罷越候て見分申候処、如何共出人足不足、漸々九人ならて無之候得者如何ニも可致様無之故、明日是非く袴形村辺より式拾六・七人も相頼可申候義手配ハ致候得共、此節八田植最中之事故無覚束被考申候、此間二相至り候而漸々五拾人より三拾人位ならて出人足無之、御普請一円二尺取り不申候、且高津野口前悪戸より堰筋を立、御前川揚ケニ為致候付、今日之人足ニ而右之場処堀立させ

申候得共、御前川水戸右堰口江向き居り候得者如何共危被考申候故、矢張阿氣村地形之内乗上下夕よりと両処より明日之出人足二而口前堀立候様、権三郎江申含候、猶明日より高津野御普請木屋取毀候様、是又篤と申含候、

一 昨廿九日、屋形様江戸御発駕二而、御入部当月十七日御着城之御日積り二御座候段承り申候、

一 二日、新中嶋御開田処生堰築立、堰江人足共取りかゝらせ申候得共、不相変出人足不足二而如何共尺取兼候、

一 同役忠藏院内江御用二而回在之処、いろく当人江御開発之義二付内談致候事とも有之候故、強而指留一宿為致候、

一 三日、今日は此間二無之出人足二候、新中嶋御開田処築立土手堰為拵候処、二夕筋共二半通余出来致候故、明日ハ右土手之内処々手入致候而可然候義二相談致候、右は出人足と申其上田植

後レ候ては却而不宜、猶御普請堰一体江水通シ不申候得者如何程之水流候哉も難斗候二付、築立土手堰ハ見合候義二相成候、

一 同役忠藏今朝湯沢御役屋迄罷越候、

一 四日御物成川より此度御開発堰江昨晩より水を入候故、今朝右堰筋見分致候処、福嶋村御札場堰より下毛木内村之間二堰中二

地高之処有之、其外二も堰々之中二甚不同二而水乘不宜、猶御物成川水日々之よふ二老・式尺位宛水落二相成候へハ、右堰不

同之処直シ、御物成川留切不申候得者逆も御開田処へ水乘不參候趣昨晚も内評致候処、堰直シ堀方人足三百人位(但吾人二付

百式拾文宛)、夏川留雜杭并其外悉皆二而三拾貫文位、都合七拾貫文位之事二候故、右之通り二相極手配為致申候、堰筋直シ不申候而は是非く年々夏川留不致候へハ不相成候もの二有之候、今日は出人足共二昨日之築立土手堰之内不同之処為直、樋為掛渡申候、明日より不同之堰筋為直、右出来則夏川留江為取掛候事二致候、

一 五日、相応之出人足有之、福嶋村御札場堰より下毛木内村迄之分江手入為致申候、都而堰筋堀立方不同之処為直候人足三百人位と先夜五郎兵衛始肝煎幸四郎并市左衛門・十内・権三郎申聞

候故、左候ハ、相成丈右之三百人二而出来候義二可取斗候段差凶致候、肝煎幸四郎是迄御普請場江も一円程二出不申候得共、

堰筋堀方高低を相直シ候迄日々御普請処江可罷出候義二申渡候、

一 湯沢御役屋詰同役田処主鈴より書状を以別紙左之通り申来候、

唯今鯨岡より町送を以申参候は、御入部之節御目見御送迎共二上下着用二不相及候段被仰渡候趣二御座候間、御伝申

上候、  
五月五日

一 六日、堰筋不同之処堀立させ申候、

一 七日、夏川留之手配昨日より致候而今日より取り掛申候、あら出来、  
一 八日、川留あらく出来、今日より御開田処植立候者も有之候

二付、浅舞御役屋二而昼食、湯沢御役屋二而一宿、院内江罷越

候、右は御入部二付駒場取調御用二有之候、

一 湯沢二而一宿之筈之処、院内駅二而いろく御用有之、湯沢二

而一宿相成兼、直々院内江罷越候、此節豊田五右衛門・鯨岡四

郎左衛門・小栗忠藏とも詰合居り候、

一 九日、山中杉峠御飯御本陣木屋被掛置候付、四郎左衛門・忠

藏・我等・御大工頭野尻藤市郎同然二罷越候而、諸事差図致候、

差掛り候故明日より大工并人足とも二相増候而取り掛申候、

一 鼎様御下り之処如何御取扱候て可然候哉之段、於久府同役より

御伺申上候処、外御名前二而御下り候得共御途中おゐて掛御目

候ハ、下座致シ可申候、其外諸事心を付候而、万端村々共二不

一 調法等無之候様可取斗候段被仰含候、

御入部之節御伝馬・歩夫割左之通二相触候由之趣伝ひ二有之

一 夫貳百七拾四人 御触通り

一 壹人 御迎御用

一 貳百五拾人 不時横通り

但去年中岩城様・甲斐守様御登り之節、人馬指遣ひ横堀

村寄郷より右両度二都合三拾三人駅方二而借入候分、此

度倍増二而可相返候義二候得共、壹人半之積二而五拾人

割込、直々右寄郷村々江返シ置、残り貳百人之内大山龜

治殿より山中御飯屋江献上もの仕出シ、又左衛門殿并同

役同処江出張之歩夫迄、

一 三拾八人

是迄ハ先御長持夫之分、但シ此末達候分ハ其節追割可申渡候、

一 百五拾人

御伝馬渡料

合七百拾三人

内三拾人

上下院内三駅之分、役夫引、

残六百八拾三人

内四百九拾五人

正人詰

同百八拾八人

錢割 但シ前筆御先長持并御伝馬渡料ハ高也、

但シ壹人三百五拾文宛

外二

夫百九拾八人

杉峠御飯屋并伝馬役処小屋掛之分錢割、

但壹人百七拾文宛

但シ此積山中雪割御日用八歩壹厘江村方尻打八分壹

厘、ハ壹匁六分貳厘江銀之替を掛候而大凡、

一 馬貳百貳拾五疋

御触通り

一 七疋

御迎御用

一 百六拾貳疋

不時横通

但去年中岩城様・甲斐守様前筆之通同断、貳拾七疋駅方

二而借入候分、壹疋半之積二而貳拾七疋之借入江四拾疋

相返シ、残右同断、

一 百疋 (是迄御先荷夫之分、此未相達候分ハ其節追割可申渡候、)

一 百五拾疋 御伝馬渡料

メ六百四拾四疋

内七拾五疋 三駆役馬引

残五百六拾九疋

内三百拾九疋 正馬詰

同式百五拾疋 銭割

但老疋六百五拾文宛

外二

五拾疋 杉峠御仮屋御用

但シ老疋三百四拾文宛

但此未老刃六分式厘之陪増江銀時相庭を掛大凡積り

右之通当十二日朝人馬共逐一調置候間、同日未明迄二無間違急

度可相詰、万一遅刻二相成候へハ嚴重之御取扱被成置候間、此

旨可相心得、猶追割之分有之候へハ其節申渡候間、差遣ひ無之

様手配可有之候、以上、

酉五月七日 豊田五右衛門

小栗忠藏

一 同十日、忠藏・我等義朝より杉峠仮御本陣并村々の丁場手入吟

味二罷越、四郎左衛門事ハ津軽様御下り二付人馬加郷割致候、

忠藏・我等杉峠より日暮引取り申候、

人馬加郷割左之通

一 夫百三拾五人 御先触之通

一 五拾人 不時横通り

一 六拾人 御先荷物

合三百四拾五人

内三拾人 三駆役夫引

残三百拾五人

内百五拾五人 正人詰

同百八拾五人 銭割

但シ老人三百五拾文宛

一 馬百三拾式疋 御先触

一 同五拾疋 不時横通

一 同六拾疋 御先荷

一 同百式拾五人 御伝馬渡料

合三百六拾七疋

内七拾五疋 三駆役馬引

残式百九拾七疋

内百七疋 正馬詰

同百八拾五疋 銭割

但老疋六百五拾文宛

一 仙北郡片付同役鎌田順兵衛より鯨岡四郎左衛門江手紙二而左之

通り、

先頃久保田二而御申会仕候、在同役御目見先例有之趣を以、

□相濟候得共根元御目見得手札御取調無之候故、於院内二齋

殿江又左衛門殿より被仰上候て御目見得被仰付候積二御座候

段申来候、

一 鼎様御名前之御先触相達候、右御先触持參之御小人申聞候は、

院内馱御泊之事二有之候得共、同処御昼二湯沢御泊二被仰合候

段申聞候付、湯沢詰合吟味役片岡矢右衛門・同役跡部惣兵衛・

田処主鈴方江右之趣申遣候、

一 湯沢詰合三人より鼎様御取扱形り左之通役頭被仰合候段申来

候、

一 居風呂奇麗之処御吟味手格之事、

一 居風呂之外御かゝり湯之御仕末可被成候、

但シ盥・手桶之類ハ津輕御本陣二而兼而御有品之内を以

御用ひ可被成候、若シ居風呂二御入不被成御掛湯被成置

候哉との御考二御座候、

一 御茶并御菓子よふ之品御心付御手格被差上候様二と被仰合

候、

一 御料理之事も各様之内御本陣江御付添被成候て御差図可被

成候、此方肴七夕通・御吸物式夕通り、二ノ御膳付二御座

候朝夕共二御老人分之外侍分迄具サ膳本二而相分候事、

一 御着被成候ハ、早速刻付を以御上下都合何人と申事をも被

仰遣被下度候、

一 御上下之内御借人も余程有之由、惣而鼎様之外迎も膳器類

も籠末二無之様二と被仰合申候、此方膳本□取り差上申候、

右二準シ御手配可然候、下略、

一 同十一日、杉峠仮御本陣御拵方付添二四郎左衛門・忠藏罷越、

我等事ハ下院内より下毛須川橋迄村々手入丁場吟味二罷越候

処、小野村之内二而役頭江掛御目候処、右手入甚不宜候故刻付

を以村々江肝煎・長百姓とも相揃人足召連候而、仮令夜中たり

共罷越、早々手入可申、猶手二寄留置候義も難斗候故右を心掛

罷越可申候よし被仰合、則丁場村々江桑崎村肝煎宅二而手紙相

認候而、刻付を以差出申候、

一 杉峠二をゐて鼎様御休之節、四郎左衛門・忠藏下座居り候処、

御近習を以御尋故名前申上候よし、御出立之節太義二有之段御

意等も御座候趣二候よし、

一 仙北郡吟味役岡田清藏より御步行名前相知候得共、宿割組合不

相知何共迷惑致候、其村江着之上如何様組合相知可申、組合書

付仕送呉候様申来り候、

一 湯沢詰合矢右衛門・惣兵衛・主鈴処手紙到来、左二申来り則其

向々江申渡候、

一 村々毎肝煎・長百姓御送迎致、御先弘八式人宛之事、下座

触為致可申事、

一 御本陣ハ上下二而御送迎可申上候事、

一 御手回拾人と有之分決して御借人二も可有之故、能き宿式

軒も手配被致、御取扱可致候事、

右之趣役頭より被仰含候段申来り候、

但シ右三ヶ条は鼎様御通行御取り拵之筋二有之候、

一 同十二日、忠蔵杉峠仮御本陣江罷越、四郎左衛門ハ御宿割再見分、我等事ハ昨日之通り村々

丁場手入吟味二罷越候、然ハ右丁場手入村々より甚出人足無之、又ハ一円二人足等差出不申候付、小野村・桑崎村辺より雇人足

為差出候而手入為致候、罷歸り之上右之段役頭江も申上差置候、今夜久保田より被仰渡候由二而、院内駄より継夫八拾式人、外

一 二御長持五棹相増候段、湯沢詰合より申来候二付、横堀村寄郷并三関と山田村江都合百拾六人、外二七拾人湯沢駄より相雇申候、

一 同十三日、横堀村仮橋之義ハ村方二おゐて掛候へハ甚不安心二候故、御前舟岩崎村渡シ舟之内取り寄候て差置、役頭御伺被遊

候而、仮橋御通行被為遊候哉、未夕相極り不申候付、何レ御舟之事二相極メ申候、御舟奉行二ハ湯沢より田処主鈴・我等と両

人罷越、御足輕四人罷越候義二致候、御足輕二ハ香凶御印看板着用為致候、田処・我等ハ袴・羽織二而、持鍬徒者老人・草履

取上下四人二有之候、

但シ杉峠江忠蔵罷出候、踏込着用御足輕老人召連申候、御印看板相達シ不申候故、御足輕二為着不申候、忠蔵峠二而手札

差出候処御披露之よし、

一 役頭并豊田五右衛門・鯨岡四郎左衛門ハ上院内御境御番処向下降段之処二袴・羽織二御出迎二罷出候、我等事ハ伝馬方二詰居り

申候、暮時過旅宿へ罷歸り候而、役頭始詰合之同役御休江罷出候而手札差出候処、御目見得被仰付候、役名并名前御披露、大

御番頭梅津凶書殿御披露、右相濟候上御家老疋田斎殿江同役相揃候而御機嫌能御入国被遊恐悦罷出申上候、夫より歩伝馬渡シ

残り江相向渡シ申候て居候処、最早御供揃二而役頭并五右衛門・四郎左衛門義御送迎二出、我等事ハ横堀村仮御橋江罷出申

候、

一 十四日、下院内御休より屋形様益御機嫌能御発駕被遊候、湯沢詰合同役主鈴・我等ハ横堀仮御橋江御足輕式人宛召連、上下四人袴・羽織二而罷出候、我等事ハ直々岩崎村舟場江罷出候、同

役忠蔵も同処江罷出候、供人等今朝之通り二有之候、役頭ハ院内より御暇二而御帰宅、

一 忠蔵・我等事ハ直々湯沢御役屋二而一宿致候、

一 十五日、湯沢御役屋より忠蔵・我等院内江立戻り申候、五右衛門義ハ横堀二而切支丹御用二院内より引移り申候得共、十六日院内二而津輕様御止宿故品々申会候御用有之、直々五右衛門も

院内江同道致候、

但津輕様御取扱形之義ハ近来別而御懇意も被為遊候故、何義も御手厚之御取扱被成置候故、右相心得候而駄々而已ならず、

万端心を付、馬士等迄も不調法かましき義無之様取調可申候  
よし被仰含候、

一 十六日、津輕様今晚院内駅御止宿二付加郷割人馬調致候、五右衛門義八切支丹御調御用二而朝四ツ時院内より横堀村江引移り申候、湯沢詰同役跡部惣兵衛義も何角之世話致シ可申候よし、役頭よりも被仰含候二付、今昼院内江参り申候、

一 十七日、昨日同役共申会候は、横堀村仮橋之義院内村肝煎和兵衛を以津輕本陣江申達候は、先頃屋形様右橋御通行被成置候得共、舟も手配居り候故、御舟二而御通行被遊候哉之段為相伺候処、矢張右之仮橋二不呉候よし申来候、然ハ屋形様御通行之節御舟も同様之義二而御舟奉行之筋二而、同役田処主鈴・我等出張致候事也、猶津輕大隅守様之義二致候てハ、近来別而御懇意被遊候付、何義も御手厚の御取扱可申候段、御評定方よりも被仰含之筋有之候故、同役申会之上鯨岡四郎左衛門・我等兩人罷出候、鑓・挟箱二徒者・草履取上下五人二而罷出候、左之通之手札差出候処御披露有之候故畏居り申候、

右京大夫内湊曾兵衛 但シ大包紙江認之

一 今朝跡部惣兵衛湯沢より罷歸り申候、  
一 横堀村橋江罷出候二ハ先頃之通御足輕兩人宛香函御印付看板為着申候、

一 田中伊織江戸より召連候通夫之内、十六日晚上院内村二而宿之処、翌朝右通シ夫不罷越候故伊織御行列二相後レ候二付、無是

非馬二而御供二相立候、如何成訳を以右之筋相生候哉、取糺呉候よし、猶役頭よりも右通夫不埒筋を取糺シ可申被仰含候二付、右宿吟味二相及候処、左之通書付二而差出候、上院内村内藏之助・松多郎右兩人田中伊織召連候通シ夫宿致候故、一番より三番迄之御拍子木相回り候故、右通シ夫共超候処斗二も無之、十六日晚仲伴中之嘶二ハ給金連も不相渡候義二候へハ、久保田江難相越候よし二而看板迄も頭之者へ相返シ候よし、乍去如何致候訳柄二候哉、其筋八篤と相心得不申、十四日朝五ツ時過二相成漸々宿元を通シ夫共出立候趣二有之候、

一 御歩行組頭より同役忠藏二申聞候ハ、下院内村忠右衛門と申スもの馬指之よし、然ル二一向馬為詰不申甚以不届之至二候故、横手駅迄遣シ呉候趣故、右忠右衛門相尋候処左之通り書付を以申出候、

御答書

一 当十三日、御歩行古田惣内様・境田左源太様・斎藤伝治様江御引渡仕候人馬之沓件委曲申上候様御尋二付左之通り奉申上候、

一 右御同人様方より被仰付候は、当処馬指之者御宿元迄罷出候様被仰付候付則罷出候処、御申被成候は、御伝馬御合鑑馬四疋処持致罷有候内式疋正馬二而入用、外式疋之分代錢老貫四五百文二致呉候様御頼二御座候二付、私申上候は、何レ右御合鑑御伝馬役処へ持参仕り、右馬御渡被下候村方

江相談仕可申候と申上、則御伝馬役処江罷出、右御合鑑御目二奉掛候処、山田村二而御渡被下候付、右村方役人権六江右之訳相談仕候処、正馬之分八不及異義二候得共、代錢壹貫四・五百文之分八余り高直二御座候故正錢二而差上候外無御座候とて四疋共二正馬二而差上候処、右之内耆疋先キ二湯沢江御遣被成置、跡江三疋御残シ被成候而、馬方之者大二御呵被成置散々二御追散シ被成置候、其後御宿亭主久多郎へ御申付被成候而、山田村役人権六御呼ひ寄七被成置、御直々如何御相談被成候哉、代錢六百文御請取り被成候、其後御追散シ被成候馬方之内耆人亭主久多郎働二而漸々尋出シ、御荷物為附御出立被成候、右之通二御座候、依而乍恐書付を以奉申上候、以上、

文政八年酉五月 下院内村小走 忠右衛門印

小栗忠藏様 御下

一 右御歩行宿之亭主相勤候横堀村久多郎を相尋候処、左之通り書付を以申出候、

一 当十二日より亭主役被仰付、周達老方二罷有申候、同十三日御一宿被成置候御方御歩行古田惣内様・境田左源太様・齋藤伝治様御三人御取扱仕罷有候、然処十四日朝伝治様より被仰出候は、御判紙表馬式疋不足、未夕不指出候付御用滞候間、当村役人代二参候忠右衛門と申もの早々才足可仕と被申付、私早速尋二参り候、然処右馬朝六ツ半頃かと存

候時、式疋詰罷有申候、齋藤伝治様より被仰付候二八余り遅ク申候故御用二相立不申、依之其方可然取扱可致旨被申付候故、横堀村権六二向御旦那様よりかよふ之義被仰付候間湯沢江参り候より八、耆疋二付三百文之錢納二而指出候而罷帰り可申と申候処、早速承知仕、右馬式疋代六百文私方二持参仕候、右錢則齋藤伝治様方二御渡候、上納仕候処間違無御座候、以上、

文政八年酉五月 横堀村 久多郎印判

小栗忠藏様

一 役頭又左衛門殿より境村止宿処より差出候書状、今十七日相達、下院内村江相達候、左之通り、

一 昨日途中五右衛門殿へ御相談致候伊織殿通夫之者并宿御吟味被成候而、早々可被仰遣候、

一 御通行前寄郷より詰候馬歩行夫御調之節不屈之者有之、三人郷中江御預ケ被差置候段、先日五右衛門殿被仰承知いたし候、右之者共早速御免し被成間敷候、

一 宿々二而出足之節間二合兼、御賄も指出兼候処有之様相聞得、御聞立被成可被下候、

一 齋藤殿荷物等之後レ候義、いつ方の間違二候哉、四郎左衛門殿小野崎へかけ合候様御談いたし候、御掛合之上いか成仕未柄候哉可被仰下、早々境村止宿より、以上、

五月十五日

一 右之通り申来候付、今十七日則伊織殿通シ夫之義取扱候宿上院  
内村内蔵助・松太郎より指出候書付手紙付ニ而差上申候、跡々  
条之義ハ此間中二四郎左衛門・我等帰宅之上委曲申上候様ニ御  
挨拶ニ相及申候、

但シ郷中江預ケ置候三人之者之事八十式日晚ニ加郷人調之節  
逃候者ニ有之候、忝人致候而忝人ニも三人ニも相成り候よふ  
取斗意ニ而逃候処、御足輕共ニ被召捕候者ニ有之候、

一 十八日、上下院内村より差出候忝紙左之通、下院内村より昼食  
後湯沢御役屋へ四郎左衛門・忠蔵・我等共ニ御用明ニ相成候俣  
引移申候、此節同役惣兵衛・主鈴同御役屋ニ詰合居候、豊田五  
右衛門も夕後西馬音内前郷村切支丹御調御用濟之由ニ而引移り  
申候、

御入部於院内驛場人馬扨忝紙

一 馬三百五拾四疋

御備馬

内式百七拾八疋

御用馬二相渡

同拾九疋

賃馬二相渡

殘馬五拾七疋

一 夫四百七拾五人

御備夫

内四百拾人

御用夫二相渡

同六拾五人

賃夫二相渡

ノ

外二式百五拾九人

加郷村々より臨時御雇夫、但シ忝人

二付四百文宛ニ候得共御用無之相返  
シ候ニ付、半日雇式百文宛相渡、

此代五拾忝貫八百文

右之通相違無御座候、以上、

文政八年酉五月

上下院内村

肝煎兩人・長百姓共

豊田五右衛門殿

鯨岡四郎左衛門殿

小栗忠蔵殿

湊曾兵衛殿

津輕大隅守様御下り於院内驛場人馬扨忝紙

一 馬百八拾式疋

御伝馬

内百拾四疋

賃本馬二相渡

同三拾八疋

同輕尻馬二相渡

殘馬三拾疋

一 夫百八拾五人

御備夫

内式人

御用夫二相渡

同百四拾八人

賃夫二相渡

殘夫三拾五人

右之通相違無御座候、以上、

文政八年酉五月

上下院内村

両肝煎・長百姓共

宿処右同断



# 彙報

(平成二十六年一月現在)

## 一 展示

### ○開館二十周年記念展示

「秋田県公文書館所蔵文化財展―秋田には、財(たから)がある。―」

・日程および観覧者数

前期 八月二十三日～九月二十三日

三期 三十一日間 観覧者三八九七人

後期 十月三十日～十一月三十日

三十一日間 観覧者二七〇四人

計六二日間 〃 六六〇一人

一日平均 〃 一〇六人

本展示は、秋田県公文書館の開館二十周年記念事業の一環として行われた。これまでの企画展では毎回テーマを設定し、当館所蔵の公文書及び古文書資料から関係資料を紹介してきた。今回は、趣向を変えて、当館所蔵の県指定及び市指定有形文化財を紹介し、サブタイトルを「秋田には財がある」とした。開館二十周年を記念した企画であり、所蔵文化財が初めて一堂に展示される超豪華なラインナップとなった。新聞、ラジオ、テレビで広く報道され話題となった。

展示の構成は左のとおりである。

秋田県指定有形文化財

- ・ 出羽一國御絵図
- ・ 秋田藩家蔵文書
- ・ 梅津政景日記
- ・ 北家御日記
- ・ 国典類抄

・ 羽陽秋北水土録

・ 久保田城下絵図

・ 日本六十余州国々切絵図

・ 秋田領給人町絵図

・ 秋田県行政文書

秋田市指定有形文化財

- ・ 米沢町記録
- ・ 外町屋敷間数絵図
- ・ 渋江和光日記
- ・ 川口町丁代文書

公文書館の二十年

絵図は複製、文書は原本を展示した。出羽一國御絵図の原本は、横幅一二メートルを越す大きさなので、展示解説の際には、閲覧室に掲示してある縦横四分の一に縮小した複製も併せて紹介した。

最終コーナーの「公文書館の二十年」では、昭和四十五年度の文書館構想、平成五年度の開館から現在にいたる軌跡を紹介した。これに加えて、地道であるが基礎的業務である公文書の評価選別、古文書の翻刻刊行作業を写真と資料を展示し解説した。

記念展示とリンクした形で、1階エントランスホールから2階展示室に至るスロープに、開館以来の企画展や特別展のポスターをパネルで展示し好評を博した。

(柴田 知彰)

## 二 講座

### ○公文書館講座

本年度の講座は以下のとおり実施した。

A 古文書解説講座

・ 初級編

古文書の基礎知識や解説の初歩を学ぶ内容で、初めて古文書を読む方が対象。

六月二十九日・七月六日・七月十三日

(三回連続・いずれも土曜日)

・ 中級編

古文書を通して郷土の歴史や文化に親しむ内容で、基礎知識や解説の初歩を学んだ方が対象。

七月二十日・七月二十七日・八月三日

(三回連続・いずれも土曜日)

・ 上級編(四回)

解説の知識や方法をより深める内容で、古文書を読んだことがある方、勉強されている方、地域で活動している方などが対象。

第一回 九月六日(金)

「佐竹家、婦人たちの手紙を読む」

第二回 九月十三日(金) (講師 嵯峨稔雄)

「異国船来航と秋田藩」

第三回 九月二十七日(金) (講師 加藤民夫)

「天保期秋田藩の改革派と民衆闘争」

第四回 十月四日(金) (講師 渡部紘一)

「城下町久保田の町人生活」

B アークイブズ講座(四回) (講師 菊地利雄)

公文書館の資料を通して、館の利用方法や保存活動について理解を深める講座で、歴史資料や当館の諸活動に興味・関心がある方が対象。今年度より生涯学習センターと共催し、同センターを会場に「美の国アクトイブカレッジ」の一環として実施。

第一回 十月十七日(木)

「秋田県庁文書に見る近代国家形成の過程」

(講師 畑田正樹)

第二回 十月二十四日(木)

「公文書館所蔵の近世絵図」

(講師 太田 研)

第三回 十一月七日(木)

「公文書館所蔵文化財展をみる」

(講師 鍋島真・柴田知彰)

第四回 十一月十四日(金)

「秋田藩家老の日記にみる

元禄期と幕末期の秋田の諸相」 (講師 生涯学習センター・佐藤 隆) 全体で昨年度を百名近く上回る四百三十八名の方に参加していただいた。来年度もより充実した講座を開講したい。

(鍋島 真)

○県政映画上映会

「懐かしき昭和三十年代の我が秋田」

第一回 平成二十五年八月二十五日(日)

来場者数 七十一名

第二回 平成二十五年十一月一日(日)

来場者数 五十一名

(会場…当館三階多目的ホール)

今年度も、県の記念日(八月二十九日)と文化の日に合わせ上映会を開催した。

この上映会は、ふだんは閲覧室ビデオルームで公開している昭和三十年代の県政ニュース映画をスクリーンでご鑑賞いただき、当館の普及及び利用促進に繋げる趣旨で実施している。

八月の上映会では、県内有数の観光地や各地域の伝統芸能・生活文化等の、秋田が誇る有形無形の財産を記録した5本の作品を上映した。

十一月は秋田デザインেশョンキャンペーンに合わせ、秋田ならではの歴史や文化、暮らしを県政映画から紹介した。上映作品の

選択にあたっては前回のアンケート結果を踏まえ、各映画の話題が断片的ではなくできるだけ連続するよう配慮し、時代の移り変わりがわかるような構成とした。

リピーターの割合は、昨年度八月から三十%、二十八%、今年度は三十四%、四十一%と上昇している。また、今年度十一月のアンケート集計結果によると、回答者三十七名全員が「また来たいと思う」と回答した。来年度も県の記念日と文化の日に合わせて開催する予定である。

(木村 裕久)

○古文書相談日

今年度の古文書相談日に対応したのは、二件である。いずれも由利地域に関わる内容である。この他に古文書相談日まで待たせずに、その日のうちに対応したものもあった。

電話での古文書相談の問い合わせには、館蔵の公文書、個人蔵の書籍や詩歌といった、古文書相談日の趣旨にそわないものが少なからずあった。古文書を古そうで、楷書ではないので読めないものという認識によるものがある。違う見方をすれば、当館で翻刻・刊行しているのは古記録であって、古文書ではないという、歴史学ではごく常識的なことがらが周知されていないことのあらわれでもある。今後、古文書相談日の趣旨の周知をより

はかるようにつとめたい。

(鈴木 満)

### 三 研修・協議会

#### ○第三十九回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国(東京)大会

全史料協全国大会は、十一月十四日・十五日の二日間、学習院大学創立百周年記念会館(東京都豊島区)を会場に「地域社会とともに歩むアーカイブズ—公文書管理法時代の資料保存—」を大会テーマに開催され、当館からは館長以下三名が出席した。

大会では四つの研修会、三つの自由論題研究会、二つの大会テーマ研究会の報告、東京都公文書館(廃校舎を利用)等二つの公文書館の視察、関係企業等参加してのポスターセッションが行われた。その中から大会テーマ研究会報告を紹介する。

同報告①では、豊島区役所から全庁的システム共通基盤を介した現用文書管理の一元化を行ったことの報告があった。同区では平成二十二年度で、市民窓口申請書類等を除き文書作成から決裁、文書保存決定まで電子化がほぼ完成し(電子決裁率99%)、保存決定文書はすべて電子の形で保存されることであつた。税や福祉に関する事務も独自システムにせず、共通基盤の上にセキュリティを

確保しながら載せているため、システム管理が効率的にできることとであり、電子化の先進事例として目を見張るものがあつた。

同報告②では、埼玉県立文書館が従来、独自のやり方で公文書を収集・保存・公開してきたが、公文書管理法の趣旨に基づく制度の見直しを行い、平成二十六年から施行するとの報告があつた。具体的には、これまで一年以上以上保存文書は原課で選別して同館に管理委任し、有期限保存文書は、原課で廃棄決定した文書の中から文書館で必要なものを収集していたが、同館に入るルートを前者の方法に一本化し、公開制限のある文書は情報公開条例で対応することであつた。この報告が終わつた後、法施行以後の各自治体の対応方法について活発な意見交換があつた。その中で地方のこれまでのやり方を否定して法と同じ形の条例を制定するのではなく、自治体ごとに創意工夫して法と異なるものを作つてもいいのではないかとという意見には会場からの賛同も多く、法施行直後に比し冷静な議論ができるようになったと感じた。

(畑田 正樹)

#### ○平成二十五年度アーカイブズ研修Ⅰ

九月二日から六日までの五日間、東京都内で開催された国立公文書館主催の初任者研修に参加した。

初任者が対象とはいえ、総論から海外の状況、関係法令、評価選別等の実務までの講義に加え、自治体の事例報告やグループ討論など、内容は多岐にわたり、他館の状況も詳しく知ることができた研修であつた。

特にグループ討論では「電子公文書とデジタルアーカイブ」のテーマに参加し、公文書館や外交・防衛・金融アーカイブズ、自治体文書担当課など抱える課題も異なる受講者と活発に意見を交える機会を持てた。「電子公文書の原本性」という根本的な問題を論点に挙げたことで難儀な議論になったが、デジタルに限らず既存の紙資料も含めた「保存」と「利用」のあり方について有益な示唆を得られたことは収穫であつた。

他館の取組に学ぶことが多かったが、自館の価値に気づいたこともある。研修の中で「行政利用」「原課との連携」というキーワードが何度か挙がった。事例報告を行った札幌市公文書館では政策形成に寄与する記録の提供として行政利用を重視している。講義でも複数の講師が原課とアーキビストとの連携の必要性を主張していた。当館では昨年度八百点以上の行政利用があり、評価選別でも原課の意見を求めている。この点は改めてその価値を見直すべきではないかと感じた。

研修の意義は、業務知識を深めると同時に、アーカイブの課題や将来像を共有し、各館に

持ち帰って実践することにあると思う。受講者との情報交換も含め研修で得たことを館の運営に活かしていきたい。

(三浦 貴之)

○市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議  
各市町村の公文書管理担当者及び歴史資料担当者を集めての今年度の会議は、開館二〇周年記念講演会と合わせて十一月一日(金)に開催した。会議では、当館、北秋田市、湯沢市から報告があり、情報交換が行われた。

当館からは、昨年度の会議で説明した「秋田県歴史資料調査」の一環として各市町村の現状を把握することを目的に今年度は「歴史資料の保存及び利用に関するアンケート調査」を実施し、調査の結果について全県的な概要を説明し、それを踏まえて公文書・古文書それぞれについて現状の課題と今後必要な取組について述べた。

このほか北秋田市から「北秋田市における古文書の調査とその目的」について、湯沢市から「歴史的行政資料等保存整理事業」について、それぞれ報告があった。

(松尾 直樹)

#### 四 資料調査

##### ○県外古文書所在調査

平成二十五年度の県外資料調査は次のとおり実施した。  
秋田藩主佐竹家旧蔵文書の調査

秋田藩主佐竹家伝来文書は、佐竹家を離れて当館及び東京都千秋文庫が所蔵している。東京大学史料編纂所では佐竹家が譲渡する前に採訪している。その影写本・謄写本を見ると、当館や千秋文庫に所蔵されていないものがある。また編纂所の影写本・謄写本等には佐竹家から流出したと思われるものもある。佐竹家伝来史料は秋田藩庁文書の一部をなすという指摘もあり、藩庁文書を引き継いだ記録書庫から発展した当館にとって、佐竹家旧蔵文書の調査・収集は、藩庁文書の復元のために必要である。

今年度、系図を中心に調査を行ったが、佐竹文庫及び千秋文庫が所蔵しているものもあつたが、散逸した系図も見いだせた。「佐竹分流系図」のように、三冊のうち佐竹家一冊、二冊が秋田県庁に引き継がれたが、前者は散逸していた。この他に「今宮家系」・「佐竹系図纂」(原題水戸府佐竹系図纂)・「佐竹家臣之系図」・「佐竹家中総系図」・「佐竹事蹟略譜」等、散逸したものを発見できた。この他に保阪潤治氏持参レクチグラフ「佐竹文書」のなかに佐竹家から流出した文書を見いだせた。これらも所在不明である。今回、見いだした散逸文書は、秋田藩記録

所から佐竹家を経たものである。

(鈴木 満)

##### ○秋田県歴史資料調査

地域住民共有の知的財産である貴重な歴史資料の保存及び利用の促進について、実情に応じた方策等を県と市町村が共通認識のもと、それぞれの取組みについて検討する必要があることから、市町村の現状を把握することを目的に、本年度は「歴史資料の保存及び利用に関するアンケート調査」を実施した。

各市町村の公文書担当課と文化財担当課にそれぞれ組織体制、歴史資料の保存状況や利用状況、関係団体等との連携状況をはじめ、これまで実施した「公文書等保存状況調査」と「古文書所在調査」それに「秋田県歴史資料目録」の内容を市町村ごとに整理したデータを提供し、歴史資料の現状における所在状況等について回答をお願いした。

アンケート調査結果の概要等については、十一月一日に開催した「市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議」において報告したところであるが、担当者が少ない中、業務量が多いため、目録の作成や、個人宅の調査までは手が回らない状況をはじめ、歴史資料の保存スペースや保存環境に問題を抱えているケース、関係団体等との連携が行われていないケース等、さまざまな実態が明らかになった。

今後については、アンケート調査に関する内容の確認のほか、県と市町村の協働による歴史資料の保存と利用の更なる促進に向け、実態に応じた取組み等について協議するため、市町村訪問を実施することとしている。

(山代 秀司)

## 五 寄贈・寄託資料

### ○「船木家文書」六十九点

中安家「日記」「江戸日記」ほか

寄贈者（船木泰雄氏）が自宅で所蔵する文書を、直接来館して寄贈。

(平成二十五年七月十日付)

### ○「高久正吉家資料」一点

「湯沢外町絵図」

寄託者（高久正吉氏）が自宅で所蔵する絵図を、直接来館して寄託。

(平成二十五年十月十一日付)

### ○「平沢家文書」一式

「平沢通有日記」ほか

寄贈者（平澤富美子氏）が自宅で所蔵する文書を、直接来館して寄贈。

(平成二十六年二月二十四日付)

(太田 研)

## 六 当館刊行物

(刊行物については年度内のものを示す)

### ○『戸村家文書目録』（秋田藩関係文書Ⅳ）

所蔵古文書目録第9集・資料群目録4

### ○『秋田県公文書館所蔵絵図目録』

### ○『公文書館だより』第二十九号

### ○『古文書倶楽部』第五十三〜五十八号

(鍋島 真)

## 七 受贈刊行物

(平成二十五年一月から十二月までの分を次ページ以下に示す)

〈 各公文書館からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名
北海道立文書館	調査研究事業報告書 第2号
福島県歴史資料館	福島県歴史資料館収蔵資料目録 第44集 県内諸家寄託文書 (38)
茨城県立歴史館	茨城県史研究 第97号 茨城県立歴史館報 第40号 茨城県行政文書目録 (12) (1975) 行政資料目録17 茨城県立歴史館史料叢書 16 否塞録 悔慚録 明志録 茨城県立歴史館史料目録 57 結城市矢畑鈴木誠一郎家文書目録 (二) 茨城県立歴史館運営要覧 平成25年度
栃木県立文書館	栃木県史料所在目録 第42集 関一恵家文書/〔CD-ROM版〕 学校教材史料集 第9号 -授業に使うとちぎの史料- 栃木県立文書館研究紀要 第17号 栃木県立文書館企画展示図録 第25回企画展「古文書にすむ動物たちとの対話—人と動物のつきあいに見る下野の江戸時代—」
群馬県立文書館	群馬県立文書館双文 第30号 群馬県立文書館収蔵文書目録 31 前橋市八木健次家文書 吾妻郡長野原町長野原町応桑区有文書
埼玉県立文書館	埼玉県史料叢書 16 栗橋関所史料5 御用留Ⅱ 御関所日記 埼玉県立文書館紀要 第26号 埼玉県立文書館収蔵文書目録 第52集 戸谷家文書目録
千葉県文書館	千葉県文書館企画展示図録 平成25年度/企画展「文書館ってすごい!Ⅱ」 千葉県文書館収蔵文書目録 第26集 東金市台方前嶋家文書目録2 千葉県の文書館 第18号
東京都公文書館	東京市史稿 産業篇 第五十四 東京都行政資料集録 平成23年度 都史紀要 41 明治期東京府の文書管理 東京都公文書館年報 平成24年度
神奈川県立公文書館	神奈川県立公文書館年報 平成24年度
新潟県立文書館	新潟県立文書館年報 平成24年度/第21号 文書館資料にみる新潟県の歴史 越後佐渡ヒストリア
富山県公文書館	富山県公文書館企画展示図録 平成24年度/特別企画展「近世越中の教育事情～広徳館・私塾・寺子屋～」 富山県公文書館企画展示図録 平成25年度/置県130年記念特別企画展「ふるさと富山 百三十年のあゆみ」 富山県公文書館年報 平成23年度/第25号、平成24年度/第26号 富山県公文書館文書目録 歴史文書28
福井県文書館	福井県文書館研究紀要 第10号 福井県文書館年報 平成24年度/第10号 福井県文書館資料叢書 9 福井藩士履歴1 あ～え
長野県立歴史館	長野県立歴史館収蔵文書目録 12 小県郡伊勢山村蚕種蚕籠堂文書 (1-6) 長野県立歴史館研究紀要 第19号
岐阜県歴史資料館	岐阜県所在史料目録 第59集 青木久太郎家文書目録 (2)
京都府立総合資料館	京都府立総合資料館紀要 第41号 国立公文書館所蔵資料展示図録 「公文書の世界in京都」
和歌山県立文書館	和歌山県立文書館紀要 第16号
岡山県立記録資料館	岡山県記録資料叢書 8 岡山県史料八 (明治九年・上) 岡山県立記録資料館紀要 第8号 岡山のアーカイブズ 2 ～記録資料館活動成果資料集～
広島県立文書館	広島県立文書館紀要 第12号 広島県立文書館展示図録 収蔵文書展「『海の道』の近世～瀬戸内の景観と生活・交流の歴史～」
山口県文書館	山口県文書館研究紀要 第40号
徳島県立文書館	徳島県立文書館年報 第16号 徳島県立文書館企画展示図録 第47回企画展「高校生のカメラが捉えた昭和30年代の徳島—石丸洋が撮った徳島—」 徳島県立文書館企画展示図録 第48回企画展「岩村武勇収集資料展」
香川県立文書館	香川県立文書館紀要 第17号 香川県立文書館収蔵文書目録 第15集 讃岐国那珂郡津村横井家文書目録 (1)
福岡共同公文書館	福岡共同公文書館年報 平成24年度/第1号
大分県公文書館	大分県公文書館事業年報 平成24年度
沖縄県公文書館	沖縄県公文書館研究紀要 第15号
広島市公文書館	広島市公文書館紀要 第26号
福岡市総合図書館	福岡市総合図書館古文書資料目録 平成24年度/18 福岡市公文書資料目録 平成24年度版/〔CD-ROM版〕、平成25年度版/〔CD-ROM版〕 福岡市総合図書館研究紀要 第13号
小山市文書館	小山市文書館要覧 平成24年度/第5号

発行機関	資料名
藤沢市文書館	藤沢山日鑑 別巻 近侍者記録三 藤沢市文書館紀要 第33号
寒川文書館	寒川文書館年報 平成24年度/第6号 寒川町史研究 第25号
松本市文書館 天草市立天草アーカイブズ	松本市文書館紀要 松本市史研究 第23号 天草市立天草アーカイブズ年報 平成24年度/第10号 天草アーカイブズ開館10周年記念誌 天草の記憶を未来のために～市民とともに歩む天草アーカイブズ～

〈 県内市町村からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名
秋田市	秋田市歴史叢書 7 米沢町丁代文書2 秋田市遺跡確認調査報告書 平成24年度 秋田市下堤G遺跡 - 旧石器時代編 - 秋田市の図書館要覧 2013 秋田市少年指導センターの概要 平成25年度 第27回読書感想文集 2013 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園 - 修復整備に伴う発掘調査概報 -
大館市	大館郷土博物館研究紀要 火内 第11号 大館市文化財調査報告書 第7集 大館市内遺跡詳細分布調査報告書 (3)、第8集 扇田道下遺跡発掘調査報告書、第9集 2012年ニホンザリガニ及びアメリカザリガニ生息分布調査報告書 大館郷土博物館展示図録 2013 大館市文化財マップ ①大館編、②比内編、③田代編
男鹿市	男鹿市文化財調査報告 第40集 国指定史跡脇本城跡 - 総括報告書 -
湯沢市	佐竹南家御日記 第九巻
鹿角市	鹿角市文化財調査資料 107 秋田県鹿角市遺跡詳細分布調査報告書 - 小黒森山遺跡・黒森山麓堅穴群遺跡・下内野IV遺跡・下内野V遺跡 - ヤスノ木遺跡範囲確認調査・甚兵エ川原地区分布調査 - 上津野 No.38
美郷町	美郷町埋蔵文化財調査報告書 第14集 湯殿屋敷遺跡谷地中遺跡 - 県営農地集積加速化基盤整備事業（羽貫谷地地区）に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 -、第15集 国指定史跡本堂城跡 - 本堂城跡整備第3次3か年計画に基づく調査報告書Ⅲ -

〈 国機関からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名
宮内庁	書陵部紀要 第64号、第64号〔陵墓篇〕 昭和天皇記念館・宮内庁宮内公文書館共催展示図録 「摂政宮と関東大震災 - 宮内庁の記録から -」
防衛省	戦史研究年報 第16号（防衛研究所創立60周年記念特別号） 戦争史研究国際フォーラム報告書 2013年3月/太平洋戦争の遺産と現代的意義
外務省	外交史料館報 第26号
財務省	租税史料叢書 第六巻 営業税関係史料集～国税営業税を中心に～
厚生労働省	労働市場年報 平成23年度、平成24年度
国会	国立国会図書館月報 平成24年11月号/No.620～平成25年11月号/No.632
国立公文書館	北の丸 国立公文書館報 第45号 アーカイブズ 第49号～51号 アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集 平成24年度
その他	歴博 第176号 特集 列島の民俗文化 - 第4展示室新構築 -、第177号 特集 木戸家資料から広がる歴史像、第178号 特集 古典籍再発見、第179号 特集 子供と博物館 - 「たいけんれきはく」開室、第180号 特集 文字とコンピュータ2013～文字コードは踊る～、第181号 特集 行列を追っかける 国立歴史民俗博物館要覧 平成25年度 国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇 第9号（通巻第44号） 国文学研究資料館紀要 文学研究篇 第39号 国文学研究資料館史料目録 第96集 信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録（その5） 国文学研究資料館史料目録 第97集 信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録（その6） 水産総合研究センター所蔵古文書目録 - 鹿児島県関係史料 -

〈 県外自治体からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名	
北海道	札幌市文化資料室研究紀要 第5号 一公文書館への道一	
	北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要 第19号	
	北海道立アイヌ民族文化研究センター年報 平成24年度	
	北海道立アイヌ民族文化研究センター企画展示図録 2013年夏/企画展「アイヌ語地名を歩くー山田秀三の地名研究からー 根室」	
青森県	青森県史 資料編 考古2 縄文後期・晩期	
	新編八戸市史 地誌編、通史編Ⅱ 近世	
岩手県	岩手県立博物館研究報告 第30号	
	岩手県立博物館収蔵資料目録 第25集 生物Ⅶ 岩手の蝶3	
宮城県	東北歴史博物館研究紀要 14	
	東北歴史博物館年報 平成24年度	
	東北歴史博物館展示図録 平成25年度/春季特別展「美しき東北の街並み～鳥のまなざし 吉田初三郎の世界～」	
	東北歴史博物館展示図録 東日本大震災復興祈念特別展「神さま仏さまの復興ー被災文化財の修復と継承ー」	
	宮城の墨蹟Ⅰ 宮城県地域文化遺産復興プロジェクトー文化庁平成24年度文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業ー	
	東北大学総合学術博物館のすべて XIII 考古学からの挑戦ー東北大学考古学研究の軌跡ー	
	仙台市史 通史編9 現代2	
	市史せんだい Vol.22 特集 東日本大震災と地域史の再発見、Vol.23 特集 歴史地震・津波を再考察する	
	福島県	原町市史 第6巻 資料編Ⅳ 近代
	栃木県	おだかの歴史 特別編5 資料の調査と記録
埼玉県	小山市立博物館報 平成23年度版	
	行田市郷土博物館研究報告 第7集	
	行田市郷土博物館収蔵資料目録 小川一真関係資料目録	
	行田市郷土博物館展示図録 開館25周年記念第22回テーマ展「行田の教育200年史」	
	行田市郷土博物館展示図録 第23回テーマ展「忍の物語ー治水と利水ー」	
	行田市郷土博物館企画展示図録 開館25周年記念第26回企画展「城絵図と忍城」	
	行田市郷土博物館企画展示図録 重要文化財修復記念第27回企画展「北武蔵の埴輪ー酒巻古墳群を中心としてー」	
	行田市・桑名市・白河市友好都市締結15周年記念合同企画展示図録 「武門の縁ー忍・桑名・白河、幕末への軌跡ー」	
	行田市史 資料編 古代中世、資料編 近世2	
	熊谷市史 資料編2 古代・中世	
	埼玉県博学連携推進研究会研究紀要 第5号	
	千葉県	佐倉市史研究 第26号
		松戸市立博物館紀要 第20号
松戸市立博物館年報 平成24年度/第20号		
品川歴史館紀要 第28号		
東京都	品川区立品川歴史館所蔵 今井金吾コレクション目録	
	豊島区立郷土資料館研究紀要 第22号 生活と文化	
	東京都江戸東京博物館紀要 第3号	
	東京都江戸東京博物館調査報告書 第27集 芝地域を考えるー愛宕山・増上寺・芝神明	
	自由民権 26	
	民権ボックス 26 武相自由民権運動関係年表	
	歴史民俗研究 第10輯 ー櫻井徳太郎賞受賞論集ー	
	八王子市史研究 第3号	
	新八王子市史 資料編1 原始・古代、資料編3 近世1	
	新八王子市史民俗調査報告書 第2集 八王子市東部地域由木の民俗	
	金澤文庫研究 第329号～331号	
	武家の都・鎌倉と金沢文庫/〔DVD版〕	
	市史研究横須賀 第12号	
新横須賀市史 別編 軍事、別編 民俗		
横須賀市史資料所在目録 第7集 ー大塚昭生家/島崎一家生家/五本木良夫家/鈴木理一家/福本浩家ー		
横浜市史資料室紀要 第3号		
横浜市史資料室報告書 ヨコハマの台所～高度経済成長期の横浜市中央卸売市場～		
海老名市史 10 別編ダイジェスト えびな歴史ものがたり下		
神奈川県	真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 ー能楽・楽器ー	
	真田宝物館企画展示図録 特別企画展「松代藩と黒船来航」	
	こども松代みて歩き～松代の水～	
	松代 2012年/〈付・年表〉 第26号	
長野県		

発行機関	資料名
静岡県	沼津市明治史料館史料目録 36 沼津測候所文書目録
	沼津市明治史料館史料目録 39 今沢大川家文書目録
	静岡県文化財調査報告書 第65集 江川文庫古文書史料調査報告書八 - 補遺編 -
愛知県	愛知県史研究 第17号
三重県	三重県史研究 第27号、第28号
	新視点 三重県の歴史
	三重県史資料叢書 6 資料編 中世2 補遺Ⅰ
	三重県史資料叢書 7 資料編 中世2 補遺Ⅱ
	三重県史 資料編 近世3(下)、別編 民俗
子どもが主役の博物館づくり事業実施報告書 平成22年度文化庁美術館・歴史博物館活動基盤整備支援事業	
滋賀県	新修彦根市史 第12巻 便覧・年表 淡海文庫52 公文書でたどる近代滋賀のあゆみ
京都府	京都市歴史資料館紀要 第24号
大阪府	大阪の歴史 第78号 特集 西区、第79号 新修大阪市史 史料編第15巻 近代Ⅱ行政2
奈良県	奈良市文化財調査報告 平成23年度 奈良市月ヶ瀬地区美術工芸品調査報告書- 寺院所蔵彫刻・絵画・工芸品 -
鳥取県	鳥取市歴史博物館やまびこ館年報 平成23年度
岡山県	倉敷の歴史 第23号
広島県	アーカイブスふくやま 第4号 東京阿部家資料 文書編(3) /2013年3月
山口県	山口県史研究 第21号 山口県史 通史編 中世
高知県	高知市立自由民権記念館紀要 第20号、第21号
	高知市立自由民権記念館企画展示図録 企画展「憲法発布と錦絵」
	高知市立自由民権記念館企画展示図録 企画展「日清戦争とメディア」
	高知市立自由民権記念館企画展示図録 企画展「おしえて！学校大事典」
福岡県	柳川文化資料集成 第3集-3 柳川美術Ⅲ
大分県	柳川市史 史料編Ⅱ 荘園(三瀬荘・瀬高荘)史料 田中吉政・忠政関係史料
	大分県立先哲史料館研究紀要 第17号
	大分県立先哲史料館企画展示図録 平成24年度/秋季企画展「江戸への旅-一年貢米と上乗人-上乗人が記録した100日を越える旅」
宮崎県	佐土原藩嶋津家江戸日記 (十四) 宮崎県文化講座研究紀要 平成24年度/第三十九輯

〈 大学からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名
青山学院大学文学部史学研究室	青山史学 第31号 -小名康之教授・松尾精文教授退任記念号-
秋田県立大学システム科学技術学部	公立大学法人秋田県立大学システム科学技術学部業績報告書 (平成24年度) / 第6号
秋田公立美術工芸短期大学	秋田公立美術工芸短期大学紀要 2012/第17号
秋田大学企画広報課	秋田大学概要 平成25年度
秋田大学史学会	秋大史学 第59号
鷹陵史学会	鷹陵史学 第39号
大阪商業大学商業史博物館	大阪商業大学商業史博物館紀要 第14号
学習院大学史学会	学習院史学 第51号
学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻	G C A S Report-学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報- Vol.2
神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科	歴史民俗資料学研究 第18号
神奈川大学日本常民文化研究所	民具マンスリー 第45巻7~12号、第46巻1~6号
	神奈川大学日本常民文化研究所アチック写真 vol.7、vol.8
	神奈川大学日本常民文化研究所所蔵資料目録 二神司朗家文書目録(一) 中世・近世編 伊予国温泉郡二神村(愛媛県松山市二神)
	神奈川大学日本常民文化研究所調査資料目録 岩井貞之家文書目録 山城国乙訓郡大山崎荘(京都府乙訓郡大山崎町)
	神奈川大学日本常民文化研究所 2012年度、2013年度
	神奈川大学日本常民文化研究所論集 29 歴史と民俗29 特集 漁業の歴史と民俗
神奈川大学国際常民文化研究機構	神奈川大学国際常民文化研究機構年報 2011年度/3 国際シンポジウム報告書Ⅲ “カラダ”が語る人類文化-形質から文化まで-
川村学園女子大学図書委員会	川村学園女子大学研究紀要 第24巻第1号、第24巻第2号
関西大学史学・地理学会	史泉 第117号、第118号
九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門	九州文化史研究所紀要 第56号
京都大学文学文書館	京都大学文学文書館研究紀要 第11号
京都西山短期大学	西山学苑研究紀要 第8号
熊本史学会	熊本史学 第97号

発行機関	資料名
慶應義塾福沢研究センター	近代日本研究 2012年度/第29巻 特集 大正期再考
高知海南史学会	海南史学 第51号
神戸女子大学史学会	神女大史学 第29号
国史学会	国史学 第209号、第210号
国士舘大学日本史学会	国士舘史学 第17号
滋賀大学経済学部附属史料館	滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要 第46号 博物館相当施設指定60周年記念号 滋賀大学経済学部附属史料館企画展示図録 平成25年度/企画展滋賀大学経済学部 創立90周年記念「彦根高商の日々ー開け黙々として語る史書ー」
島根大学附属図書館	島根の国絵図ー出雲・石見・隠岐ー
駿台史学会	駿台史学 第147号 特集 西洋史におけるコスモロジー研究の課題と現状、第 148号、第149号
信大史学会	信大史学 第37号
専修大学大学史資料課	専修大学史紀要 第5号
専修大学歴史学会	専修史学 第53号、第54号
創価大学人文学会	創価大学人文論集 第25号
高崎経済大学経済学会	高崎経済大学論集 第55巻第2号 石川弘道先生退職記念号、第55巻第3号 北條 勇作教授退職記念号、第55巻第4号 茂木一之教授退職記念号、第56巻第1号、第 56巻第2号
高崎経済大学地域政策学会	地域政策研究 第15巻第2号 三瓶憲彦教授退職記念号、第15巻第3号 吉田俊幸 教授退職記念号、第15巻第4号 塩田咲子教授退職記念号、第16巻第1号
千葉大学文学部史学科	丹後国田辺城下竹屋町文書目録（京都府舞鶴市字竹屋）
中央大学入学センター事務部	中央大学史資料集 第25集 中央大学史紀要 第18号
中央史学会	中央史学 第36号
帝京大学文学部史学科	帝京史学 第28号
東海大学学園史資料センター	東海大学資料叢書 2 航空科学専門学校関係資料集、3 財団法人国防理工学園 関係認可申請書類
東北学院大学東北文化研究所	東北学院大学東北文化研究所紀要 第44号
東北大学国史談話会	国史談話会雑誌 第53号
東北大学史料館	東北大学史料館紀要 第8号
東北大学大学院文学研究科東北文化研究室	東北文化研究室紀要 2012年度/通巻第54集
南山学園史料室	南山学園史料集 8 南山学園のレーモンド建築（上）
南山大学史料室	アルケイアー記録・情報・歴史ー 第7号
日本近代史研究会	近代史料研究 2012/第12号
日本大学史学会	史叢 第87号、第88号
奈良女子大学史学会	寧楽史苑 第58号
奈良女子大学日本史の方法研究会	日本史の方法 第10号
鳴門史学会	鳴門史学 第26集
ノースアジア大学総合研究センター	総合研究 創刊号
ノースアジア大学総合研究センター教養・文化研究所	教養・文化論集 第8巻第1号（通巻第13号）
ノースアジア大学総合研究センター経済研究所	経済論集 第11号
「書物・出版と社会変容」研究会	書物・出版と社会変容 2012年/第13号、2013年/第14号
弘前大学国史研究会	国史研究 第134号
弘前大学地域社会研究会	地域社会研究 第6号
広島史学研究会	史学研究 第278号～281号
広島大学文書館	広島大学文書館紀要 第15号 広島大学文書館外部評価報告書 平成24年度 広島大学文書館蔵 大牟田稔関係文書目録 資料編1
法政大学史学会	法政史学 第79号 山名弘史先生・河内祥輔先生退職記念号、第80号
法政大学ボアソナード記念現代法研究所	法律学の夜明けと法政大学 ボアソナード講演集・著作目録ーボアソナード・梅謙次郎没後100周年記念冊子ー
聖園学園短期大学	聖園学園短期大学研究紀要 第43号
三田史学会	史学 第81巻第4号、第82巻第1・2号、第82巻第3号
武蔵大学人文学会	武蔵大学人文学会雑誌 第44巻第1・2号、第44巻第3号 古橋信孝教授記念号、第 44巻第4号
武蔵野美術大学大学史史料室	Archive&Archives 06 昭和10年代のデザイン 課題作品ー濱徳太郎旧蔵史料ー
明治大学史資料センター	大学史資料センター報告 第35集 大学史活動 大学史紀要 第17号 木村礎研究Ⅱ
山形大学歴史・地理・人類学研究会	山形大学歴史・地理・人類学論集 第14号
米沢史学会	米沢史学 第29号
立正大学史学会	立正史学 第112号、第113号 黒田日出男教授・木村靖二教授退職記念号
歴史人類学会	史境 第65号、第66号

発行機関	資料名
和歌山大学紀州経済史文化史研究所	紀州経済史文化史研究所紀要 第33号 和歌山大学紀州経済史文化史研究所展示図録 2012年度/特別展「和歌山大学とその周辺の生き物たち」
早稲田大学史学会	史観 第169冊

〈 関係機関からの受贈刊行物 〉

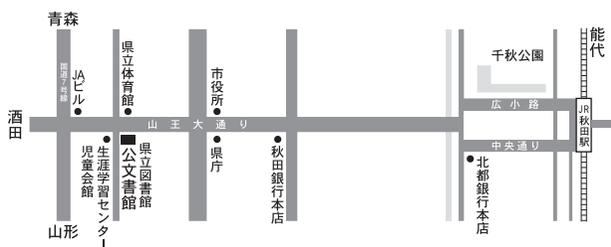
発行機関	資料名
総務部	秋田県税務統計書 平成23年度/No.60 県税のあらまし 平成25年度 秋田県地震被害想定調査報告書〔概要版〕 平成25年8月
企画振興部	毎月勤労統計調査地方調査報告 平成23年/一賃金・労働時間・雇用の動き一
健康福祉部	国民健康保険事業状況 平成23年度 国民健康保険疾病統計 平成24年度5月診療分 第2期健康秋田21計画～健康寿命をより長く 生活の質をより高く～ 第2期健康秋田21計画 健康寿命をより長く 生活の質をより高く〔概要版〕 秋田県医療保健福祉計画 平成25年3月 秋田県医療保健福祉計画(別冊) 平成25年3月 秋田県健康福祉部医務事業課業務概要 平成25年度 秋田県立医療療育センター業務概要 平成24年度 女性相談の概要(平成24年度実績) 平成25年度
生活環境部	平成24年度年次報告 あきたの男女共同参画 環境白書 平成24年版/(本編)、(資料編)、概要版 秋田県男女の意識と生活実態調査報告書 平成24年度
農林水産部	秋田県畜産試験場研究報告 第27号 稲作指導指針 平成25年度 秋田県農林水産業関係施策の概要 平成25年度
産業労働部	秋田県産業技術センター業務年報 平成24年度
建設部	大館能代空港管理事務所業務概要 2012 港湾統計年報 平成24年/秋田港・船川港・能代港・本荘港・戸賀港
地域振興局	鹿角地域振興局普及年報 平成24年度 山本地域振興局普及活動年報 平成24年度 仙北地域振興局普及年報 平成24年度
教育庁各課	出羽路 第153号 秋田県文化財調査報告書 2012/第487集 払田柵跡調査事務所年報 払田柵跡一第144次・第145次調査関連遺跡の調査概要一
図書館	秋田県立図書館要覧 平成25年度
近代美術館	秋田美術 第49号
農業科学館	秋田県立農業科学館要覧 平成25年度
埋蔵文化財センター	秋田県文化財調査報告書 第484集 県立聾学校遺跡一旧県立聾学校解体工事に係る埋蔵文化財発掘調査報告書一、第485集 家ノ浦Ⅱ遺跡一一般国道7号仁賀保本荘道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅶ一、第486集 遺跡詳細分布調査報告書、第488集 清水尻Ⅰ遺跡・清水尻Ⅱ遺跡一一般国道7号象潟仁賀保道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅳ一、第489集 ハケノ下Ⅱ遺跡一一般国道7号鷹巣大館道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅴ一 秋田県埋蔵文化財基準資料 縄文時代土器集成Ⅰ(後期) 秋田県埋蔵文化財センター研究紀要 第27号 秋田県埋蔵文化財センター年報 平成24年度/31
その他	秋田県立大館高等学校研修集録 平成24年度/第19号 秋田県立花輪高等学校研究紀要 平成24年度/第18号
議会事務局	秋田県議会第二回定例会会議録(写) 平成24年 秋田県議会第一回定例会会議録(写) 平成25年
人事委員会事務局	人事委員会年報 平成24年度版

## 開 館 時 間

- 平日……………午前9時～午後7時
- 土曜・日曜日・祝日……午前10時～午後6時

## 休 館 日

- 毎月第1水曜日（その日が休日のときは第2水曜日）
- 年末年始（12月28日～1月3日）
- 特別整理期間  
（開館時間及び休館日は平成26年4月1日からは上記のとおりになります）



秋田県公文書館研究紀要 第二十号  
平成二十六年三月二十五日発行  
編集 秋田県公文書館  
発行 秋田県公文書館

〒010-0952  
秋田市山王新町一四一三一  
電話 〇一八（八六六）八三〇一

（題字 寿松木 毅）  
この印刷物は六五〇部作成し、  
その経費は一部あたり一九九円です